

午前十時 零分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第三号により行います。

日程第一により、一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○一番（長野恭紘君） 最近、私は「いいとこどりのやっちゃん」というふうに言われております。（笑声）一生懸命頑張っていればいいことがあるのだなというふうに思いながら、この幸運のくじを引いていただいた五番議員さん、十四番議員さんに心から感謝・お礼を申し上げたいと思います。また、同僚の同じ会派の先輩の中には、余りに私が、四回の一般質問のうち二回がトップということで、今後の私の人生のくじ運を心配していただいている先輩もいらっしゃいますし、また、同じ確率の中で二回続けて最後という（笑声）議員さんもいらっしゃいますが、そういう先輩方に心しながら一般質問に入っていきたいというふうに思っております。

質問の通告に従いまして、順次行っていきたいというふうに思っております。

まず一番目、教育行政について。一項目の国旗・国歌について質問をしていきたいと思っております。

地方議会の中で、この国旗・国歌というものについて論ずるというのは、話が少々大きいのではないかとこのように思われるかもしれませんが、私は、今こそ地方議会から声を出して、正しい国旗・国歌の教育をしていくべきだ、声を大きくして言っていくべきではないかなというふうに思っております。

私の世代の一般的な感想として、国旗また国歌というものに関してどういう認識というか、イメージを持っているかということを知れば、数人の友人にも聞きましたけれども、決して残念ながらこれはいいものではありません。「戦争」であるとか「侵略」であるとか、恐らく学校また家庭の教育の中で教えられてきたようなそういうイメージがそのまま、間違ったイメージがそのまま残っているのではないかと。私は、本当に残念に思っております。

私は、今、商工会議所の青年部に席を置いております。また、同じ世代の仲間が集っている団体として青年会議所、ＪＣの皆さん方、そういう団体もございます。私どもの商工会議所の青年部もそうです。またＪＣの皆さん方もそうですが、月に一回の例会のときには、必ず国旗を掲揚して国歌を斉唱する、まずここから例会がスタートするわけでありまして。そのような方々というのは、主に自分で経営をされている自営業者の方、もしくは将来自分が経営者となって活動していく方が中心となっているグループであります。そういうグループの皆さん方というのは、大体意識というものが一緒だと私は思うのです。チャンスがあれば当然リスクがある。当然これから一生懸命、別府の市内の経済を支えていく

皆さん方でありますから、そういう意識というものは非常に高い。経営とよく国旗・国歌を思う、経営のためには一致団結をして社員全員で頑張らなければいけないというこの気持ちと、国旗・国歌を思う気持ちというのは、私は通じているのだなというふうに解釈をいたしております。

少々長くなりますが、国旗・国歌の歴史について調べてきましたので、そのことを申し上げて、質問に入りたいと思います。

「日の丸」は、神話の時代から太陽神・天照大御神をいただき、日出る国、日の本として自己認識してきた日本人にとって極めて親しみやすいシンボルで、我が国の長い歴史の中で自然に生まれ、国民生活の中に定着してきたもののようであります。

文献では、今から千三百年前、文武天皇の大宝元年、七〇一年に記章として用いたのが始まりだとされております。一一六〇年には、源義朝や義家が、「日の丸」の軍扇を愛用しておりました。室町の足利尊氏や戦国時代の上杉謙信、武田信玄、伊達政宗らも、家紋とともに「日の丸」の小旗や大旗を使っていた。また、幕末に外国船が頻繁に来航するようになると、自国の船の印が必要になり、「日の丸」が日本総船印として採用されたのであります。一八六〇年には、日米修好通商条約の批准書交換のために渡米した使節団の一行が、サンフランシスコに入港をいたしました。このとき使節団は、ニューヨークのブロードウエーを行進しましたが、市民は、窓ごとに星条旗と「日の丸」を掲げて歓迎したという記録が残っております。さらに、明治に入り一八四七年には、商船規則・太政官布告第五十七号により、「日の丸」は、日本の船舶に掲げるべき国旗として定められております。一九四五年には、GHQの方針として、国旗掲揚はその都度許可が必要となりました。一九四八年には、GHQの覚書で当時十二回の祝祭日には国旗掲揚を許可されるようになりました。一九五〇年には、国民の祝日や、学校や家庭で国旗掲揚をするようなことを政府が勧奨するようになりました。そして、先般の国旗国歌法の成立を見るわけであります。以上が、国旗に対してのたまかな説明であります。

次に国歌について。歴史上初めに登場するのは、古今集の中である。名のある人の歌ではなかったもので、詠み人知らずとして登場する。平安時代にすでにうたわれていた「君が代」は、鎌倉時代以降になって神事や宴席の最後にうたわれる秀歌として一般に広がり、江戸時代に至ると物語、おとぎ草子などの文芸、浄瑠璃、謡曲などの芸能にも登場するようになります。平安後期から鎌倉初期に広くうたわれていた和歌・漢詩を集めた「和漢朗詠集」には、歌詞が完全に現在の形として登場している。江戸初期には、恋の小唄としてもうたわれ、薩摩藩では祝賀の歌として用いられ、薩摩琵琶の中にも取り入れられている。いずれもお祝いや恋の歌として千年以上も日本人に親しまれてきたもので、一部の方々が主張する「戦争」であるとか「侵略」であるとか、そういったものとは無縁の平和そのものの歌である。本当に戦闘的な国歌とは、例えば次のようなものであります。「悪魔のご

とく敵は血に飢えたり。立て国民、いざ矛とれ。進め進め、あだなす敵を葬らぬ」、これはフランス国歌の一部であります。次に、「立て、奴隷となるな。血と肉もて築かぬ。よき国、我らが危機迫りぬ。今こそ戦うときは来ぬ」、これは中国国歌の一部であります。「君が代」が平和の歌であるその証拠の一つといたしまして、明治二十六年、ドイツにおける世界国歌コンクールで、「君が代」は一等賞になりました。めったに外国のことをほめない、こう言われるイギリス人の方も、「君が代」を「天上の音楽」と激賞したと伝えられております。

以上が国旗・国歌に対しての大まかな流れであると思います。こういうことも頭に入れながら、一般質問に入っていきたいと思います。

まず、公立小学校、中学校における卒業式、入学式のときの国旗・国歌についての取り扱いについてお尋ねをいたします。

いわゆる国旗国歌法成立を受けまして、文部科学省の方から通達があっているはずであります。それはどのような内容で、特に入学式、卒業式における教育委員会から各学校に対しての指導というものはどうなっておりますでしょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

国旗・国歌につきましては、すべての小・中学校で卒業式、入学式で国旗を掲揚し、国歌を斉唱しております。

国旗及び国歌に関する法律が、平成十一年八月十三日に公布されまして、即日施行されましたことを受けまして、同年九月十七日付けで各都道府県教育委員会教育長あて文部科学省から、学校における国旗及び国歌に関する指導について通知がございました。これを受けまして教育委員会といたしましては、各学校に指導の徹底を通知するとともに、毎年校長会で入学式、卒業式前に、国旗掲揚及び国歌斉唱について指導を行っているところであります。

○一番（長野恭紘君） しっかりと指導をしていただいているということであると思います。

次に、小学校、中学校の入学式、卒業式での指導がされていることであるということとはわかりましたけれども、国旗掲揚と国歌斉唱の現状についてお尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（利光弘文君） 市内の小・中学校すべての学校で入学式、卒業式には、国旗掲揚、国歌斉唱を行っております。

○一番（長野恭紘君） 私たちもそれぞれ入学式と卒業式には、地元の小学校、中学校には招待をしていただきまして、私は必ず参加をするようにしておりますし、議員さん方も恐らく参加をされていることと思います。

国旗に関しては一〇〇%、子ども会派で独自に調べた調査によりますと、国旗に関しては一〇〇%の掲揚をしている。しかし、国歌斉唱に関しては、やっぱり若干気になること

があります。まず気になったのは、開式の辞を言ったそのときに、全員起立ということで全員立っていただくのですが、一回着席せずにそのまま、立ったままで国歌を一連の流れの中で斉唱していくということが、まずこれが一点。それから、国歌斉唱については、校長先生と教頭先生以外はほとんど歌っていないというのが、私は現状ではないのかなというふうに思います。教頭先生の中には歌ってない先生もいらっしゃいましたが、やはり教育委員会の方も大変苦慮されて、あちらの意見も聞かなければいけない、こっちの指導もしなければいけないというところで、大変苦しい立場におられる現状があるのかなというふうに思います。しかし、このような形で国旗・国歌については、うやむやにしてはならないことであると私は思います。

国歌というものの性格上、余り声を大きく上げて「わっ」と歌うというようなものではありません。厳かな雰囲気の中で歌うものであるというふうに思っておりますけれども、学校によっては、これはうれしいことに大きな声で、学校の教職員は歌ってないけれども、生徒は歌っているというような学校もあるようであります。こういう学校によって子供たちが歌う歌わないというのはどういうことなのかなというふうにちょっと疑問に思いますけれども、全部で歌っていないということではないということが、一つ救いなのかなと私は思っております。

また、市内の小学校の先生の中で、子供たちに、「『君が代』は、天皇陛下を賛美した歌だから、歌いたくなければ歌わなくてもいいよ」という生徒たちに指導をして、教育委員会からの注意を受けた先生がいるというふうに調べた結果わかったのですが、その点について事実関係だけ、その事実があるのかなのか。

○学校教育課長（利光弘文君） そういう事実を把握いたしましたので、こちらから強く指導したのは、間違いございません。

○一番（長野恭紘君） そういう事実があるというのは、悲しいことです。しかしながら、その先生も今は反省をして、そういう誤った教育はしないと誓ったようでもありますので、もうこのことについてはこれ以上は申し上げませんけれども、やはり正しい国旗・国歌の歴史それから教育、こういったものをしてもらいたいと思うのです。国旗や国歌が戦争したのではないのです、人間がしたのです。人間の心が戦争に向かって行って、国旗であるとか、それから国歌というのは、戦争に利用されたにすぎないのです。やっぱり一番怖いのは、人間自身のそういう心なので、そういうところをやっぱり先生方にもよく理解をして指導をしていただきたい、私はそのように思っております。

続きまして、入学式、卒業式以外の学校の公式行事、それから別府市が主催をしております公式行事での国旗・国歌の現状について教えていただきたいと思っております。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

入学式、卒業式以外に国旗掲揚を行っているのは、運動会、中学では体育大会でありま

す。さらに少年自然の家おじかで子供たちが宿泊合宿をいたします。そのときに朝の集いの中で国旗掲揚を必ず行うようにしております。

○秘書課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

秘書課が担当しております文化の日の特別功労表彰、それに勤労感謝の日の表彰、それからまた商工会議所あるいは議会等で一緒に主催をしております新年祝賀互礼会、こういったものにつきましては、国旗と市旗を式場の正面に掲揚しております。また、国歌につきましても、例年に倣って式次第に「国歌斉唱」を入れております。

○一番（長野恭紘君） 最近、別府市の公式行事等でも、そういうことをしっかり周知徹底をしていただいているというふうに思っております。本当にこれは当然のことではあります。今後ともこういうことをしっかりと認識をしていただけて徹底をしていただくということをお願いしておきたいと思っております。

ここで、議長の許可をいただきまして、資料を配付していただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○議長（清成宣明君） はい、どうぞ。（資料配付）

○一番（長野恭紘君） 資料が配付をされている途中でありますけれども、今、教育長のところにペーパーが――この資料が――行きましたので、質問に入りたいと思っておりますけれども、かつて実際に教壇にお立ちになっておられた教育長にお伺いをしたいと思います。

この資料、見ていただくとわかると思うのですが、日本を含めて五カ国の国旗がありまして、これにまつわる人口であるとか、そういった詳細を比較しながら掲載をしているというような資料であります。この資料を学校の建国記念日の平和授業の一環として使用するということについて、何か問題があるでしょうか。教育長、まずその点から。

○教育長（山田俊秀君） 今、資料をいただきましたが、この五カ国の国旗が印刷されたやつを使うということについては、私は別に問題はないというふうに思っております。

○一番（長野恭紘君） 議員さんと執行部のところにも全部資料が行ったと思っておりますので、資料の説明の方をちょっとしたいと思います。

これを見ただけでは、恐らく皆さん方は、特別な違和感というものは私は感じないというふうに思います。これは、私の知り合いの方で平和活動で世界の国々まで行って対人地雷実際に目の前で見たり、実際に対人地雷の被害に遭った子供たちを見て、それを別府市の市内の小中学校で、そのときこういうのを体験した、こういうのを見たということを講演をして、平和のとうとさを教えている方が、私の知り合いにいますけれども、この方を仮にAさんとしておきます。Aさんが、ある市内の小中学校で建国記念の平和授業の一環として話をしてほしいということで、そのために用意をした資料が、この資料であります。このAさん、留学生の支援なども積極的に行っている方でありまして、平和授業に来てくださいと言われた当日の朝、資料にもある四カ国の国、見ていただくとわかると

思います、ミャンマー、それからベトナム、カンボジア、マダガスカル、この四人の留学生を連れて、なおかつ全校生徒用に自宅のカラープリンターでプリントアウトをした資料を持ってその小学校に向かいました。担当の先生にその資料を渡しますと、一瞬顔が曇りました。しかし、その担当の先生は、資料を持ってそのままその場を立ち去った。いざ平和学習が始まって話が進み、資料を使おうとしたそのとき、生徒たちに資料が配られていないことに気づきます。しかし、資料を使わないなりに授業は進めなければいけませんから、授業が進んだわけであります。Aさんは、さすがにこれはわけがわからずに、担当の先生に詰め寄ったわけであります。「なぜ私の資料を生徒たちに配らないのか」というAさんの問いに対して担当の先生は、「日の丸が載っているから、この資料はふさわしくない」と言ったそうです。Aさんは、それでもわけがわからずに、「せっかくなかった資料をどこかで使ってくれ」ということで、事を荒立てないようにその場で話は終わりました。その一部始終を見ていた先ほど申し上げた四カ国の留学生は、「日本というのは、変な国ですね」というふうに笑って帰っていったということが、これが、着色のない一部始終であります。

これがこの資料の話なのでありますけれども、市長初め教育長それから執行部の皆さん、こういう現実をお聞きになったときにどういうふうな感じを受けるでしょうか。もちろんこれが学校の現場でのすべてではないとは思っております。しかし、逆にしっかりと指導されておられる先生、これが今圧倒的に多いとは思っておりますけれども、そういう先生に対して非常に私はかわいそうというか、残念な気持ちにならざるを得ないのであります。思い込みではなくて、本当に国旗・国歌というものが、どういう歴史があって、今にどういうふうに至っているのかという正しい研究をされて、正しい国旗・国歌の教育をしてほしい、切にお願いをしておきたいというふうに思っております。

この項の最後に申し上げますが、ことしもオリンピックイヤーということになりました。先般、冬季オリンピックにおいてモーグルという競技がございます。御存じだと思います。見事にこのモーグルの競技で金メダルを獲得した女性の里谷多恵さん。記憶に新しいところですが、彼女は、オリンピックの前に父親を亡くし、亡き父のためにもと必死に練習を重ねました。その結果、見事に金メダルを獲得したわけであります。しかし、彼女は、優勝の国旗掲揚時に帽子をとらずに、世界じゅうの人たちから非難を浴びたというのを御存じでしょうか。二位、三位の選手たちが、対照的に帽子を胸に当てて、国旗を掲揚した姿が映し出されただけに、本当に世界じゅうの非難を浴びて、一時期日本でもそういう論議があったというふうに思っております。二位、三位を獲得した選手、そしてその国民に非常に申しわけないと思うと同時に、せっかくお父さんと一緒に頑張って取ったこの金メダルが色あせてしまうことになってしまった。このような国際常識を教えてこなかった日本の教育全体が反省すべきだと私は思います。

また、開催地長野県の方の情報によりますと、表彰式のときに国旗・国歌を日本語のアナウンスで「選手団の旗・選手団の歌」というふうにアナウンスをしているのが聞こえたそうです。もし入賞した選手が、自分の国旗・国歌を自国の「選手団の旗・選手団の歌」と日本語でアナウンスをしているこの事実を知ったときに、私は、日本語がわからなくてよかったかと率直に思うのです。これがもしその選手の耳に届いてしまったら、私は、恐らく国際問題に発展したのではないかなというふうに思っております。ことしは、オリンピックの年でもあります。そういうこともひとつ注意深く見守って、特に家庭教育の中でオリンピックを契機にこういう見方もあるのではないかな、より意義深いオリンピックになるのではないかなというふうになると思っております。

一項目の国旗・国歌については、以上で終わります。

それでは、二項目の別府市民憲章についてお尋ねをしたいと思います。

市民憲章についてであります。 「美しい町をつくりましょう。温泉を大切にしましょう。お客さまをあたたかく迎えましょう」、この三つであります。三つとも別府市を語る上ではなくてはならないものであります。逆にこの三つを説明することによって、別府市の今までの歴史であるとか、別府市の現在の状況を説明することができるわけでありまして、私は、議員になって改めてこの三つの市民憲章を見たときに、ああ、別府市というのは、すばらしい市民憲章を持っておるのだなと改めてこの大きさに、大事さに気づいたというわけであります。学校現場におきまして、できれば小さい段階からこういう市民憲章について教えていただくという機会をつくっていただければ、自分の住んでいる土地に愛着が生まれて、自分たちはどんなところに住んでいて、いかにすばらしい天然資源・自然に恵まれたまちであるのかという理解ができると思うのでありますけれども、うまくこの市民憲章を利用して学校現場で授業をするというようなことをやってもらいたいと思っておりますけれども、その点についてはどうでしょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

各学校では、市民憲章を教室や玄関等、子供たちの目につきやすいところに掲示しております。市民憲章の「美しい町をつくりましょう。温泉を大切にしましょう。お客さまをあたたかく迎えましょう」ということにつきましては、これを知ること、また日ごろからの心がけが大切と思われま。教育委員会といたしましては、各学校での「美しいまちづくりポスター」の応募、またスローガンの取り組み等、さらには総合的な学習の時間での地域探検や温泉についての学習などを通じて、子供たちが別府のまちを知り、別府のまちを愛する子供たちの育成に努めております。

今後も、折に触れて市民憲章を子供たちが意識できるような取り組みをするよう指導してまいりたいと思っております。

○一番（長野恭紘君） 執行部の方々の中、また議員の中には、この市民憲章を知らない

という人たちはいないと思っておりますけれども、やはりこういうことを日ごろから耳にして教えるということが大事なのではないかなというふうに思っております。引き続き、そういう学校現場での教育というものをお願いしておきます。

続きまして、三項目の長崎県の事件と別府市の対応について、お尋ねをしたいと思っておりますが、この項につきましては、本日の三番目に質問をされる、私どもの先輩の後藤議員が、かなり厳しい質問をされるということでもありますので、（笑声）私は、もうそれ以上申しませんけれども、一点だけ気になることを申し上げておきたいと思っております。

この事件が起きるまでにやっぱりプロセスというか、その前兆みたいなものがやっぱりあると思うのですね。具体的には学校の中にカッターナイフを持ち込んで、男子生徒と何か言い合いになってけんかになったりしたときに、そのカッターナイフを振り上げてやっぱり追いかけて回すというような現実が、そういう事実があったようでもあります。しかし、そういう事実があったにもかかわらず、今回の事件が起きてしまった。少なくともカッターナイフを持ってきてはだめですよと、この周知徹底をするだけでも、この事件というのは起こらなかったのではないかな――学校現場の中でですよ、起こらなかったのではないのかな、私は非常に残念に思っております。

三十人学級もスタートして、少人数学級ですね、スタートしました。そんな中でやっぱりそれと同時に先生方の――何度も申し上げておりますが――資質の向上と、問題を見抜く、問題を発見するというそういう能力というか、そういうやっぱり目ですね、そういうものを同時に磨いていただくというのは、これは必要なことなのではないのかなというふうに思います。そういうことを一言申し上げて、この項の質問を終わります。

続きまして、スポーツ観光についてお尋ねをしていきたいと思っております。

私は、べっぷアリーナについて質問するのは、二回目であります。べっぷアリーナもほぼ完成から一年が経過をいたしました。その間の利用状況、また利用料の収入、そういう面に関して、まずお尋ねをします。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

平成十五年度べっぷアリーナの利用状況でございます。メインアリーナ、サブアリーナ、卓球、バドミントン、トレーニングルーム等観客を除いた総利用者数は九万二千八百二十二名、総収入金額は一千八百二十七万三千七百二十円でございます。

○一番（長野恭紘君） 次に、スポーツ観光推進のために開催する団体に対して補助金を出していると思っております。この一年間に支出をした補助金の金額と件数について教えていただきたいと思っております。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

平成十五年度の大会開催補助金を交付した大会数は計十七件、交付金額は計二百八十七万円でございます。



○一番（長野恭紘君） 二百八十七万円で十七件ですから、平均しますと、大体一団体につき対象となった団体について十六万八千円ぐらいということになるわけでありまして。団体にとっては、広告を募集して広告を掲載するかわりにお金をもらったり、また募金という形をとりながらその大会の運営をしていかなければ厳しい団体もあるわけでありまして。そういう団体にとりましては、今回の補助制度というのは非常に有効であると思えますし、来年以降の開催にもつながるものであると私は思っております。

補助金まで出して別府で大会を開催してもらおうということの意義は、最終的にはやはり別府市内全体へ幾らの経済効果があったのか、また経済効果を受した市内観光施設それから企業から、一連の流れをつくる中で法人市民税であるとかたばこ税であるとか、それから入湯税であるとか、そういったものを最終的に市に上げていただく。この一連の流れをつくるということがやはり必要だと思うのですね。税金のことはここでは取り上げませんけれども、少なくとも経済効果が、これだけお客さんが来て、これだけ補助金を出して、これだけの経済効果がありましたということ、私はもう少ししっかりとアナウンスをするべきではないかと思うのです。行政というのは、こういうところが下手とは言いませんが、決してうまくはないのですね。

今後、新野球場が建設をされると思います。新野球場も恐らく利用料の収入であるとか、それ以外の収入というのを知っていると思うのですね。そういう中でやはりこれだけのお客さんが来て、これだけの効果があります、しかし、ランニングコストはこれだけかかるのですよということ、きのうからこのランニングコストについては先輩議員さんもおっしゃってありましたけれども、やはりこういうものだけ市民の皆さん方に出ると、なんだ、これだけマイナスなのではないか。やっぱり人件費とか管理維持費だけ考えたときには、絶対にこれは追いつかないと思うのですね。ですから、そういうところのアナウンスというの市民の皆様に対して広く周知をしていただくということも私は必要なことであると思います。その具体的な取り組み、市民の皆さん方に知っていただく具体的な取り組みについて、今後、何かありましたら、お願いします。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

県大会以上の大会でございますけれども、全国大会が二大会、西日本大会が五大会、九州大会が十六大会、県大会が二十四大会、合宿が六回の計五十三件の大会が実施をされました。

べっぷアリーナでの費用対効果でございます。選手、監督等延べ宿泊人数から約三億五千二百万円が見込まれております。

スポーツ観光にかかる経済効果につきましては、今後、市報等で市民の皆様方にお知らせをしていきたいと考えています。また、例えば市民バスや視察・見学等でべっぷアリーナを訪れた方々に、機会あるごとに説明をしていきたいと考えております。

○一番（長野恭紘君） そこら辺の市民の皆さん方に対してのアナウンスを、よろしくお願ひいたします。

次に、べっぷアリーナの使用料金についてお尋ねいたします。

使用料自体に対する減免措置というものがあると思います。その内容と、対象となる団体を教えてください。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

別府市総合体育館管理規則第七条第二項第三号に、「委員会に所属する社会教育団体、もしくは社会体育団体の主催する行事等で委員会が特に認めた場合、五〇%の減額をすることができる」とあります。第三号の「委員会に所属する社会教育団体」とは、別府市PTA連合会、別府市老人クラブ連合会等四十六団体でございます。また、「社会体育団体」とは、別府市体育協会に所属する水泳部、陸上部を初めとする四十団体と、別府市地区体育協会連合会に所属する野口地区体育協会を初めとする十六地区体育協会及び別府市スポーツ少年団に所属する野球やサッカー等の三十五団体でございます。

○一番（長野恭紘君） 今後、営利を目的としないNPOの方々というのも、そういう方々が行う競技というか、団体もふえておまして、こういう団体が利用を申し込むということもあるのではないかなというふうに私は思っております。現実にNPOの方が私のところに来て相談をしたという事実もあります。こういう減免措置という制度がある以上、それら営利を目的としない団体の方々、NPOを初めとする団体の方々にもこの減免措置の適用というものはみとめるべきではないのかなと私は思いますが、この点についてどうでしょうか。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

今後、この件につきましては、市全体的な立場で協議を進めてまいりたい、このように考えております。

○一番（長野恭紘君） ぜひその点、よろしくお願ひします。

次に、イベント誘致の活動についてお聞きをしたいと思ひます。

この一年間に一度でも使用していただいた団体に対しての再誘致、もう一回来てくださいという誘致の方法は、何か具体的に考えておられますでしょうか。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

大会の終了後に礼状を出し、またの御利用をお願いしております。また、大会責任者と常に連絡をとるようにし、固定開催の可能性がありそうな団体には、二度三度と直接向いて固定開催のお願いをしております。結果、現在、十六年度以降毎年固定しての開催予定の大会は、将龍杯争奪高校剣道九州大会、全九州極真空手道大会等計十六件の予約をいただいております。

○一番（長野恭紘君） ありがとうございます。

次に、再誘致の方法、再誘致というか、来ていただく、もう一回来てくださいよという営業と同時に並行しまして、大会の性格上一カ所で固定開催できない。例えば九州大会であるとか、そういった大会があると思うのですけれども、そのように持ち回りで行われる大会についての情報の入手、それからそれであれば、同じ九州でやるのであれば別府でやってくださいという営業というか、そういう方法を具体的に何かお持ちでありましたら、お願いします。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

持ち回りの大会につきましては、競技団体等に年度別開催予定を調査し、大分県で開催する競技団体の会長さんや理事長さんに直接出向いて、「大分県で開催するのなら、ぜひべっぷアリーナで」と開催してほしい旨お願いをしております。体育館の施設、大会の開催補助金、市内の宿泊施設等の説明をしながら誘致を進めております。

○一番（長野恭紘君） ぜひ今後もそういう、初めてべっぷアリーナを使う、別府市に初めて来るというような方々もターゲットに入れて誘致の方を進めていただきたいと思います。確実にべっぷアリーナが一年を経過しまして、スポーツ観光の中心となっているという現実が、私は今示されたと思っておりますし、これから新野球場も、私は野球をする者の一人として、一刻も早く工事に着工してほしいというふうに思いますし、やはり先ほど申し上げましたように、くどいようですが、幾ら経済効果が市場に対してありましたよと、できればこれは無理な話かもしれませんが、それによる税金収入が別府市に幾らあるのですよというようなところまで、これはお示しができれば納得をもっとしていただけるのではないかなと私は思っております。今後もスポーツ観光の推進役として頑張りたいと思います。

この項については、以上で終わりたいと思います。

続きまして三番目、道路里親制度、アダプトプログラムについてお尋ねをしたいと思います。

この制度を簡単に申しますと、道路の一定区間を民間の団体と養子縁組みさせることによって、定期的・継続的に道路の清掃活動を行い、愛情を持ってお世話をしてもらおうという、そのような制度であります。そのかわりに養子縁組みをした道路にサインボードを設置して、ボランティアグループが誇りと責任を持てるようにする、そういったものであります。全国的には二百の自治体、五百団体で取り組みをされているようであります。別府市では、ことしの八月からスタートするようでありますけれども、現在の申請状況を教えてください。

○土木課長（松本 正君） お答えいたします。

道路里親制度の現在の申請状況でございますが、まず四月一日から六月三十日までの間、市報掲載及びケーブルテレビの「別府市だより」で募集を行っております。そこで、現在

まで問い合わせが二十一件あり、そのうち八団体百四十四名の方に御応募をいただいております。この応募の対象区間でありますが、延長にしまして約四・五キロメートル、路線数で二十二路線となっております。

○一番（長野恭紘君） 八団体百四十四名が応募をしていただいているということ。この制度は、もともと一九八五年度にアメリカのテキサス州で高速道路にごみの散乱が激しいということで、初めに取り入れられた制度であります。八団体百四十四名という具体的な数字が出ましたけれども、別府市において現在申請していただいている方々の中で、具体的にどのような方が、どのような団体が里親となるのか、具体的に例がありましたら、教えてください。

○土木課長（松本 正君） お答えいたします。

現在の具体的な団体などの応募状況でございますが、老人クラブ関係が三団体、通り会一団体、学校一団体、ボランティアグループ一団体、企業一団体、自治会一団体の合計八団体百四十四名でございます。

○一番（長野恭紘君） この制度自体は、大変いいものだとも思います。しかし、自分の立場になって考えますと、地元の自治会、私は小倉に住んでおりますが、小倉自治会が自分のいつも生活道路として使っている道路の里親となるといった場合には、そんなに抵抗もないし、ああ、いいことではないかというふうに単純に思うわけでありませぬけれども、しかし、地元自治会以外の企業であるとか団体もこの対象に含まれているのです。そうすると、例えば逆に私の日ごろ使っている生活道路、ここにアダプトサイン、これはこの方たちが管理していますよとぼんとこれを置かれて、いきなりこの制度、もう人がいなくなったので、もう担い手がなくなったのでやめたというふうに、そういうふうに撤退をされたりとかする場合というのが、恐らく私は考えられるのではないかというふうに思っております。自治会であればこういうことというのは起こりにくいのですが、やはりこういうそれ以外の団体が里親となることに対して、自治会からも不安の声が上がっているというも、私は事実ではないかなと思います。その点につきまして、地元住民や自治会に対しての説明や理解、この点について何かありましたら。

○土木課長（松本 正君） お答えいたします。

道路里親制度は、ボランティア活動を基盤としております。里親となる組織が、企業、学校など、必ずしも自治会単位の団体とは限りませんし、対象となる道路が異なる自治会の区域であるというようなことも考えられます。このような場合、トラブルが発生するというケースも想定されますが、そこで行政としましては、地元自治会長さんなどに担当する団体をお知らせし了解を得ることで、里親の方々が安心して活動できる体制を確立するよう努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、取り組み初年度ということの問題点もあろうかと思いますが、

関係者の方々と話し合いをしながら制度の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

○一番（長野恭紘君） 少しでも地元の方々に御理解をいただく、そういうことがこの制度の根幹であり、やはりボランティアの心とそういう地元の皆さん方の理解というものを徹底をしていただくということをお願いしておきます。

先般、私は、青森県八戸市に八戸クリーンパートナー制度というものの視察に行っておりました。内容につきましては、私は、今ここにペーパー――資料――を持っておりますので、必要であれば、また後でお渡ししますけれども、内容につきましては、今回別府市が行おうとする里親制度を道路だけでなく、市内のあらゆる道路、公園それから建物、こういったものにも適用して広くボランティアグループの方々と行政が協力をしていきたいと思います。このような制度でありました。八戸クリーンパートナー制度は、従来の里親制度とは違っていて、ボランティアグループに活動してもらう比重が非常に大きいのであります。言葉はいいのですが、要は行政にとっていいところ取りの八戸クリーンパートナー制度というふうに言えるのかもしれませんが。例えば里親となるべきものの特定はせず、市内にあるすべてのものが対象であるということ、これはボランティアグループが、ここの道路ですよ、ここのものですよということを指定せずに幅広く選択肢を市内あらゆるものに適用することによって活動をしやすくしてあげられるということ、また清掃用具の支給は、ごみ袋のみであります。ボランティアグループが、今回の里親制度を見てもわかりますように、保険に加入いたしますけれども、加入する保険に関しても行政は関与しない。里親となった場所の看板、いわゆるアダプトサインであります。これは設置をせずに紙切れとか、そういうふうに言ったら失礼なのですが、登録証という紙を一枚交付するのみであります。手続きにつきましては、申込書を市に提出するのみ。非常に行政にとっては涙が出るほどありがたいところ取りの制度であります。本当にこんな制度で大丈夫なのだろうか。視察で行きました八戸市役所の担当者の方も、当初は心配になったということでもありますけれども、何と何と昨年の時点で個人十二団体十五人、町内会等の団体十団体千二百四十一人、企業が十企業千二百十六人、学校・中学校で九つの学校で二千七百八十八人、計四十一団体五千二百六十人の方々が登録をしている、活動している。こういう八戸のいい例を参考に、今後道路だけではなく市内のあらゆるものや場所に範囲を広げて、行政とボランティアグループの皆さん方との連携を強化しながら、市民憲章にもある「美しい町をつくっていく」という考えが、私は必要だと思いますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○土木課長（松本 正君） お答えいたします。

全国的な事例を見てみますと、議員より御提言をいただきました八戸市のクリーンパートナーのように、対象施設は道路を筆頭に公園、河川、海浜など公共施設を対象にしてい

るところもあるようでございます。今後は、行政としまして対象施設を拡大し、ボランティアサポートを推進していく考えはあるかということでございますが、まずは道路を先行して市民の皆様に関心を持っていただき、御提言をいただきました制度を参考に先進都市の事例を調査し、関係課で連携を図りながら研究してまいりたいと考えております。

○一番（長野恭紘君） 具体的に昨日の議案質疑の中でも、私どもの会派を代表して質問していただきました吉富議員、またその後、大先輩の泉議員がおっしゃっておられた、今度復元をする浜田温泉館の完成後の整備・清掃管理・維持管理については、一生懸命活動していただいたグループの方々、地元の方々とよく協議をいただいて、この別府市版、いわゆる別府市クリーンパートナー制度、別府クリーンパートナー制度を適用して、必要なものは市がそろえますよ、しかし、清掃管理・運営の方は皆さんでお願いしますということができるのではないかなというふうに思っております。

また、この間の日曜日に起工式がありました別府港海岸整備、市長さんもお見えでございましたけれども、せっかく百六十億という巨額のお金を投入して別府市の美しい海岸線をよみがえらせる。もちろん防災面でのこれは効果もあるわけでありましてけれども、私はどちらかというところ、砂浜ができて観光客の方が喜ぶ、地元住民の方が喜ぶ、どうしてもそっちの方にもう頭が行ってしまうのでありますけれども、そのできた海岸線についても、こういう制度を適用して、清掃用具はそういう別府市行政がそろえてあげますけれども、後のことについてはすべてお願いしますよと責任をもってやってもらう、こういうふうな制度も、お金がかかりますけれども、本当に清掃を別府市がやろうとして業者に委託するとか、そういうことを考えたときには、もう全然比較にならないぐらいのお金ですし、またボランティアグループの方々との連携ということにもつながってきますので、ぜひこういうことも視野に入れながらやっていただきたいと私は強く要望いたしますけれども、まず、できれば課長の御答弁をいただいた後、市長の御答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○土木課長（松本 正君） お答えいたします。

新しく整備される施設や既存の施設に対するボランティアサポートでございますが、今後、この制度は別府市だけではなく他の都市においても一層推進されるものと考えております。これから先、国際観光温泉文化都市としてさらなる発展をしていくためには、市民と協働のまちづくりをしていく必要があるのではないかと考えております。

そこで、市民憲章にありますように、「美しい町をつくりましょう。お客さまをあたたく迎えましょう。温泉を大切にしましょう」を基本に、それぞれの施設に対して市民の皆様が愛着を持って面倒を見ていただくシステムの構築を図りたいと考えております。

そのためには、自治会組織を初め各まちづくり団体の方々、ボランティア団体の方々、さらには管理者となる関係各課と連携を図りながら制度の充実を図っていききたいと考えてお

ります。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

大変きょうは、温かい意味の御提言をたくさんいただきまして、ありがとうございます。とりわけ今、最後の質問事項でございますが、港湾事業百六十二億、そしてまた海岸整備事業を新たに第四埠頭百十五億五千万、こういう大きなお金が別府の中に投じてこられる。この海辺が自然に戻るわけでございまして、別府湾全体から見て別府の観光再生、お客さんも、そして市民もこれからどうこれを活用していくのか。そして、別府の市民憲章である「美しい町をつくりましょう」というこの基本に帰ったときに、行政ではどうしてもできない部分があります。もちろんボランティアの皆さんと一緒にってそういう海岸整備事業も含めて、これから別府も努力をしていきたいと思っております。とりわけ今、「参加・協働・再生」の「元気なべっぴん」、そこには協働、協力して働く、市民と一緒にってそういう面で頑張っていきたい、このようにこのように考えております。御提言ありがとうございました。

○一番（長野恭紘君） できれば浜田温泉館のことも触れていただきたかったなというふうに思いますが、ぜひ市長、浜田温泉については、昨日から話も出ておりますし、こういうことを協議していただくということは、約束はできないと思っておりますけれども、そういう交渉はしてみるべきではないかなと私は思います。ぜひこういうことも頭に入れておいていただきたいと思っております。

時間がなくなってまいりましたので、四項目の協議・検討事項のその後については、次回の九月議会に回したいと思っておりますけれども、その中でも二項目の「火の海まつり」の呼称復活と「湯のまちワイワイ市」の復活については、私も過去二回、議会の場において提言をしてまいりました。そして今回、めでたく「リバイバルワイワイ市」ですか、「ワイワイ市」が復活をする。市長にもあのときはお答えをいただいて、ぜひ復活に向けて頑張りたいという前向きな御答弁をいただき、今回、そしてめでたく復活ということになりました。本当にありがたく思っております。新しい祭りばかりをつくることではなくて、やはり過去残念ながら名前であるとか今回の「ワイワイ市」であるとか、消えてしまった別府の古きよき時代のものというか、そういうものをぜひ復活をさせるというような形で、今後は大事に守っていききたいなと、議員の一人として私も思っておりますし、最後に、私は、市の職員の皆さん、そして議員の皆さんも、ぜひ祭りというものに参加をしなくては、真の価値というものがわからないと思っておりますので、私は、先ほど申し上げたように商工会議所の青年部の一員として必ず毎年みこしを担いで、毎年肩にあざをつくって、しかし心地よい汗をかいて祭りというものを体験をしている者の一人として、やはり市の執行部とは言いません、市の職員の方々、そして議員各位もぜひ参加をしていただきたい。何か昔、議員全員で衣装をつくって踊るようなことがあったというようなことも聞いておりますし、

またそういうこともできればいいなというふうに私個人は思っておりますし、ぜひそういうことを考えてはどうかと、最後にこれを御提言申し上げて、私の一般質問を終わります。

○十七番（高橋美智子君） 質問通告の順を、変えさせていただきたいと思います。一番を一番最後にしまして、二番、三番と行きたいと思います。

まず、最初に環境問題についてを質問させていただきます。

今、大分県では、今年度からごみゼロ大分キャンペーンを展開することが決まったようであります。そして、その一つに新聞報道も何かいろいろとされているようで、大変なキャンペーンを張っているようであります。「百二十一人夏の夜の大作戦」とか「地球への贈り物キャンドルナイトキャンペーン」とか、もう一つは「百二十一人県民一斉ごみゼロ大行進」など、そういうふうなもので、特に何か別府には関係があるのかよく、まだ私たちは聞いておりませんが、六月二十一日には――夏至の夜ですね――午後八時を期して二時間、十時まで官公庁とか観光施設、事務所、宿泊施設などの屋外照明、看板照明などのライトダウン――節電ですね――これをして、一斉に明かりを消してあなただけの時間を過ごしましょうと、大変なことだと私は思っていますが、このショーのようなものがあると聞いておりますが、これは大分でいろんなキャンペーンを張って、皆様の環境に対する意識づけをしたいということとをされる要望であります。別府市は、一斉清掃活動とかいろんなことに取り組んで、地味な活動で今までも清掃活動は別府はされてきたので、むしろ私は、こういう派手なことも大事だとは思いますが、むしろ地味な毎日の生活で身近にあることを意識して実行していくことが大切だと私は思っています。それで、一番身近なところで家庭ごみについて質問をさせていただきますが、ことし四月からピンク色の缶・瓶・ペットボトルの指定袋導入がされたわけですが、この回収について状況はどうかをお聞きします。資源物の分別の推進の効果を上げるためにこういうことをしたのだと思いますので、その点をひとつ御答弁ください。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

本年度より缶・瓶・ペットボトルの指定袋導入に伴います四月分の収集量は、前年対比で約二〇・七％増加しております。トン数にいたしますと、約八十七・八八トンでございます。このように増加しましたということは、市民の皆様の協力度が上がってきているものと認識いたしております。

搬出状況でございますが、缶・瓶・ペットボトルの組成調査の結果では、ふたを取っていないものが約二割、汚れの著しいペットボトルは約一割程度と把握いたしております。

○十七番（高橋美智子君） 本当これは意外に啓発が余りきちっとされてないから、ちょっと心配したのですけれども、ピンクの袋は割と予想以外にできていたと思います。ただ、私も回って見たのですけれども、前のときの袋もそうでしたけれども、ふたとかそういう



ようなことを確かに、もう少し指導されたらいいなというふうに思いました。そして、特に積み上げているところは、連休なんかで出す日を間違えたりしてたくさん積み重ねているところがありましたけれども、大変悪いところというか、いつも余りよくないところを気をつけて見ていたのですけれども、その方たちのところは、どっちかというアパートとか若い人たちの住宅に割とごみの分別がよくなくてされているので、どういふうにこのピンクの袋を考えて出しているのかと聞いたら、外国から来た方たちは、外国というかAPUの学生さんですけれども、ちょっとよくわからない、だけど、その袋の中身を見て自分たちは見よう見まねで出しましたと、そういうことでピンクの色ということの分け方とかも本当によく、そしてみんなが出そうという、きちんと分別をして出そうという気持ちがあって、これはいいアイデアだなと思いました。ただ、今言ったように中身の問題についてももう少し御指導ができるといいなというふうに思います。よいところなんかを見てもみますと、やはり自治会の掲示板にきちんと掲示されているところなんかは、とてもいいですね。そしてこういうふうの実施指導みたいなことも町内でやって、きちんと出されているところが割とありました。それと、今言ったように悪いようなところというのは、新しいアパートなんかは割と出し方がわからないというようなことでもございました。そして、わかるようにそういう工夫がある程度自治会なんかできたら、そういうふうなことをされるといいなというふうに感じました。それから、特に本年度はどことも皆さんの大変評判がよかったのは、平成十六年度のカレンダーが大変いいと、これは見やすいということ、これは地区ごとにちゃんと出るのも色別をしていましたし、これを町内によっては工夫をしてビニールのカバーとか、それからプラスチックできちんと書いたり張ったりして、こういうことに大変協力的な地域がたくさん多く見られましたので、このようなことをしたら随分ごみの収集もきれいになるのではないかなと期待をしました。

そして、これからそういうことで本当に少しずつの努力ですけれども、こういう指導をどのように広報なんかを通じてされようとしているのか。それから掲示板を今私は見て、とっても効果的だと思ったのですが、市がこういうことの手助けですか、どういふうに考えているのか、そこら辺を教えてください。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

議員さんが先ほどおっしゃられましたカレンダーでございますが、本年三月市報と同時に「ごみと資源の分け方・出し方カレンダー」を全世帯に配布いたしております。なお、最近では自治会に入っていない家庭が多く、その分について自治会と問い合わせし、わかる分については清掃課の職員が配布をいたしている状況でございます。

また、これとは別に「ごみとごみリサイクル学習会」と銘打ちまして、自治会や学校などを訪問し開催しておりますが、その中でもごみの減量、出し方や分け方について直接話をさせていただいております。このことにつきましては、ホームページでもお知らせをいたし

ております。

なお、排出状況の悪い、先ほど御指摘のありましたマンション・アパートについてでございますが、収集に行った際にどうしてもここが毎週毎週悪いということがあれば、職員が出向きまして直接指導に行くように体制をしております。ですが、御指摘のように排出状況が悪い置き場が多いのも現状でございます。今後とも粘り強く指導・広報を続けていきたいと考えております。

○十七番（高橋美智子君） 清掃課の方たちは、大変御苦勞をされているということにつきましては、本当に敬意を申し上げます。これで掲示板の別府市は補助をしていますよね。それについてちょっと教えてください。

○清掃課長（伊南忠一君） 掲示板でございますが、自治会独自で設置するものにつきましては、市の方が、美しいまちづくり奨励金として事業費の二分の一を補助いたしております。

○十七番（高橋美智子君） 今言ったように、掲示板のきちっとされた自治会は、特にいいという結果も見ますので、少しこういうことも何か市がもうちょっといろいろな補助というか、手助けをするような必要があるのではないかな。それがせめてなければカレンダーのビニール版とか、何か工夫とかをすれば随分また形が変わるのではないかなというふうに思いますので、参考として聞いてください。

それで、特に私は、次の問題の生ごみ処理機の購入補助金についてですが、これについてはちょっと別府市、もうちょっと考えていただきたいという提案をさせていただきたいのですが、この生ごみ処理機は、別府市は購入状況はどうなっているか。それから、別府市の購入補助は幾らか。他市との状況、これをもう一緒にあわせて答弁ください。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

電気式生ごみ処理機の補助を始めたのは、平成九年でございます。購入台数を見ますと、過去七年間の購入台数は、総数で七百三十三台であります。内訳は、電気式が五百十四台、その他が二百十九台となっております。

購入補助は幾らか、また他市の状況はどうかということでございますが、補助額は購入価格の三分の一で、限度額は一万円でございます。他市の状況でございますが、大分県の十一市では、補助を実施している市は、本市を含めて九市で、交付限度額は三万円が三市、二万円が二市、一万五千円が一市、一万円が三市となっております。

○十七番（高橋美智子君） 三万円が大分市、中津市、津久見市ですかね、三市。これは三万円が上限も、別府市は一万円で購入価格の三分の一ですか。大分市は三万円が二分の一の補助をするわけですが、それでは余りにもこの違いというか、例えばこの三万円の補助をまだほかに市町村も、町村では野津原とか佐賀関町、玖珠町、中津江、上津江とか、そんなものもあるのですよね。これだけ三万円の補助金を出して環境問題に取り組もう、そ

ういう意欲がある中で、別府市がこれから平成九年、たしか一番最初ぐらいに始めたのではないかなと思うのですが、例えば別府市の五年間、平成十一年からのデータが私の方でありましたので、調べてみましたら、別府市は五年間で四百十三人の使用者があるわけですが、大分市の場合にですよ、これは平成十三年度から始めたのかどうか、ちょっとはつきりわからない、三年間の資料しかありませんでしたので。これを見ると、三年間で二千九百六十二人の方の使用があるのです。また、お金につきましても、四千万以上も一年間にあったということもありますけれども、別府市は十六年度の今年度の予算を見ても、予定が百万、そして三分の一の補助という形の中になるのだらうと思えますけれども、大分は余り多いので少しセーブして、今は、今年度予算は一千八百万であります。この購入状況を見ると、別府市は二年間で購入が減っているわけですね、数が。補助金が少ないか減っているのかよくわからないのですが、これは減っているということは、せっかくこのことをしても、余り効果がないということではないかというふうに考えるわけですが、これについて、激減をしているその原因は何なのか。清掃課としてはどういうふうにとらえておりますか。

○清掃課長（伊南忠一君） 一応広報としましては、市報などに流したりしているわけなのでございますが、皆さんがよく知らないのかな、また購入補助額が少ないのかなと思っているところでございます。

○十七番（高橋美智子君） 広報が余り行き届いてないということよりも、私は、この補助金が少ないから、それと今の生ごみ処理機の乾燥機では、ちょっと後の処理が大変というか、土を活用するのにちょっと困難を伴うとか、そういうものであると思うのですね。でも、ことし、この生ごみ処理機、各メーカーが競っているいろいろされたようで、バイオの機械もそんなに高なくて、一番高いので六万何ぼ、七万近くのがありますけれども、大体そんなに高い金額ではなくて、乾燥機と変わらないような値段で出ています。こういうことをする人たち、意識を持ってこういう生ごみ処理機でも減量しようかという人たちを、やはり別府市は広げていく、そういうようなことが足りないのではないかというふうに私は思います。

それから、ごみを、これはごみではなくて資源にするわけですよ。そういうことをする人たちというのは、やはりこういうことをしていたらみんなに広がるということもあります。だから、まず環境問題は、ごみというのではなくて、それをちゃんと有効に使うという、そういうリサイクルとかいろいろをやっていますけれども、現にこれはもう身近に自分たち個人の問題でできることですから、やはり私は、市側が少しこれは考えるべきではないかなと思います。大分もこれをいろいろしてやっばり問題になっているのは、乾燥した後の土をどうするかということで、それをどこかに持っていきたいけれども、行くところがないから、結局ごみにしてしまうというようなことがあっています。それで、

それをほかの地域のところで見てもみますと、公園とか公的なところで一括して集めて、市の公園なんかの花壇に使ったりいろいろするとか、活用などを考えているわけですが、こんな意味でもうちょっと一番大事なもとの補助金が活かされるような使い方、そしてそれは啓発であると思いますし、そして、一生懸命そういう気持ちでやっている人たちにやはりこたえるという、そういうことが必要ではないかと思うのですが、値段も上がっているんで、この条件をもう少し私はよくしたらいいのではないかと考えています。市長さん、市長、環境のことをやはり言っているわけですから、環境に、市長もしたいということでやっぱりここも力を入れていただきたいと私は思っておりますが、どなたが答えるのか、今のことについて、補助金の生きたお金の使い方としての考えをお聞かせください。

○生活環境部長（高橋 徹君） お答えいたします。

議員さんは、以前からごみの問題について研究されて、いろいろ御指導いただいておりますが、本市の生ごみの処理に対する補助金の制度というものは、大分県下でも早い時期に取り組んだ経過がございます。そして、その当時の状況として、全国的に見ても三分の一の補助というものが多かったという状況でそういう取り組みになっておるわけなのですが、その後制度の改定、その他電気式のものが出始めてから電気式のを急速追加したというような状況もございます。そういう状況から、今後またバイオの方のものも、今、議員さんがおっしゃってございましたが、そういうものも新たに開発されてきておるようにございますので、そういうものを補助対象とするような方向も含めて検討してまいりたいと思っております。

○十七番（高橋美智子君） 考えるというより、具体的にどういうふうにその補助金について考えるかということ、本当に考えていただきたい。そのことをお願いしておきます。それから、これは私は、やはり環境とかいろいろ言葉ではいいことを確かに言いますが、一番身近なところで私たちがどういうことを、減量しているかということ、それから意識をして生活しているかということがかかってくるし、そのことを少しでも皆さんが安心してできる生活環境になるというリサイクルの精神でありますから、その点を市がやはり指導できるようにしていただきたい。

それで、環境教育につきましては、前からちょっと話をしたのです。子供たちから学校などの生ごみ処理機の今度機械を買いましたけれども、その活用はどうなっているのか、お聞きします。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

南小学校が新校舎に移転しまして二カ月と少したちますが、この間、教職員、児童たちは、新しい環境の中で努力しております。その中で環境教育の一環として導入いたしました生ごみ処理機の問題でございますが、まだ教育の一環としての活用まで至っていないのが

現状でございます。今後、学校と連絡をとりながら環境教育に生かしていくように指導してまいりたいと思います。

これまで当初、機械の扱いになれておりませんで、二週間ぐらいはごみとして出していたようです。その後は、置き場所等の関係で職員が必要な方にお渡しして、受け取った方は肥料として使用するというふうにしておったそうです。

先日、校長先生にお尋ねしましたところ、出てきた土の保管の方法、利用の仕方等についてめどが立ったということで、今後それを有効できるものと思っております。

○十七番（高橋美智子君）何か買うときは、やはりこれは計画があつてきちんとすべきことであるし、その指導というのがやっぱり大事だと思いますので、もう私は、話し合いの中でいろんなことで努力されているので、これはあえて言いませんけれども、やはり行政は自分のお金を出さないと言ったら悪いけれども、そんなのでは何か痛みを感じないというか、本当にそのことを、これをしなければいけないのだなというそういう気持ちが私は足りないのではないかな、そういうふうに思います。それで、お互いにこういういろんなものを税金を使っているわけですから、私たち議員にももちろん生活のこともそうですけれども、やはり意識してそういうふうに活用できるものは最大限活用する努力をするのが環境教育だと思いますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

それで、ことしの三月に松田清掃課長が退職されるときに最後の答弁を、言葉をいただいたのですが、そのときに、一日市民一人当たりごみの排出量は千二百二十三グラム、全国平均の千百三十二グラムに近づくために百グラムの減量を推進するという「百グラムの減量作戦」、こういうのを言っておりましたけれども、これについては具体的なことをどのように取り組んでいるの、ちょっとそこら辺を教えてください。

○清掃課長（伊南忠一君）当面の間は、一世帯百グラムを減量ということで目標にしております。そうしますと、一年間に約二千トン減量になるのではないかと考えているところでございます。この百グラム減量することにつきましては、一番重要なことは、市民の皆様方が理解していただくことでございますので、まず百グラムとはどれぐらいのものになるのかな。例えばTシャツ一枚、ノート一冊、こういうものが百グラムですよというふうな理解の仕方をしていかなければならないのではないかと考えております。具体的にはチラシの作成や市報やホームページで流し、ごみ減量を呼びかけたいと考えております。

○十七番（高橋美智子君）行政は継続ですから、私はこれをずっときちんと守ることに努めていただきたいと思います。

あと、ちょっといろいろありましたのですけれども、私は、別府市はいろんなことで変わってきていると思います。こういう環境についてのボランティアがたくさんふえていますね。今度も朝見の松尾商店さんでしたか、リサイクル推進店でホームページでも宣伝をしていただいていたけれども、事業所がちゃんとそういう協力をするとか、これは本

当、別府ではほとんどなかったわけですが、こういうことも取り組みをしています。それから、地球温暖化防止活動推進センターなんかの啓発パンフなんかもどんどん出ていますので、いろんな意味でこれからやはり環境を真剣に考えて、別府市は具体的なもの、数値をきちんと示して、こういうことをやっているということを、私はぜひ効果を上げていただきたいというふうに思います。

次にまいります。次は男女共同参画社会の推進についてですが、これはきのうのテレビでも放映していました。県ではきょう、女性の活躍推進セミナーの御案内も朝されていましたがけれども、大分県はいろんなキャンペーンも張っているようであります。今月の六月は、男女雇用機会均等法月間でもあります。この均等法が公布されてもう二十年目になります。私たちの国では、戦後憲法で男女平等の理念がうたわれて以来、国連などの国際社会における取り組みとともに連動して、男女平等の実現に向けた各種の法律や制度の整備が整えられてきています。大分の労働局は、「あなたが変われば会社も変わる」ということで、特にかぎは、「ポリティブアクション」を全国統一して、この「ポリティブアクション」というのは、女性が意欲と能力を発揮できる職場づくりを自主的・積極的に進めていく取り組みですね、企業が。このテーマに沿って男女機会均等法の促進を呼びかけているわけであります。あわせて六月二十三日から六月二十九日は、男女共同参画週間になっております。それで、男女共同参画社会基本法も制定後六年近くになります、六年近く経過したわけですね。次第に男女共同参画社会について理解が進んでいる。また、基本法の前文では、「二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題に」という大きなタイトルで位置づけられている割には、国や地方で取り組みはされているわけですがけれども、国民の理解というのがいま一つというか、どちらかといえば二つも三つも足りないというか、そういうふうにはなっていないというふうな状況であると思っています。

別府市においては、三月議会で、私は本当に喜びであったのですが、岩男議員が、審議会の女性の参画についての発言をしていただきました。私は、これは別府市にとって女性政策を男性が一人もそんなことを言ったことがありませんし、これは女性政策の別府の夜明けというふうに思っております。画期的なことと私はとらえています。本当にうれしく思いました。今回は、女性政策について何人かの男性議員が発言をされるようですがけれども、私は、関心を持っていただくという点で本当に、無関心よりも関心を歓迎すべきだというふうに思っています。これまでも何回か男女共同参画推進について議会質問をしてきましたが、多くの皆さんにも関心を持ってもらうために、市のこれまでの取り組みの経過ですね、やってきたこと（「男性も」と呼ぶ者あり）、それから取り組みの体制について答弁をいただきたいと思います。今、「男性」も言われました。これは「男女共同参画」ですから、男も一緒であります。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

これまでの主な市の取り組み状況ということでございます。先ほど出ましたように、平成十一年に国において制定されました男女共同参画社会基本法、これを踏まえまして別府市におきましても、平成十四年三月に男女共同参画プランを作成しております。このプランを具体的に推進していくために、全庁体制の中で実施計画書を作成しておりますが、この実施計画書は、各課から具体的に取り組む施策を掲載しております。その具体的施策は二百七十一項目という膨大な項目になっております。実施計画の進行状況につきましては毎年各課から実績報告という形で提出していただいております。実績報告書の中には庁内の共通様式の中に載せまして、皆さんが見られるようにというふうにしております。十五年度からは実績評価という形の欄を追加しております。これは担当課の評価をいただくということでございますが、それによりますと、先ほど出ました二百七十一項目の部分につきましては、計画どおり実施した、計画どおり実施できたという部分が全体の六割というふうな形で、まずまずの成果が市の中ではできているのではないかとこのように思っています。

それから、次に、このプランを円滑に推進するための行政内部の推進体制でございますが、市長を本部長とします男女共同参画推進本部及びその下部組織としまして、男女共同参画の推進本部幹事会という形を設置しているところであります。また、市民サイドの推進体制としましては、男女共同参画推進懇話会を設置しておりますが、これは平成十五年九月からは第二期の懇話会となっております。それによりますと、より広く市民の声を反映させるということにおきまして、この委員の募集につきましても、十五名中の五名を公募という形でしております。それから、この二期の懇話会は、プランの中でも明記されておりますが、男女共同参画宣言の都市宣言についての協議をしていただいております。ここの二月十八日でございますけれども、懇話会より男女共同参画都市宣言についての提言をいただいているところでございます。現在、懇話会からの提言をもとに、今月開催の推進本部の中で最終的な都市宣言の案を作成しまして、できましたら九月議会には議案を上程したいというふうに考えております。また、この部分が議会で御賛同いただきましたら、都市宣言を記念する行事等についても開催したいというふうに思っております。それから、さらに懇話会の中では、今年度は別府市にふさわしい男女共同参画の条例というふうな部分についての今審議をしていただいているところでございます。

○十七番（高橋美智子君） 本当、地道に着実に少しずつ実動し出したなということが、よくわかりました。男女共同参画都市宣言もされるということですので、楽しみにしておりますけれども、やはりこんなのをうたい文句ばかりにならないように、実質的なものになるように今後も努力をお願いしたいと思います。

そこで、具体的な事例の一つとして、この推進の目安として大分県の審議会や、それから女性委員の割合について、先週でしたか報道がありましたけれども、別府市の状況はど

のようになっているのかお尋ねします。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えさせていただきます。

平成十五年度の把握しております九十五の審議会等における女性委員の登用状況は、委員総数が二千二百六人でございます。このうち女性委員は五百六人ということになっております。その比率は二二・九%ということです。昨年度が二二・六%ということでありましたので、〇・三%ほどアップをしております。

また、女性登用の国・県の目標値であります女性委員が三〇%以上の審議会等につきましては、全体の二十二の審議会委員等がありまして、その割合は二三・二%、前年度が一九・四%でありましたので、三・八%の上昇、これについても効果が出ているのかなというふうに思っています。

それから、女性委員の登用とか政策方針決定の場合の女性参画の推進ということでございますが、これは男女共同参画プラン及び実施計画の中でも施策として上げております。国・県の目標数値であります三〇%には、今しばらく時間はかかると思っておりますけれども、地道に活動をしたいというふうに思っています。

それから、女性の登用率といいますか、これが目に見えてどんどん上がってこないというような原因の一つに、委員の選定条件等が、要綱や規則とかいう形の中で職務指定という形が非常に多くございます。この部分につきましては、長の職務規定ではなくて団体の推薦という形の中でぜひやっていただきたい。それから、個人に偏らない幅広い人材とか、また女性の責任者の積極的な推進等についても、各団体を含めて、市の行政も含めて御協力をお願いしているところでございます。

それから、要綱等に縛られないものにつきましては、男女比率を明記した公募制度、今、公募制度をぜひ取り入れていただきたいというような申し込みをしておるところでございます。

○十七番（高橋美智子君） 本当きちんと、私も今それを特に言いたいなと思っていたのですがけれども、本当にそういう観点からもう一度見直しをしていただきたいのです。今考えてみますと、私も議員になって初めに、加藤久美子さんが、女性政策を初めに取り上げたときに、各課の全部パーセンテージを聞いたことがあります。随分ブーイングを受けましたけれども、彼女は、そのときに一生懸命やろうという気持ちでずっとして、私も黙ってずっと見てきました、その結果を。ですけれども、一つも変わらないところがありますね。それで、私は、これが変わらない、絶対に無理なのかということをはひとつ課でも考えていただきたい。特に教育委員会の関係は、もう本当に多いのです。それで例えば公民館運営審議会なんかでも、二十二名のうちに二人しか女性が入っていないのですよね。それから青少年問題などについても、二十……、これは八ですかね、うちに三名しか入っていない。これは青少年問題ですよ。それから、いろいろ言えばありますけれども、生活



安全推進協会、これは私は女性が入らないことなのかな、ちょっとわからないのですが、環境安全課で二十二名のうちに全然入ってない。人権を守る、これは割と、二十三人のうちにそれでも三人しか入ってなくて、人権でさえ一八%ぐらいになるのですかね、これ。一八%もいかないのかな、一三%かな。それから都市計画などは一名入ったのですかね。それから、小さいところはもう言いませんけれども、文化財の調査委員なんかも全然、ゼロでありますね。それから、青少年センターについてもゼロであります。それから、男女共同参画推進体制の本部についてもゼロなのです、これが不思議なことに。この男女共同参画推進、これはいろいろ規定があるのかもしれませんが、推進本部の幹事でも十六名あって、これがゼロ。だから、これは男女共同参画を進めるのだったら、やはり何らか女性を入れる必要があるのではないかということも思います。それから、児童虐待防止協議会の中に、十八人いますが、女性は一人しか入っていません。児童虐待、特に女性のところで把握することがいっぱいあると思いますので、そういうようなことをやはり、ネットワークの場合にはもう、これは半分近く入っていますからいいのですけれども、こういう中にもぜひ考えていただきたい。それから、国際交流推進協議会、これは六十九名もいる中に七人、一〇%しかないのです。それから、いろいろ言うのであれば、各課で考えたら、もうちょっと努力したら何とかなるのではないかと、そして育てようとか、また少しいろんな意味でみんなお互いに自分たちの生活の中でお互いが協力し合わなければいけないという、そういうようなことも考えて、働きやすい職場にもなると、いろんなことでも私はぜひそういう温かい考えを示していただきたい、そういうふうに思いますが、教育委員会、何か答弁がありますでしょうか。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えします。

教育委員会にもかなりの外部団体、委員、審査会等がございますけれども、ある程度性格上各界各層、それから各団体に推薦をお願いするような場合が多々ございます。そういう中で選ばれた方が、たまたま結果的に女性が少なかったというようなこともございますので、今後はそういう意味合いも含めまして、お願いするときにそういうことも私たちは念頭に入れながら進めていきたいと考えております。

○十七番（高橋美智子君） 進めるという点で、ぜひ努力をお願いしたいと思います。

それから、これは男性もともにですから、女性の意識、もちろん女性にも問題があります。それから男性にも問題があります。そういう意識の啓発とか研修が、やはり私は、内部だけされていても意味がないと思うのですよ。だから、そういう意味で外部にやはりいろんなことをわかってもらう努力をされる方がいいのではないかなというふうに思います。特に大分の市職員がセクハラ行為で処分を受けましたね。こういうことなんかは、もう庁内でこういうことは何かデータがあったと思うのですよ。ですから、やはりそういう意味でそういう恥ずかしい話ではなく、みんながお互いに気がついたところでやって勉強して

いくという姿勢であればいいのではないかなということをお願いして、これは終わります。

最後は、文化施設のことでございます。

ちょっと質問の順を変えて、先に具体的な市立図書館の計画についてお聞きをします。

これは、PTAのアンケート調査とか社会教育委員とかなどの御協力で、図書館を考える、そういうようなことの集まりもございました。別府市の図書館について、たくさんの方がいろいろと問題を抱えて、こうしてもらいたいとか、そういう要望もあります。過去の議会で私もちょっと調べてみたら、本当、議員が、たくさんの方が質問をしているのですよね。本当、びっくりするようになっているのにもかかわらず、余り何も変わってないような感じがいたします。

まず、図書館の担当課にお尋ねをしますが、今の別府市立図書館について問題意識というか、そういうのをどういうふうにとらえているのかを、まずお尋ねいたします。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

施設の面につきましては、駐車場が足りない。また、蔵書するための部屋が狭い、そういうことを感じております。

○十七番（高橋美智子君） だから、あなたとしてはどうするというか、あなたとしては、これはよくないなという、そういうふうなものはありませんか。

○生涯学習課長（入田勝人君） 担当課といたしましては、市民の方にそれで迷惑をかけているというのは、認識しております。（発言する者あり）

○十七番（高橋美智子君） 担当課としては、本当、言いにくいのかもかもしれませんけれども、平成十五年三月ですね、第一回の定例議会で富田公人議員が、私たちの大先輩の最後の一般質問にこういうことを言っております。国際観光温泉文化都市にふさわしい市立図書館など文化施設の具体的な建設計画について尋ねています。この中で、生涯学習課長が答弁をしているのは、平成十四年九月、別府市文化施設建設調査委員会で文化施設の現状、問題点の調査、将来ビジョンについて協議をした。それから、十二月にやはり同じ委員会で施設建設の組織、施設の目的、施設の性格、併設する施設、規模などについて協議をした。そして、平成十五年一月に、複合施設についても協議をしたと、こういうふうに具体的に挙げています。ある項目などを確認しながら議論をしたけれども、結論を見出すには至っていないと。そして、総合的な文化施設の建設を視野に入れながら協議を重ね、早期に建設構想を構築したいと考えている、というふうに言っています。それで、実際に私も具体的に畑上に乗せるためには、総合計画を見たのですけれども、平成十五年から十七年度の実施計画、これは、「多様化する図書館情報に対処するため、施設の整備充実を図る」に丸印がついているだけなのです。だから、前市長のときには、情報図書館建設時の検討ということでたしか始まったと思うのです。そして、これがいつの間にか「多様化する図書館情報に対処するために施設の整備充実」で、これですと来ているのです。

ですから、これはこのままで、現状のままでいくと考えてそうされているのか、その点についてお答えください。

○生涯学習課長（入田勝人君） 先ほど申しましたように、新図書館の設置については、教育委員会の最大の重要課題と認識しております。課内においてもあらゆる角度、施設転用も含めあらゆる角度から検討しているところでございます。内部的には、新図書館の建設に当たっての図書館の位置づけ、公立図書館の設置基準と、また業務内容等については十分協議している状況でございます。

○十七番（高橋美智子君） ちょっと具体的に聞きますけれども、現在、その文化施設建設調査委員会は、平成十六年度、何回開いたのか。それから二つ目、十五年三月からことし平成十六年現在まで、どんな検討をしてきたのか。どういう方向で行くのかという検討をどういう形でまとめたのか。ここら辺を教えてください。

○企画調整課長（安波照夫君） 御指摘の検討委員会でございますが、四、五年前でございますけれども、そういう検討委員会の中で順次検討を進めていた経緯がございます。残念ながら、昨年度は一回も開催をされた経緯はございません。

○十七番（高橋美智子君） やっぱり担当課が答えられないはずですよ。これは検討の俎上に本当に上がってないのですよね。だから、私はあえて課をどうとかとか、そう言うつもりはないのです。でも、今後どうしたらいいかということをやっぱり全庁で考えてもらわないと困るのですよね。これ、最重要課題という、ただ建物を新しく建てるとか何とか、そういう問題ではないのですよ。別府市の図書館はどうあるべきかという、そこら辺の議論から始めないと、それから図書館をどうするかという話になるだろうと思うのです。それで、この間、図書館を考える集いに滋賀県の愛知川町立の図書館長の渡部さんという方が、わざわざ来ているんな図書館のお話をしてくださいました。その中に生涯教育課の方たちも来て一緒に学習をされましたけれども、この方は、大分県の図書館のときにも御活躍されたようで、そういういろんな有名な方が結構大分県から出ております。そして、そういう方たちが知恵を貸したいと私は思っていると思うのです。ですから、そういう今市民のニーズは、私は重要な課題であろうと思いますし、ぜひそのための検討というか、図書館をつくるための専門家の人たちを入れての検討委員会をつくるという考えはないのか、そこら辺をちょっとどなたか御答弁ください。

○企画調整課長（安波照夫君） 図書館の建設部分だけの検討委員会ということになりますと、当然文化施設を所管する、整備する教育委員会の所管事項だろうというふうに思っています。私どもの中で考えております組織の中でその部分についての別個検討委員会という形にはなるかと思っておりますけれども、図書館だけの検討委員会ということは、私たち、教育委員会の所管事項でございますので、教育委員会の方が答弁をいただきたいということでございます。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

現在、担当課につきましては所管課は私どもですが、図書館としてこういった事業を実施しなければならないか、あるいはそのための適正な人員配置や設備面などさまざまな面から検討をしておりますのが現状です。だから、その言われた部分については、まだ早急に設置するということは、回答は差し控えさせていただきます。

○十七番（高橋美智子君） 設置をするとまでは、まだ具体的に言わなくても、やりたいという意欲を感じさせていただきたいのですよ。だから、課は課でやれることがあると思いますし、問題も抱えていると思います。ですから、どうしたらいいかということはこの議場でやはり俎上に上げないと、なかなかいろんなことが前に進まないのでは私を出させていただいたのですけれども、例えばこれは図書館だけの問題ではないのです。一番最初に質問を出している文化施設について全体に言えることなのです。というのは、実は私も前から南小学校跡地のことで検討委員会をつくってくださいというふうをお願いしていました。そして、検討委員会を考える、そして検討委員会をつくりますよという、そこら辺までは来たのですが、それが何かちょっと、聞くと何か、南小検討委員会ではなくて財産何か――忘れましたが――市有財産ですか、活用推進何か、スタッフとかいう、そういうようなものをつくって協議をしているというふう聞いたのですが、そこら辺はどうなっているのですか。

○企画調整課長（安波照夫君） もろもろの問題も含めまして、まず市有財産という形の活用計画をつくりたい、これは全庁体制の中でという形の中で、市有財産の活用推進スタッフ会議という会議をつくっております。

簡単に言いますけれども、市有財産は普通財産と行政財産に当然分かれます。行政財産は、市庁舎のように市の事務という形の中で事務を遂行するために直接使用するもの、これが本来の公共財産という形、それから学校とか公民館とか公園とか道路とか、こういうように市において直接住民の使用する、共同で使用するもの、これを公共用財産という形の中で構成されております。その管理事務が、使用目的に最も関係する事務事業を所管する課が所管する、これが公共用財産でございます。それから、普通財産は主に財政課が所管しているということになるかと思えます。土地と建物などの市有財産は、当然先ほど言いましたように市民共有の財産でございますとともに、行政運営上の貴重な経営資源であるという感覚でございます。そういうことから、行革大綱の中においても未利用財産の貸し付け、処分の検討を積極的に行うことというふうには指摘をされております。

これまで、先ほどの答弁にもちょっととまりましたけれども、財産管理の分野が、所管の各課が行う関係上、有効活用においても各課単独での検討という、俗に言う縦割り行政という弊害がまさに出ております。こういう分野であります。

そこで、市有財産の有効活用を全庁的に行うために、財産管理を多く行っている関係課、

これは十四課でございましたが、十四課を中心に市有財産活用推進スタッフ会議というものを設置したところであります。このスタッフ会議の中で南小学校――先ほど出ました――それとか以前から議論されています温泉プール跡地、それから現在の施設の建設年度、利用状況、この辺とか費用対効果、この辺も全部精査をしまして、最終的には市有財産の活用推進計画、これをつくらなければならないというふうに思っています。そういうことで文化施設の整備においても、この財産活用推進スタッフ会議の中で十分に総体的な部分を含めまして検討したいというふうに思っています。

それから、この中では当然に一つ一つ、例えば南小学校の跡地とか、その分の重要な項目については、別個検討委員会の設置、それから外部団体を入れた会議、そういうものが必要ではなからうかというふうに考えております。

○十七番（高橋美智子君） 南小学校跡地検討委員会は、そうしたら市有財産活用推進スタッフ会議ですか、これがそれにかかわるということになるのですか。確認をしておきます。

○企画調整課長（安波照夫君） 今言いましたスタッフ会議の中で全庁的な、土地・建物を含めてそういう議論をまず行政の中でしっかり把握するというところであります。その部分ができましたら、個別について重要な事項については検討委員会とか審議会という形の中の設立が必要かなというふうには思っております。

○十七番（高橋美智子君） 南小学校跡地を、全体を検討するわけですから、検討委員会ということを含んで、あわせ持ってそれをする、中身はするということなのですか。

○企画調整課長（安波照夫君） 今言いましたスタッフ会議は、庁内の総括的・一元的に管理をするためにつくる会議ということでございます。まず行政の体制をしっかりと固めた中で、そういう委員会とか部分についても立ち上げていくという形になるかということでございます。

○十七番（高橋美智子君） ということは、検討委員会はちょっとそこへ置いておいて、先にそっちをやるとということなのですか。検討委員会はしないという……（発言する者あり）それを決めるためのスタッフ会議、そういうふうに考えてよいのですね。はい。ちょっとそれは急いでしていただきたいというふうに思います。（発言する者あり）ちょっと私は今、全庁体制で取り組まないといけない公的な財産のことはいっぱいあると思います。それで例えば図書館一つ考えても、南小学校跡地に持っていけばいいではないかとか、そういう話になるかもわからないし、逆にいろいろな考え方で案があると思うのです。私、市民の人からいろいろ聞いたら、こういう話が多かったです。楠港跡地なんかは、複合施設の中に図書館なんか来れないのかとか、それから観光港の県物産会館ですね、あそこなんか空いているから、あんなところにしてくれると広いしなということ、それからニューライフプラザですね。生涯学習センターや雇用能力開発機構でこれを引き取りましたよね。こういうようなことも一緒にしてできないのかとか、それから京大研究所は、前の市

長さんがそれを美術館に考えていろいろ働きかけたようでありまして、これがそのままになっています。それから今言った南小学校跡地。それから最近では、駅の構内に図書館がある。便宜的にいろんな活用ができる、たくさんおもしろい、ユニークな駅構内の図書館も考えられますね。だから、別府市にとってどんな図書館をと、それから別府市の空き地の跡地はそれでどうするのかとかいうふうに決まっていくのだらうと思います。ですから、やはりそれとあわせて私は今ちょっと不安なのは、この問題を考える財産管理としてのスタッフ会議をする、だけれども、これは教育委員会がある程度南小学校跡地については、やはり今、管理運営でもいろいろ大変で、私も地域から聞いている苦情では治安も悪いというか、若い人たちのたまり場のようになっていると、自治会からも苦情が出たと思いますけれども、そういうような管理運営上の問題なんかがあるのですよね。これを延ばすとどんどんやりにくくなるし、そして実際にリニューアルして使おうと思っても、もうそのときにはすでに使えないものになっているとかいろいろなことがあります。ですから、このスタッフ会議は確かに私も考えていませんでしたから、そういうことをされるとするのはとてもいいことだし、ぜひやっていただきたいのですが、それもあわせてやはり南小跡地の検討委員会は教育委員会である程度はやっぱり形としてしなければいけないし、図書館問題もやはりこれは総合計画の中の実施計画の俎上にきちんと上げて議論をするようお願いをしておきたいのですが、教育委員会、そこら辺のところをちょっと答弁を。

○教育委員会次長（杉田 浩君） 管理の件でちょっと御答弁いたします。

旧南小学校につきましては、跡地の活用に対して速やかに対応できるよう維持管理に努めているところでございますけれども、十分とは言えない状況でございます。今後も十分その管理の方には力を尽くしていきたいと考えております。

○十七番（高橋美智子君） これは最重要課題というふうに市長、とらえていただきたい。その一言、するかしないか。それだけ。

○市長（浜田 博君） 文化施設に対する思いを大変温かくいただきました。重要課題として私も図書館や美術館は公約にもありますし、しっかり建設に向けて、それがどういうあり方がいいかというのをしっかりこれから考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午前十一時五十七分 休憩

午後 一時 零分 再開

○副議長（松川峰生君） 再開いたします。

○十八番（後藤健介君） 改めて、松川副議長の初めての議長席への登壇を心からお喜び、お祝い申し上げます。（発言する者あり）そこで一番の苦痛は、やはり居眠りしないこと

だと思しますので、私も六十分間はしっかり居眠りしないで頑張りますので、どうぞ居眠りしないようお願いいたします。

それでは、議長をお願いしまして、質問順序を一、二、三を三、二、一の順番にさせていただきますと思います。よろしくようお願いいたします。では、よろしゅうございますでしょうか。

まず最初は、東京事務所の存廃について、その後の成り行きがどうなったかについてお聞かせいただきたいと思えます。

この件は、さきの議会でも廃止を強く要望しておりましたが、その後どうなったでしょうか。

○秘書課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

東京事務所につきましては、ことしの四月から職員二名を一名体制に縮小したところがございます。議員さんからは、東京事務所を廃止してはどうかといった御意見をさきの議会でもいただいております。今、行財政改革推進室で行革大綱と財政再生プログラムを絡めて行政改革推進計画を策定しておりますが、その中の項目に東京事務所の見直しを上げて協議をしているところです。この推進計画は、早期策定を目指しております、早い段階で方向性が出るというふうに考えております。

○十八番（後藤健介君） 今のお答えの中で、行政改革の中に絡めてということで、それで行政改革推進室と協議をしたと言われておりますが、その内容ですね。どういうことを今まで、何回ぐらい協議を行っていたのか。

次は、推進計画は早い時期に策定と言われましたが、大体その時期を、大体どのぐらいの時期に見積もっておられるのか、もしわかるようであればお答えください。

○秘書課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

昨年から秘書課が担当する事務事業の見直しをする中で、行政改革推進事務局とは費用対効果のそういったことを中心に協議しております。その結果、四月から職員一名体制にしてきたところですが、ことしも引き続き東京事務所の見直しを改革項目の中に取り上げて、すでに四月、五月、二回にわたりまして担当課と協議しております。

それから、推進計画の策定期間ということでございますが、これにつきましては、今行財政改革推進室が鋭意取り組んでおりますので、担当課と協議をしていきたいというふうに思っております。

○十八番（後藤健介君） 時期については、まだわからんということですね。

実はこの件に関しましては、私はこれで三回目の議会質問であります。一回目は、問題提起をしまして、たしか去年の十二月議会であったと思えます。二回目は、ことしの三月議会で東京事務所の業務内容については、その意義について十分いろいろとお聞きをし、またそちらの方もお答えいただいたわけですね。その結果として、存続せねばならない積極

意義は、三月の議会でのやり取りの中では見つけれなかったというのが私の認識であり、また同僚の議員方の意見を聞いても「そうだな」という意見の方が多かったように見受けられました。

問題は、観光宣伝機能があるのだということで、別府にとっては一概にこれをなくすということは問題があるということで、これについてはひとつ代替措置として、この機能を県の事務所とか、市の観光協会とか、民間の旅行代理店、広告代理店等の活用、インターネット等の活用によって補えるのではないかと、そういう対策を含めて準備期間として一年間、すなわち十六年度の年度末まで猶予期間としましよと私は申し上げたわけです。この猶予期間には、もう一つの意義があります。それは、東京事務所に勤務中の職員の方のプライベートな事情へ対応するための時間の余裕を与えるということもあるのです。職員の子供の中に、特に中学二年生ですね、また高校生がおる場合は、一年間の猶予を持って予告してあげないと対応ができないのです。中学三年生でよそから転校した場合、受け取った中学校の方は内申書を書けないという。私もやっぱりそれに引っかかったのです、こちらに転勤するとき。それで随分悩んだのですが、家族を引っ張ってきました。そういう非常に……（発言する者あり）ちょっと静かに。大学受験もやっぱり同じなのですね。どちらでどこの大学にするかは、やっぱり高校生、三年、二年生のときに居住するところで大きく変わるというのが現実で、その子供たちの人生を左右することにもつながりかねないのです。ですから、こういうこともすべてやはりリードタイムを取って、前に決心をしてその対策をとってあげないと、なかなか簡単なことでもできないよと。ですから、これをもって行政のリードタイムというのですが、このようなことまでよくお考えになっておると思いますが、配慮をして、どうかこの問題については早目の決断を下す必要があるのではないかなというふうに私は思いますし、またその点を強く要望しておきたいと思えます。

これは、本来は私の質問は五秒間で終わるつもりだったのです。「あ、それはもう廃止するようになっております」ともう五秒間言えば、この問題はけりがついたのですが、一応そういうことでこの問題については、お願いをしておきたいと思えます。以上でございます。

次、二番目の問題でございます。よろしゅうございますでしょうか。

ことしも九月になりますと、敬老の日というのがございまして、各自治会ごとに非常に丁寧な、そして本当に心のこもった敬老行事がそれぞれ企画され、実行されております。私も上人ヶ浜それから石垣、今の扇山と居住が変わりましたので、三つの自治会における敬老行事には、お招きを受けましてそれぞれ参加をさせていただいたのですが、本当によく、「ここまで配慮されて」というような行事がされております。

さて、この敬老の中に地区敬老会交付金というのがあるやに自治会の役員の方から聞い



ております。この地区敬老交付金についてきょうはお尋ねしたいのですが、このほかに敬老祝賀金というのがあるのですね。これの差異について、教えていただきたいのですが。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

敬老祝賀金との差異というふうに受けとめておりますが、別府市におきましては、七十歳以上の方に対し敬老祝い金を支給いたしております。満七十歳以上七十五歳未満の方に年額四千元、満七十五歳以上の方に年額七千元を毎年五月下旬に申請者の御希望する口座へ振り込んでいたしております。

これに対しまして地区敬老会交付金について説明いたしますと、この交付金は、毎年九月の敬老の日を中心とする敬老週間に各町内自治会において敬老行事が実施されておりますが、この敬老行事に必要な費用の一部を敬老会交付金として支給するものであります。つまり、敬老祝い金は個人に対してであります。地区敬老会交付金は自治会に対して支給されるものでございます。

○十八番（後藤健介君） よくわかりました。それでは、このほかに何か高齢の方々にする交付金等があるのでしょうか。それについてお伺いしたいと思います。

○高齢者福祉課長（安部和男君） このほか、高齢者に対しまして敬老の趣旨で支給するものに、特別敬老祝い金というものがあります。これは満百歳を迎えられた方に対し、誕生日に五万円を支給するものであります。昨日、百歳、小野さんが、新聞等でごらんになったと思いますけれども、お祝いを兼ねて行っております。

そのほか、敬老祝い品というのがございまして、金婚夫婦――一回限りでございます――八十歳夫婦、八十八歳、米寿でございますが、九十歳以上、百歳以上に祝い品をいたしている現状でございます。

○十八番（後藤健介君） 老人を大切に作る国は、必ず福がめぐってき、栄えると言いますが、大変いい施策をやっていただいているというふうに思います。

さて、地区敬老会交付金ですね、これは各自治会においては大変貴重な資金としてそれぞれ運用されておるようでございますが、この運用の現況についてお伺いしたいと思います。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

地区敬老会交付金は、先ほども述べましたように、各自治会が主催する敬老行事に対して支給するものでございます。各町内一律の金額を支給してもよいのですが、地域ごとに対象者となるお年寄りの人数が違います。そこで、自治会の負担を公平にするためにも一人当たり千円を算定基礎といたしまして、実際に町内に居住している七十歳以上の方の人数を乗じた金額を支給しているものです。

また、よく自治会から、関係者から言われるのですが、敬老対象者に千円相当の金品を支給しなければならないのではないかという問い合わせをいただきますが、千円はあくま

でも算定基礎でありまして、お祝いの金品は各自治会ごとの裁量として運用していただいている次第であります。

○十八番（後藤健介君） 今、私が住まいにしております扇山というのは、大変マンモス自治会でございます、大体八百人ぐらいの高齢者の方々がおられる。毎年この敬老行事で二百人近くの方が集まって盛大な楽しい行事をやっていただいておりますが、それでも参加できる方は四分の一なのですね。ですから、あと四分之三の方は、身体の御都合とかということでなかなか参加ができない。扇山の自治会の方では、参加できなかった方々には、また別の形でお祝い品みたいな物を後ほど各戸に自治会長さんほかがお配りしてあるようでございますが、やはりこれは算定の基礎が一人一千元ということになりますけれども、千円とは言えんにしても、行きたいのだけれども、体の事情等で行けないという方のために、何らかの形でお一人お一人に、この地区の全員に届くような施策を実施することが大切なのではないかなと思う次第であります。。

そこで、各自治会は、十分にこの趣旨は知ってやっておられると思いますが、一部にはこの点がやや不明確で、何か老人会にもらった一括の交付金ということで処置されるところもあるやに聞きますので、この点ひとつ周知徹底を図っていただければ、さらにこの交付金の趣旨が生きてくるのではないかというふうに思いますが、この点についていかがでございましょうか。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

このような地区敬老会交付金等の趣旨につきましては、五月に行われます自治委員会理事会で説明を行っておることでございます。各自地委員には文書でその旨の説明を行っているのが現状でございます。

敬老会行事につきましては、各地域の自治会が主体となります。行政は、交付金によって敬老行事に必要な費用の一部を負担していますので、皆様にはそのように理解していただいているものと考えております。

○十八番（後藤健介君） どうもありがとうございました。ぜひより多くの高齢者の方々が、あすへの生きる力を得られるような施策を各自治会にお願いをしていただきたいと思いますというふうに思います。これをもって、この問題についての質問は終わらせていただきます。

次、三番目でございます。

一番議員から、大変重い課題をいただいております。「厳しくやれ」ということですが、これは厳しくもやわくもない、実に痛ましい事項でございますので、一々これをこういう場でやり取りするのも気が引けるというような私は感じを持っております。

それで、先日、佐世保で小学校六年生が同級生をカッターナイフで殺傷するという大変悲惨な事件が発生しました。一昨年ですか、やはり同じ佐世保で、中一と言いますけれども、今回の少女と本当に一年も変わらない中一の少年により、やはり幼児の殺害事件があ

りました。この二つを考え合わせましたとき、事件の裏に潜む闇の深さに暗たんたる思いを感じさせられるわけでございます。最近、一部の週刊誌が報道するところによりますと、新聞等ではあえて報道を控えざるを得なかった事実があるように報道されてもおります。それ等を拾い読みしてみますと、正常な人の想像をはるかに越えるものであるようです。このような事実を踏まえて今回、幼女に対する精神鑑定措置というようなのが、けさの新聞等でも報道されておりましたが、なったようでございます。

ですから、この事件は、学校の現場での指導に一般化できるものなのか、それともこれは特殊な事例として取り扱うべきなのか、私自身ももちろん素人ですから判断がつかねるし、また教育長以下の学校関係の方々も、どう取り扱うかということについて本当にこれには大変苦悩なさっておるのだらうと。そういう中で、これは国民全体もそうなのですが、我が市教育委員会は、直ちに緊急の校長会を実施され、その際、全員でまず黙祷されているところが、地元の新聞に写真入りで報道されておまして、大変この姿に市民の多くは、悲惨な暗たんたる中にも一つの救いといえますか、安堵を持ったのではないかなという思いがしております。

そこで、この校長会を中心に教育委員会が取り扱われた対応についてお聞きしていきたいと思えます。

まず、緊急校長会で指示されたことについて、どういうことが取り扱われたのかお聞きしたいと思います。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

この事件を市教委といたしましても重く受けとめまして、事件発生の翌日に緊急校長会を開催し、類似事件の未然防止と子供たちの安全確保に格段の取り組みをするように指示をいたしました。その内容は五項目ございまして、まず一項目目、日ごろから子供たちの人間関係や悩みなどについて十分把握するとともに、教職員間で十分な連携をとること。二項目目、カッターナイフなどの刃物の持ち込みや使用方法について十分な指導をすること。三項目目、日ごろから休み時間や放課後の子供たちの様子を把握するために、校舎内外の巡回などを実施すること。四項目目、日ごろから家庭や地域との連携を図り、命の大切さについて指導すること。五項目目、事件発生時の緊急態勢と迅速な対応について確認しておくことの五項目であります。特に教育長より、「この事件は他人事ではなく、身近な事件として受けとめて、命の大切さを教え、他人を思いやる心豊かな子供の育成に取り組んでほしい」との話をいたしました。さらに、青少年センターの所長より、学級経営のあり方について具体的に話をいたしました。

○十八番（後藤健介君） 非常に時期的にも間髪を入れない措置、そして、今お聞きしましたように、指示された内容が、子供の教育全体にわたることから、問題のこういう刃物をどう取り扱うかということから、非常に全体を網羅した指示だったと思えますが、これ

を受けた別府市の学校現場では、これはまた具体的にいろいろな手を打っていかれたと思いますが、その取り組み状況についてお知らせいただきたいと思います。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

各学校は、この校長会を受けまして、緊急の職員会議を開き、市教委からの通知を全職員で周知するとともに、保護者向けのお知らせ文を作成し、このような事件を未然に防止するための協力をお願いしている学校もございます。また各学級では、この事件を取り上げ、子供たちに命のとうとさをもう一度考えさせるような指導も行っております。また、教職員で校舎内外を巡回し、子供とともに活動することを心がけております。特にカッターナイフなどの凶器となり得る教具につきましては、その使用方法、保管等の指導も行っております。

○十八番（後藤健介君） 今、特に凶器となり得るものについての保管、使用方法ということで、本当にこの二つが、ここのキーポイントになってくると私も思うのですが、やはり刃物を取り扱っていくために、一部幼稚園、保育園等からでもいろんな切り紙とか何とかするときに使っておるのではないかと思うのですが、発達段階に応じてそれぞれいろんな教材があって、それについて刃物を扱う。それについてそれぞれの段階で指導がなされておると思いますが、その内容といいますか、それをちょっと教えていただきたいのですが。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

授業の中で刃物を使用する教材といたしましては、小学校では生活科、図画工作、家庭科、中学校では美術、技術家庭科が主になるかと思います。使用する刃物といたしましては、はさみ、カッターナイフ、彫刻刀、切り出しナイフ、包丁等々がございます。これらの刃物を授業で使用する際には、まずその取り扱いについて事故がないように十分な指導を行います。例えばはさみ、切り出しナイフ、そういうナイフ類を仮に相手に渡す場合には、刃先は自分の方に向けて相手に渡す、また刃物を持ったまま立ち歩かない、また彫刻刀等を使用する際には、あいている一方の手は前に出さずに手前の方に置いて彫刻刀を使う、また包丁を使ったら本数を確認して保管する等々の指導を行っております。

小学校の学習指導要領の、「図画工作では、用具の安全な扱いについての指導や片づけや保管の習慣をつけるようにする、また中学校の美術では、事故防止のため特に刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする」と記されておまして、各学校では先ほど申しましたようなことで、そのことを踏まえて指導を行っておるところでございます。

○十八番（後藤健介君） 今、この答弁を聞いて、学校は本当に体系的にやっておられるのだなということで安心したのですが、私も子供のころ、刃物については、農家でありましたので、鎌とか鍬とか、そういう刃物は日常茶飯事自分の身近にあったのですがね、こ

の刃物を地べたに置くとか通路に置くとか親から、祖父母からも目から火の出るように怒られましたですね。刃物というのは、必ずちょっと高いところ、人目につくところに置いておきなさいということですね。ましてや置いてある刃物をまたぐというようなことも、これまた大変厳しく怒られましたね。またぐというのは、避けて通るのだから何で怒られるのだらうというけれども、もしそのときにつまずいてその刃物でけがするとか、いろんな知恵をちゃんと言って聞かせてくれればいいのですが、いきなりげんこつを食らうか怒鳴りつけられるかだったのですが、今から思えば本当に刃物を身近に置かざるを得ない農家という境遇で親は一番大事なことをしつけてくれたのだなという思いがしております。

そこで、ここからちょっと「一番星議員」と意見が分かれるところでございますが、「一番星議員」は、今回の事件で刃物を、要するに軽々に児童等の身近に置かないようにしると、学校に持ち込むとかいうことについては、厳しい規制をしたらどうかというような趣旨のように私は受けとめました。しかし、私は、むしろ反対のことを申し述べてみたいと思うわけでございます。

今回の事件を報道する新聞記事を読んでおりますと、一部の識者と称する人のコメントの中に、「刃物イコール凶器である、だから子供の身边から遠ざけよ」という短絡した論法を展開する人が半分ぐらいだったですね。あとは「心理学的に何とかかんとか」とかいうことで、一向にぴたっと合った、子供が実際に刃物を扱うなといったって、どういうところが完全だという、学校の現場の先生が参考になるようなことは一つも書かないのですね。それで隔靴搔痒だなというふうな思いもしておったのですが、私は前にも一回、池田小学校のときの事件でも申し上げたのですが、人類の歴史は道具発展の歴史なのです。旧石器から新石器に移って、それから青銅器に移って、鉄器と文明史は移ってくるのですが、鉄器を人間が手にした歴史はせいぜい四、五千年なのです。ですから、人類の歴史からいうと鉄器を手にする前に数万年の年月があるのです。ところが、この鉄器を人間が手にしてからの文明の発達の方が、はるかに人類に恩恵を及ぼしてきたわけですね。こういうことを考えますと、鉄器とは何ぞや。そして鉄器の中でその背骨をなすものが、やっぱり刃物なのです。これはもちろん人を殺す戦争の道具にもなりました。しかし、この刃物はどれだけ農産物等の生産量の拡大につながっていったかとか、また、狩猟民族においては野性の動物を捕獲して食料を確保するために不可欠のものであったかということは、当然わかるわけです。ですから、刃物をどう取り扱い、どう向き合うかは、人類の文明史とどう取り組むかという問題なのです。大変これは大きな哲学といえますが、そういうことを含んだ問題なのです。だから危険だから遠ざけると言っても、それでは我々の人類の文明史を拒否するということにつながりかねないというふうに私は思うのです。

ですから、ぜひこのところをよく根底に考えた対策が必要ではないかな。しかし、刃物は恐ろしいものなのです。特に刃物特有のあのきらきらきらっとね、いわゆる輝きといい

ますか、あれは人間の心にいるんな感作を呼び起こします。一番多いのが、やっぱり狂気という問題でございますが、あれを持ったら一つの狂気ですね――気が狂う――そういう精神にぱっとうこう反応、感作するところもあるのですね。それから、心気を澄ましていくという精神感作もあって、いろいろあるのです。ですから、これをどういうふうな形で子供さんに伝えていくか、そして体験させていくかということも大事な一つの教育の分野なのかなというふうに私は思うわけです。

ちょっとここで余談になりますが、ここで以前にも紹介したのですが、別府市内にあります白菊寮という施設がございますが、これにかかわり合いのある米軍将校で、もう戦死されましたが、アン少佐のことでございます。

アン少佐は、ちょうど終戦後、占領軍としてこの別府に駐留しておられたようです。そのとき、まちには戦災孤児とかいろいろな方で孤児がいっぱいまちにあふれておったのですね。この窮状を救おうとして当時の米軍は、カトリックとかプロテスタントとか、それにまだいろいろな宗派があるのですが、その宗派が。長老派とかいろいろあるのですが、宗派ごとに集まって、そしてそれぞれ自分たちのグループがそういう施設を担当しているんなものを、慰問し続けてきたようであります。そのうちの 하나가、栄光園というのがございますが、これの支援の基礎になったのが、後にベトナム戦争のときの米軍の最高司令官だったウエスト・モーランド将軍などは、栄光園の支援グループのトップだったのですね。あの人が大隊長のときに自分の大隊を率いてあそこに支援したということをお亡くなりになった小郷先生からお聞きしたことがございます。

さて、アン少佐ですが、その後、座間の方に転勤するのです。そのときに、ずっと文通とかそういうのはあったようですが、施設が老朽化して建てかえなければいけない、ところがお金がないということで、アン少佐は、自分が所属している座間駐屯地の将校クラブに声をかけて、おれが別府まで――千二百キロかあるのですが――この間を歩いて踏破する。それも二十日間で踏破するというかけを申し出た。そして彼は二十日間で千二百キロの座間―別府間を踏破して、白菊寮にゴールして、その賭け金全部と自分の貯金をはいたものを白菊寮に寄附したという。これは後に映画化されて、「ある兵士の賭け」という題名で全国に公開上映されたので、ごらんになられた方がいると思います。

さて、私事にわたり恐縮ですが、私はちょうど習志野の部隊に勤務しておりましたときに、アン少佐は座間におられまして、座間に勤務されておりました、毎月一回落下傘降下のために習志野においでになっておりました。アン少佐はアメリカの落下傘部隊の隊員なのです。ですから、月に一回の技量維持のための訓練が必要なのです。それでおいでになっておったのですが、私も数回一緒に輸送機で合い前後して一緒に降下した体験もございます。

そのアン少佐は、非常に温厚な方で体も小さいのです。ちょうど今ぴったりの人がそこ

におられます。教育委員会の杉田次長さん。もう頭のぐあいから、（笑声）微笑絶やさぬ穏やかな顔からお人柄から、もうそっくりなのですね。ですから、今見ても、本当にアン少佐が生き返ってきたのかなというような、（笑声）ああいうイメージだと思ってください。その穏やかな人が、いつも暇になると小刀、ジャックナイフだったですかね、ジャックナイフを出して、そしてポケットから取り出したこのくらいの木の小さい丸太をこつこつと削るのですね。削って、何か木彫りを彫っていくのですね。もうしょっちゅうやっておるんです。それで、私は最初は単なる趣味かなと思ったけれども、とにかく人と話しておるときも削るのですね。それで聞いたのです。「少佐、これ、どういうことですかね」と言ったら、実は、アン少佐は言うのです。自分は若いときに日本軍との戦いでマキン・タラワの上陸作戦に参加したのだ。そのとき、上陸後夜間に日本軍兵士の切り込みに遭った。日本刀を振りかざした切り込みに遭って、あわや一命を落とすところだった。。それ以来、自分は刃物の怖さが夢にも出てくるのだ。何とかこの怖さから――トラウマですネ――脱却しようと思うけれども、なかなかできないのだ。そこで、アン少佐は、その恐怖心になれるために、暇があればきらきら光るナイフでもって、木を彫り、刃物の怖さに慣れさせているのだと聞きまして、私もそのときびっくりしたのですね。ああ、刃物というのは、これだけの恐怖を人間に与えるものであり、そしてまた、それは危ないものなのだ。しかし、今さっき申し上げたように、人類の文明史とは切っても切り離せぬものであるということであると。このアン少佐がやられたところに一つの回答があるのではなからうか。むしろ刃物を恐れるのではなくて、積極的に使いこなしていくということをする必要があるのではなからうかなというふうに思うわけです。

私たちの子供のころは、まず男の子は小学校に上がりますと、親から肥後守を買ってもらったのですね。あれを買ってもらおうというのは、男の子にとっては肥後守をもらおうというのは、一人の男の子として親が認知したことなのですね。男の子の成長を確認してこの肥後守を与えてもいいぞということなのです。もらった子供の方は、これでもって自分はある資格を得たという非常に大きな喜びと自信を持ったものですね。その小刀一本で竹トンボであり鳥かごであり、凧のひごであり、いろいろなものをつくった。遊び道具から、もちろん鉛筆もそれで削る、野外で弁当なんかを食べるときにはおはしも削るということで使いこなしていったのですね。ですから、その過程においては無数の怪我もしました。しかし、そのけがの中から刃物の便利さと、それから怖さというのを十分知っていったし、そしてそういうことによって物をつくる喜び、そして手先の器用さというのを私は習得していったのではなからうかなと思うのですね。

幸い別府には伝統工芸の竹細工がある。たくさんの職人さんがおられる。ですから、学校現場にもこういう竹細工の職人さんを時々お招きして、あの人たちが使う研ぎ澄まされた刃物の鋭利さ、その刃物がつくり出していくあの芸術をその目で見せてやる。もちろん

その職人さんたちには、刃物を使うコツと、それから危険防止のためのいろんなノウハウを現場で展示したり教えていくということも、非常に大きな効用があるのではなかろうかなと思う次第です。

もう一つ申しますと、別府市にはたくさんの旅館、それからホテルがございます。ここにはたくさんの調理師の方がおられます。もちろん学校現場にも調理師の方がおられます。この調理師の方が、やはり家庭科のときなんかにお呼びして、包丁がつくり出していく食の芸術、これを見せていただく。当然、包丁の切れのもとには、やっぱり研いでいくという研ぎの技術が大切なのです。そういうことを現場で見せて、最高の技術と最高の切れ物の状況を見せてあげるのも、私は、今回のような事件には直接は関係ありませんけれども、正常な子に正常な刃物というものを習熟させていく一つのいい方法ではなかろうかなというふうに思うわけです。

そこで、私は再度申し上げますが、刃物というものから絶対に目を背けてはならない。むしろ事あれば刃物になれさせていくということをあらゆる教育の現場、それから家庭の現場、いろんなところにおいて私はしてあげたいなというふうに思います。今、竹の内を中心に御老人方が集まって「ほほえみどんぐりクラブ」というボランティアのグループをつくっておられます。この方々が、あちこちの小学校に招かれて、凧づくりりとか、そういうことをして大変な人気で、なかなか行き合わせんのだということをお話しておられました。ですから、こういう御老人方の知恵も活用していただきたいというふうに思います。

そういうことで、直接佐世保の事件とは関係ないと思いますが、このことをひとつクリアしないと、この殺傷の事件のような第二、第三、第四の事件は防げないし、事の解決には至らないのではないかな。もちろんそれは一面にしかすぎませんが、再度この点を提言といいますか、申し述べまして、きょうのまとめにしたいと思います、教育長、何かこの点につきましてございましたら、御教示いただきたいと思います。

○教育長（山田俊秀君） では、お答えいたします。

先ほどから十八番議員さんがいろいろとおっしゃっていただきましたことの中で、私も家が農業でしたから、くわやかまやらの使い方について、私もあちこちいっぱい傷がありますし、刃物についての怖さというのも十分親から教えられたというふうに思っております。

それから、今、いろんな御提言がありましたけれども、先ほどうちの課長が話をしておりましたけれども、この事件というのは、他人事ではない。いつ私どもの身近に起こってもおかしくない。万が一別府からこういう被害者を出してはいけないという気持ちで、まず一番に働きました。それで、早速校長会を開いて先ほどのような指示を出したわけですが、先ほど御提言がありましたいろんな刃物を使ってのいろんな職人さんがおられますが、そういう方のお話というのも大変貴重なお話ではないかと思っております。今後、校長会



等でまた話をしながら、それを、きょう御提言をいただいたということをまた話をしたいと思っています。

私どもは、やはり命の尊厳というのは絶対的なものでありますし、命の大切さというのは今後とも教えていかなければなりませんし、やっぱり他人を思いやるといいますか、そういうことと心の豊かな子供を育てるとというのが、私ども教育長の大変大事なことと思っております。ただ、これが学校だけでもなかなか難しい面があります。家庭でもいろんな小さい場面で教えてもらわなければならないということがありますので、PTA等でもこれはやっていかなければなりません、どちらにしてもこの類似事件が二度と起こってはいけないという気持ちが非常に私自身持っておりますので、何とかこれは食いとめなければならないというふうに思っております。

きょうの御提言、大変ありがとうございました。お礼を申し上げます。

○十八番（後藤健介君）では、これをもって質問を終わらせていただきます。

○二十六番（原 克実君）議長、ちょっと一部順番を入れかえさせていただきまして、二番から入らせていただきたいと思います。

まず、小児救急医療について質問をしていきたいと思っております。

この小児救急医療、今回、別府市が夜間の小児の診療所を開設いたしました。この開設をしたことについて、私ども公明党といたしましては、大変に評価をしております。課長の方から私はこの内容につきまして資料をいただきました。それで、この資料について私なりに申し上げたいと思っております。

この資料から見ますと、もうすでに四月だけでも百九十六人、それから五月で二百三十五人の子供さんたちが夜間診療を受けているということでございます。特にここでデータで見られることは、ゼロ歳から三歳未満の、特に乳幼児の子供さんの診療が非常に多いということでございます。中には地域別に見ますと、全体的に五月だけの例をとらせていただきます。五月を見ますと、二百三十五人のうちのゼロ歳から三歳児が百六十三人、その中で別府市の子供さんたちが百五十八人、広域が五十一人、要するに杵築、日出、山香ですね。それから県内、県外。県内、県外といたしますと、もう大方察しがつくと思っておりますが、観光客の方ではないかなと、このように私は思います。こういう方が二十六人ということで、非常に小児医療といたしますか、これが利用されておるということでございます。こういうことがこの四月からスタートした、県下に先駆けてスタートしたということは、これは非常に私は喜ばしいことだと思っております。

現在、課長この内容について、診療を受けた方、または今後どういうふうな形でこの小児医療をやるようとしているのか、その点をちょっとかい摘んで御説明をお願いしたいと思います。

○保健医療課長（伊藤征一郎君）お答えをいたします。

ことしの四月にオープンいたしました夜間子供診療の状況でありますけれども、先ほど議員さんがおっしゃられましたように、四月には百九十六名、五月につきましては二百三十五名の方が受診をいたしております。内訳につきましては、別府市の方が百五十八名、その他観光客の方もかなり多くの方が利用いたしておりますし、非常に小さい子供さんが利用している状況が非常に多うございます。こういう中で別府市といたしましても、こういうお母さん方が安心して育てられるまちづくりのためにも、こういう利用をまたPRしなら取り組んでまいりたいと思っております。

○二十六番（原 克実君） この事業がスタートしたということについては、私どもも非常に評価をしたいと思っておりますし、これは、私ども公明党が連立与党の中でマニフェストとして掲げた事業の一つでもあります。ただ、今後当局をお願いをしたいことが二つございます。

それはどういうことかといいますと、この事業そのものは、「別府みんなで子育て支援計画」、要するにエンゼルプランですね、この中でしっかりとした位置づけをされた中で今回開設したということでございますので、子育て支援計画の全体的な要するに制度がより拡充したと私どもは受けとめております。ただ、できれば子供さんは、もうここにおられる方も子育てを経験した方がたくさんおられると思いますが、特に夜中に急激に熱を出したりいろいろ、さまざまな病状が出てまいります。今回の夜間診療はおおむね十一時までと。ですから受け付けは十時半、診療は十一時までということになっております。できればこの診療体制を今後医師会との話し合いの中で二十四時間体制にできないかということが一点でございます。

それから一つは、今全国でも展開をされておりますけれども、大分県はすでに実施をしております。夜間を含めて土曜・日曜のテレホンサービス、子供の育児、それから病気にかかる全般をどのように取り扱ったらいいか、事前の知識を得るために診療小児科に相談をする窓口ができておるようでございます。大分県もこれは毎月二百件以上の相談者があって、非常に九割の方から、事前に対策がとれたということで喜ばれているということをおっしゃっております。これが今、国の制度で、「#8000番」を押せば、登録した小児科医師の携帯電話につながるような制度がなされようとしておるようであります。ですから、この大分県の制度、それからまた全国的にそういう制度が展開できるのであれば、別府市としてもそのテレホンサービスに直接できるような制度を今後考えていただきたいな、このように思いますが、いかがでしょうか。

○保健医療課長（伊藤征一郎君） お答えをいたします。

小児救急の二十四時間体制への取り組みでございますが、子供の急病に慌てることなく、すべての子供が必要なときに適切な治療が受けられること、また観光で別府に訪れた子供連れの旅行者の皆様にも、安心して家族で訪れることができる観光都市別府のまちづくり

のためにも、二十四時間体制は必要であると考えております。現在、小児科医が大変不足しておりまして、小児科の先生の負担は増大いたしております。今後、別府医師会を初め関係機関、別杵速見保健医療圏などとも協議しながらこの問題に取り組んでいきたいと思っております。

次に、小児救急の電話相談の件でございますが、大分県におきましては、平成十五年十二月一日より大分県子供救急医療電話相談室が開設をされております。主に複数の小児科の専門医療機関の看護師さんが、当番医制により休日・夜間に子供の病気に関する電話相談に応じておりまして、対応可能な最寄りの小児科医等の紹介を行っております。別府市におきましても、ことしの四月にオープンいたしました夜間子供診療所の開設時間十九時から二十三時まででございますが、その時間であれば電話相談にも現在受け付けをしている状況であります。

○二十六番（原 克実君） 今、課長から答弁していただきましたけれども、全国的には小児救急医療に対するニーズは広がりつつあるのに、全国的に小児科医が減っているという現象があります。やはり夜間の救急医療に対する対応が、特に大都市よりも郡部にとって非常に厳しい状況に置かれているということでございます。今回は幸いにして広域圏で医師会が取り組んでいただいたということに、非常に私は敬意を表したい、このように思いますけれども、今後、少子・高齢化の中で子供さんをどのように育成し、どのように育てていくかということを考えたときには、やはり安心して子育てができる二十四時間小児救急医療体制を確立していただきたいということを要望して、この点を終わりたいと思います。

次に、市民の総合窓口について質問をさせていただきます。

市民の総合窓口、前回の議会のときに七番議員がたしか質問をしたと思いますが、私はこれを聞いておって、基本的な理念に少しずれがあると思っております。市民の総合窓口というのは、本来どういう形で設置しなければいかんのかということが、本当に別府市の職員の皆さんに専門的な意識の中からちょっと抜け切れてないようなことが考えられるのですね。この市民の総合窓口については、実際に私が一回最初、市民サービスの中で取り上げたのは、たしか平成六年か七年ごろだったと思います。その結果、今のIT推進の中で市税の証明総合窓口が平成十年五月に開設をいたしました。そして、平成十五年八月より本庁と三出張所以外の公民館においても住民票と印鑑証明の交付ができるようになった。これは今までの窓口業務から見れば画期的な対策であった、このように思うわけですね。

当時私が平成五、六年、議員として市民のお世話をする中で一つの例をとってみます。これは御商売をされている方が、納税証明を取りに来るだけで、三月ごろの窓口の混雑するときは約一時間かかっていた。ですから、結局それで市民サービスの低下ということが叫ばれておった時代なのです。建築住宅課、要するに市営住宅の申し込み、これをします

と、「納税証明を取ってきてください」と言います。納税証明を三階からずっと一階のグラウンドフロアまでおりてきて、各課の証明を取るのにやはり一時間ぐらいかかる。高齢者の方は、待つだけでもくたびれてしまう。そういう状況が平成五、六年、行われておった。何とかこれを改善する方法はないだろうかということで、私が各地方自治体を調査いたしました。そうしたら、平成五年一月から浜松市が総合窓口を開設しておりました。そして岐阜県の中津川市が、これは市民の窓口とそれと医療体制を含めた磁気カード、要するに健康管理を中心としたカードの取り入れをやっておりました。これを私はつぶさに調査をさせていただきまして、この議会で何度となく申し入れをした結果、今の市税証明の総合窓口が開設をされたと思っております。

本来のやはり総合窓口というのは、だれのためにあるのか。それは、現在一生懸命、職員の皆さんがITの推進をしながらいろいろと取り組んでいただいております。でも問題は、やはり「市民の目線に立って」と市長が言われるのであれば、市民の目線に立ったときに、本来の総合窓口は何から始めていかなければいけないかということ、やはり職員の方が即座に関心を持っていただいて、そして実行に移すということが、私は一番大事なことではないかと思っております。

私、今回三月の末に佐賀県の佐賀市に行って参りました。ここはもうすでに二月から日曜窓口のサービスを開始しております。この資料もつぶさに市の職員の皆さんに提供させていただきましてけれども、要は佐賀の取り組み方というのは、私なんかの考え方とはちょっとね……。私は今回いい勉強になりました。どういうふうな形で佐賀の方がその総合窓口を開設しているかといひまして、私は聞きましたら、佐賀はどこをモデルにしたかといひますと、松山市をモデルにしたと言っております。松山市の市長さんは、今回……。前回かな、改選になって非常に若い市長さん、それから佐賀も非常に若い市長さんで、非常に市長同士の交流が深いということを言われておりました。その中で松山をモデルとして佐賀は、十三年にスタートいたしました。そして松山は、要するに浜松をモデルにしてスタートをしたと言われております。

もう職員の皆さんも御承知のように、ことしの五月六日から姫路市、草加市それから秋田の何とかいう市ね、こういうところがどんどん総合窓口を開設してきております。そういう総合窓口を開設した皆さんの一つの意見は、すべてどういうところから来ておるかといひますと、要はそれぞれの職域を越えて、もうすべてゼロから出発している。要するにどのような形で総合窓口を設置したら市民のためになるかということ、ゼロからの出発を考えておる。それから、まずは何が変わらなければいかんかといったら、職員の意識が変わる以外には、この総合窓口は設置が難しいと言われております。それから研修制度、徹底した業務の研修制度をして、この道に通じた専門のエキスパートを養成するということにかかっておる。ですから、今回、福祉三課とかいろんな窓口、それから戸籍謄本とか印

鑑証明とかいろいろな窓口が設置されても、基本的にはここから立って、やはり本来の市民のための総合窓口を設置する気持ちがなければ、なかなかこれはできるものではないということなのです。やはりどこかといいますと、別府市の市長さんも「市民の目線で」と言います。やはり佐賀市の市長さんも市民の目線で、市民にとってどうであるかということ、そして市民が動くのではなくて職員が動く、これが基本に総合窓口を設置したと言われております。ですから、もう私は、何やかんや言うより前に、要するに総合窓口の総合的な基本設計、これをつくるべき時期に来ているのではないかなと思います。佐賀も非常にこれに悩んだ、そう言われております。そして最終的に佐賀は――もう皆さんに資料で渡しておりますけれども――この総合窓口の設置については、職員の域から抜けて民間に委託して、一階のフロアをどういう形でつくったらいいかということ委託したと言われております。ですから、別府市もここまで本来市民のための総合窓口を設置するならば、要するに専門知識のある民間に委託をしてでも、やはり本来の別府市の総合窓口はどういうものをつくったらいいかということ、もうここ一、二年で設置する時期に来ているのではないかなと、こう思いますが、いかがでしょうか。

○財政課参事（中尾 薫君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、去る二月に出されました行政改革大綱におきましても、総合窓口の設置が言われております。市民へ早く、便利でわかりやすい窓口の設置を目指してのことでございます。その原点と申しますと、議員が御指摘しましたように、職員が市民、お客様のことを考えての業務運営であり、御指摘の行政改革を進める上で最も重要な観点、意識改革と結びつけなければならないものと考えております。お客様本位の窓口を職員みずから考えつくっていくための過程も、そういう観点では非常に大事だと思っております。そのために窓口に関係する部課を中心としながら、内部の窓口改善検討委員会のようなものを早期に立ち上げ、どのような窓口が市民サイドにとってよい窓口であるかの理想形を共通認識としてつくっていき、お話のありましたような基本設計を早期に立ち上げたいと思っております。

○二十六番（原 克実君） ぜひそのように取り組んでいただきたいと思います。現在、市税の総合窓口が開設をしてもう、これは平成十年ですから、大方五年たちます。現在、平成十五年度における証明の発行件数と枚数、本庁とそれから出張所、これを合わせまして、件数にして三万六千七百七十二、枚数にして四万三千三百二十八枚の証明書を発行しているのですね。これだけを見ても、やはり市民の納税証明に対する需要だけでもこれだけ大きいものがあります。それから、平成十五年八月に開設した各公民館、これももうすでに昨年八月からことしの三月までで千五百十四件の需要がっております。本来、浜松市なんかは、この総合窓口ができたときに二十八の公民館・出張所に対してこの交付機を設置して市民サービスに努めてまいった。ところが、もうそれから浜松は十年たちまし

た。十年たったら、ただ二業種ではなくて、今は九十業務の取り扱いをそれぞれの出張所それから公民館でやっている。その窓口は何かと云ったら、「デジマ」というニックネームでしてある。要するに「デジマ」というのは、すべての庁舎の業務から外れて「デジマ」ということです。そして、その窓口は一番窓口ですべての総合窓口の設置をして、そこで行っておるのが今の浜松の状況のようにあります。ですから、この五月からスタートしたところもたくさんあります。今まで設置したところもあります。そういういいところを参考にしながら、やはり別府版の総合窓口を設置していただきたい、このように思います。

それからもう一つは、これからはやはりＩＣカードの時代だと思っております。今、日本は、世界最先端のＩＣ国家の実現に向かって、磁気カードにかわる次世代カードとして注目をされていますＩＣカード、これの本格的導入が始まっております。これはもうすでに地方自治体におきまして、行政サービスでもＩＣカードの導入が進んでおります。このＩＣカードのやはり国民的普及は、世界の最先端ＩＴ国家の実現に向けて平成十三年から政府で決定された重点計画の一つでもあります。このＩＣカードがなぜいいかといえますと、多目的に利用できるということです。磁気カードとかになりますと、非常にプライバシーの問題とかデータが盗まれやすい。でも、ＩＣカードはそれができにくい。そして非常に多目的に利用できるし、それが身分証明書にも利用できるということで、いろんな機能ができると聞いております。ですから、総合窓口を設置すると同時に、ＩＴ国家の実現に向かって、そしてまたＩＴを駆使する別府市としては、最終的な判断としては、やはりＩＣカードの導入ということが一番大事ではなからうかと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○情報推進課長（古庄 剛君） お答えいたします。

議員御指摘のとおりＩＣカードにつきましては、従来の磁気カードから、ＩＣチップを使ったカードにかわりまして、かなり大容量のデータが内蔵できるシステムになっております。それで、本市が考えております住基カード、将来的な住基カードをどのようなものに持っていくかということにつきましては、住基カードの中に住所、氏名、性別、生年月日等のデータを組み込める個人の身分証明的な機能、それから、これから十月から始まりますオンライン法の適用を受けました公的個人認証、この機能、それからもう一つ、三つ目に議員さん御指摘の市民カード、各自治体独自で実施しております市民サービスを観点とした市民カード的な機能、この中にはいろんな行政サービスを受けられるような機能が含まれるようになっておりますので、将来的にはこの三つを全部網羅したような形で別府市の住基カードを考えていきたいと考えております。

○二十六番（原 克実君） ぜひＩＣカードの導入が早い時期にできるように望んでおきたいと思っております。こういうＩＣカードを使う、それから総合窓口を設置することによって、

やはり市役所そのもののまた意識が変わってくると私は思っております。今、各地方自治体ではこういう総合窓口を設置すると同時に、国際規格であるISO9001の認証取得をしている地方自治体が出てまいりました。これは要するにまさに市民の目線で行革をしていき、そしてそれが市民のためのサービスになるというようなことで取り組んでいく方法だと思っておりますので、ぜひそれに向かってお願いをしたいと思います。

この件については、もうこれで終わります。

では、次に楠港の埋立地の件についての利用について入っていきたいと思います。

これは、今回非常に関心が高くて、各議員の中からもたくさんの方が質問通告をしております。私もこの議席を置かせていただいて、楠港の跡地の件につきましては何度か質問をさせていただきました。これが大体平成五年ですか、公有水面を埋め立ててもうすでに十二年を経過いたしております。そのときの市長は脇屋市長、もう亡くなりましたけれどもね。それから中村市長、そして井上市長、そして今回、浜田市長ということで、この楠港の埋立地の有効利用については、歴代四代の市長になってしております。この埋立地の本来の目的、これはどういうところにあったのか。埋め立ての目的ですね、その点についてお尋ねをしたいと思います。

(答弁する者なし)

○二十六番(原 克実君) これね、こういう今回楠港の埋立地の件について、今、商工課が窓口になっておりますけれども、本来埋め立てをするためには、やはり大きな別府市の総合基本計画の中の位置づけをした楠港の埋め立てであったわけですから、要するに別府市が今後どういう将来像の中で、別府の都市計画の中で別府を発展させていこうか、商業の活性化をしていこうかということ考えたときに、その基本理念がなければこの楠港の跡地利用については、なかなか答えが難しいと思うのですが、その点はどうですか。

○建設部参事(松岡真一君) お答えいたします。

楠港の埋め立ての目的でございますが、これは平成五年に財産取得いたしました。それ以前に公有水面埋め立ての免許を提出しております。これが楠港の埋め立ての目的でございます。この中には、埋め立ての実施に当たり北浜地区の活性化を図るためには、人の集まる施設、市民、市外の住民を問わずより大きな吸引力を有する施設の導入が最も効果的である、周辺地域の住民にとって最も魅力ある施設とし、さらに本市を訪れる観光客と地元住民と交流をより深める場として市民観光の振興及び北浜地区、ひいては中心市街地の活性化を図ろうとするものであるということで、これは埋め立てがなされておりますので、これが目的だということでありまして、その中には、この実施といたしまして細目がちょっとあります。それでは、その中につきましては、コミュニケーション・アンド・イベント、それからショッピング、それから飲食店、温泉、それからカルチャー・アンド・アミューズメント、インフォメーション・アンド・サービス、それからヘルス・アンド・

スポーツ、生活利便施設というようなことに具体的には項目が挙がっております。

○二十六番（原 克実君） 今、参事が言われたように、やはり楠港の埋立地の利用については、基本的な理念があったわけですね。今回、市がこの土地の有効利用について企業の誘致を始めております。ここから少し方向が狂ってきたのではないかなと思っております。これは狂ったというよりも、どうもお互いの民間団体と、それと行政の間にちょっとずれが出てきているような、考え方のずれといいますかね、あるように思います。

この跡地利用につきましては、もうすでに平成十二年に別府市中心市街地活性化基本計画策定委員会が開かれておまして、これ、大分大学の宇野教授を招いて、もう行政も市議会も、そして民間団体も、すべての方が入ってこの策定委員会を開いて答申を出しているのです。この答申の内容は、今、参事が言われたこととある程度類似したものがあります。本来この楠港跡地利用促進に対する提言、これを行政がどのように受けとめて今回の企業誘致に携わったかということが、私は大きな基本的な問題ではないかと思っております。そこあたりにやはり認識のずれというものが出てきたがために、旅館組合とか商工会議所の一部を含めてやはり反対運動、そしてまた意見の相違が出てきたと私は思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○商工課長（中野義幸君） 今回の企業誘致につきましては、平成十二年度策定いたしました中心市街地活性化計画に基づきまして募集要綱を作成いたしております。その中におきましては、その方向としまして、ウォーターフロントガーデン、ショッピングプロムナード、アミューズメント施設等の複合的な施設により人の集まる施設をそこに誘致することになっておりますので、今回、複合商業施設ということになっておりますけれども、誘致としましては、当初の中心市街地活性化計画とのずれはないというふうに感じております。

○助役（大塚利男君） ちょっと補足説明をさせていただきます。

今回の公募に当たりましては、今、課長の方から申し上げましたように中心市街地活性化基本計画、この中に楠港については誘致企業の位置づけがなされております。この基本計画を抜粋してすべて公募の際にお示しいたしております。そういった中で今、原議員さんの方から御指摘がありましたように、若干のずれが出てきたのではないかという御指摘でございますが、私どもは、この基本計画の中に定められた企業、たまたま出てきた施設が複合商業施設、これだけを募集したわけではございません。すべて公募の中にはそういった中心市街地基本計画の中に示されたことを全部うたっております。そして、応募した企業がたまたま複合商業施設と結果でなったわけでございます。締め切る前には七社の応募も予定されておりました。その中で二社が断られましたが、その中の一社にはホテルというところもございました。たまたま私どもが締め切った時点で五社、これが複合商業施設という結果になったわけでございます。それで私どもとしては、決してずれた方向で募



集をしたのではない、そのように思っております。

○二十六番（原 克実君） ずれたというのは、あなたたちがずれておるといっているのではない。要するに民意がどこまで反映できたこの計画だったかということです。だから、あなたたちがそういう今度検討委員会を設置して、五社の中からどのような選び方をするか、これはもう最終的には、市長が意欲を燃やしているということで新聞報道にも書かれておりました。だから本当かなと私は懸念を感じたわけですが、結局民意がどこにずれているかというのは、要するにそういう反対が起こること自体が、私にはわからない。これはやはり全体の別府市民、そして商業者の民意を酌み取って行政が動いて、あそこに適切な商業施設をつくっていくということが、本来の筋なのです。ところが、その検討委員会を開いている中で、そしてまた商業施設を選ぶ中でそういう反対が出てくるといっているのは、どこに原因があるのですかと私は言っているのです。そこをあなたたちがひもとかない限りは、この商業施設が果たして成功するかしないかに私はかかってくる問題だと思っております。

十三日に別府港の海岸整備計画がスタート、起工式がありました。これとあわせてやはり楠港の跡地は、別府市が今後二十一世紀の未来の都市づくりの中で大きな位置づけなのです。ですから、私もこの議場の中では、あそこは商業施設、別府市の中心市街地、商業の活性化にも必要だけれども、観光客にも必要な施設です。だから置きかえてみれば自分の家のリビングルームみたいな施設がいいのではないですか。要するに家族が喜ぶ場所であれば観光客も喜んでいただける、そして温かく迎えたお客様も喜んでいただくような、そういう総合的な施設、それはどういうものをよく市民と行政と、そして今回進出をしていただく企業が、やはりある一定歩み寄ってよりいい施設をつくっていくということが、私は大事なことではないかと思うわけです。だから、そこあたりがどうも、まだ結論も出ない中から反対が出てくること自体が、私はちょっと、私たち自身から見れば考えられんことだと思っております。ただ、その反対は反対なりの理由があるはずなのです。そこをあなたたちがどのように今後やはり調整をしていくかということが、一番大事なことと思いますが、その点はいかがですか。どのように今後取り組んでいく決意ですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

今回の楠港の企業誘致に際しましては、選定委員は、市内部だけでなく学識経験者並びに各界各層の代表者の方からも選定委員になっております。これは幅広く皆さん方の御意見を聞きたい、また幅広い皆さんから審査をいただきたいという思いで、今回選定委員を選出させていただいております。数は十九名でございます。

こういった中で、それぞれの項目について審査をいただくわけですが、この審査の採点方法は、これから選定委員会の中で決めさせていただいて、いよいよ審査に入るわけでございます。そういった中で、それぞれの各界各層の方が出てきておりますので、

これについての要望もあろうかと思えます。最終的には私どもの別府市の考えでは、それぞれ得点を出していただいて、そういった中から選んでいただきたい。そして、その得点順位の一位の企業に対しまして、市長の方に答申をいたしますが、その際に各界各層の方からの御要望、そういったものを出していただき、私どもはこれを企業にぶつけたいと思っております。そして、ある程度一定の合意に達して別府市の方、また市長の方も市長のお考え、また市民から聞いた要望などを、その選定企業に提案したいと思っております。そういった中で、その企業との話し合いが成立いたしますれば、私ども、最終的には議会の場に御審議をお願いしたい、そのように考えておるところでございます。

○二十六番（原 克実君） その助役の意向はわかります。わかりますけれども、やはりこれだけの市民団体の中から今反対が出ておる。ですから、例えば結論が出る前か出た後か、それは私ではわかりませんが、やはり選定された企業側、企業側に対してやはりいろんな各種団体の意向がある程度反映されて、今のウォーターフロント、あそこには今度は何と申しますか、ヨットハーバー、二十億かけて国体までできるヨットハーバーができるようなウォーターフロントができるわけです。ですから、あの北浜周辺のやはり施設に合ったものをある程度企業にも進出してもらわなければいかん。そういう中でお互いに調整ができるかどうかということ、私は今後行政の方をお願いをしたいわけです。ただ出された内容を検討して、それでよしとするのではなくて、今、市民団体がどのような考えを持って、どのようなものをつくっていただきたいと思っておるか、そういう意見集約をする場をつくって、それを企業側に行政としてお願いをしていく。そしてよりいい施設ができるようなことをやっぱり考えていかないと、例えばどっちにしても、結論を出すにしても出さないにしても、これだけの反対があるのを押し切って結論を出すことは余りよろしくないのではないかなと私はこのように思いますので、この楠港の埋立地につきましては、間違いのないような、将来に禍根を残すことのないような施設誘致をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

市長はどのような考えをお持ちですか、最後にお伺いしたいと思います。

○市長（浜田 博君） 楠港問題については、大変な御心配と御指導をいただいております。ありがとうございます。先ほど、私が意欲を燃やしている部分で、本当かなということがありましたが、私個人が意欲を燃やしているわけではありません。市長として、これまで平成五年から十一年間、皆さん方から有効利用をという指摘もずっといただいております。私も楠港開発、観光開発の再生の核にしたいという思いで参りました。これまでもいろんな企業があったとは思いますが、十一年間なかなかそういう企業が来てくれなかった。就任直後一カ月後ぐらいでしたかね、まず一社来ました。そのとき飛びついて、そこでお話をしていってもよかったのですが、待てよということで半年間ずっと様子を見させていただきました。いろんな形で二社、三社という形が入りました。私は、これは全

国に公募して、そしてしっかりとこれを議論していただくという思いで全体公募に踏み切った。そこから十八社の、経過としては十八社の方々が説明なりに来ていただいた。本当に私は驚きでした。これだけの方が別府のためにということで、温かい思いを持ってきていただいたのだというふうに受け取りました。その中で、別府市としては、これから先日の海辺のいわゆる変わっていく、大変な投資をいただきます、海岸線が大きく生まれ変わります。楠港だけではなくて全体の中でこれは考えていかななくてはいけないという問題もあります。そういう中で、私は海辺を、条件四つの一番最初に海辺のウォーターフロントと調和したそういう施設が欲しいということ、そして市民や観光客が交流できる、そういう交流拠点の施設がぜひ欲しいという部分と、あとは中心市街地の活性化対策に十分それが寄与できる施設であってほしいという問題、それが三つ。四つ目には地域のまちづくり、これに寄与していただきたい。この四つの条件をつけて公募させていただいたわけでございます。それをクリアするかどうかというのは、また市民の目線でということで、市民の皆さんの声を聞きたい。市が独自に判断する前にそういう企業の選定をお願いしようということで、各界各層、まちづくりの代表も含めて選定委員会をお願いした経緯があります。その中で選定委員会が、今まだ選定に入っておりません。決して私は時期を急ぐわけではありませぬし、ぜひ選定委員の中でそういう企業が本当に調和した四つの条件をクリアできるようなそういう部分をしっかりと論議していただきたいという思いをお願いをしています。その中でまだ決定をしてないのですが、もうできレースであるとか、早く財産を売って市の財政に入れるのだとか、いろんなことがどんどん出るものですから、決定してないのにもうどこかに決まったような雰囲気の中でやられている。この姿は私は非常に遺憾だと思うのです。そういう中で純粋に市民の声で選定委員会の皆さんが一生懸命今選定をしていただいている段階ですから、私は、今内容についてこういうもの、ああいうものということ限定しますと、また問題がありますから今コメントは避けたいと思いますが、選定された企業が、でき上がったときに、私はそのままオーケーとは言いませんということを行っています。

今、原議員の御指摘のとおり、私は別府市民の思いを反対者の意見、今、「反対者の意見」と言いますが、貴重な意見だと思えます。そういう意見、なぜ反対をするのか、そのこともしっかり受けとめて、そういう部分が解消できる分があるのではないか。では、観光施設がいいのだといって、総合物販施設しか今五社は残っておりませんが、観光施設が、では、これをこのままほったらかして五年後、十年後、来るという可能性があるかということ、私には自信がありません。だから、いろんな意味で今集まってきた五社の中で、本当に文化ゾーンが入り、また海辺に調和するためには、玄関が海側に向くようなそういう部分もあってほしいという思いが、個人的にはあります。全部物販で流川を向いて商売をしてもうかった、ありがとうという、そういう企業であってはならないというふうに考えて

おりますから、そこに人が集まって交流拠点となって、そして別府にお客さんが来ていただいて、別府市民の皆さんが遠くに買い物に行っている三十数%、大分や福岡に行っている皆さんが別府で買い物ができる部分もできたらいいな。いろんな思いの中で、ここが核となって交流拠点の施設となってほしいという思いの中で選定をしていただきたいということをお願いしているわけですから、でき上がった時点でそういう文化ゾーンとか人が交流する場面も、こういう場面を入れていただけないかなという市の思いをしっかりとこの業者と、またこれから皆さんの意見を聞いてお話をしていきます。煮詰めていきます。そして最終的に決めるのは議会、皆さんでございます。市民の代表である議会が、「これでいいぞ」という判断をいただくまで、私たちはしっかりと論議をして提案をさせていただくつもりでございますので、決して急ぐとか、ほかに指示しようも何もありませんので、ただ十二年間このままでいたから、今、市民の皆さんに論議を与えている、機会を与えさせていただいたという思いで、皆さんの反対意見があっても結構だと思います。それぞれの考えがあるわけですから、それは市民の代表としている皆さんが、最終的に判断をしていただければいいのではないかと、このように考えておりますので、ぜひ前向きな、建設的な意見の中でひとつ調整をしていただけたらと思います。よろしくお願いたします。

○二十六番（原 克実君） 今までの新聞紙上に載るのは、すべて「個人浜田博」ではなくて「市長浜田博」でございます。ですから、市長のその意欲というものがどの程度あるかということは、私、市長から直接聞いたわけではありませんからわかりませんが、今聞かせていただきました。今の市長の答弁であれば、間違いのない選択ができると私は信じております。私どももやはりこの十二年間、この議場に席を置かせていただきまして、さまざま論議をさせていただきました。要するに今、この別府市が大きく変わるとき、変革のときですね。この変革のときにこれを間違った開発をするならば、将来に大きな禍根を残す。でも、もしこれが本当に二十一世紀にふさわしいまちづくりの中で別府市民、そして観光客の皆様にご喜ばれるような本当の総合的な施設ができるのなら、私はこれはもう喜びにたえない、このように思っております。ですから、その決断、判断、これを誤りないようにひとつお願いをしたい、このように思います。

それからもう一つは、近鉄の跡地でございますね。これも今、楠港の埋立地の跡地利用が先行しておりますから、どうも近鉄の跡地が薄れております。でも、これも中心市街地の大事な開発行為を今後別府が民間とともに考えていかなければならない大きな要素だと思っております。市長が就任してもう一年を過ぎましたけれども、この近鉄の跡地の高度利用について、何かその後アクセスがあったのか。その点をちょっと商工課の方に聞きたいと思っております。

○商工課長（中野義幸君） これまでの解体からの経緯につきましては、議員さん御存じのとおりだと思いますので、省かせていただきます。

昨年度、平成十五年五月には浜田市長さんが近鉄本社の方に就任のあいさつに行っております。その後、事務レベルでは、近鉄跡地の利用につきまして、近鉄本社の方にどのような利用計画を持っているのかという問い合わせをした経緯があります。その答えとしましては、まだ具体的な利用計画はない、さらに、あの土地をほかに売却する予定もないというような御返事はいただいております。

○二十六番（原 克実君） 高度利用の計画もない、売却の予定もないということであれば、やはり商工会議所を中心とした六団体が、ここの跡地利用といいますか、買い上げも含めて有効利用の方法に対する陳情が、前の市長のときになされております。ですから、大体の方向を市の方がぼちぼち決定づけても、私はおかしくはないのではないか、このように思います。例えば今回の楠港の跡地利用につきましても、要するに売却か賃貸かということでございます。今、土地の有効利用によりまして長期賃貸というのができるようになっていきますね。これを逆に言えば別府市が利用して、民間または別府市があの土地を借り上げて、中心市街地の有効利用をするということも、私は一つの方法ではないかと思いますが、その点はいかがですか。

○商工課長（中野義幸君） 借り上げてというお話でございますけれども、商工課としましては、中心市街地活性化の一つの核としまして、議員さんのおっしゃるように、あそこにはやはり民間活力を導入した中で企業の誘致を図っていきたい、そういうふうを考えております。家電業界、いろんな形で進出もうわさされておりますし、水面下では進出したいというような要望も受けていますので、何とかここに企業誘致できるのではないかと考えております。

○二十六番（原 克実君） だから、要するに今、課長の方から答弁がありました、どこか電気メーカーが進出の予定があるということですが、それは近鉄の跡地ですか。私は、JRの用地だと聞いております。ですから、例えばJRの用地もあれば買い上げか借り上げかわかりませんが、やはりあの駐車場一部の土地の有効利用ができるわけです。ですから、私が今言ったのは、課長が答弁したように、あそこはまだ売却する予定もない。ましてや進出する予定もないというのだったら賃貸で、要するに借り上げてあそこを有効利用する方法もあるのではないですかということなのです。ですから、そういう業種の企業、別府市が近鉄とタイアップしてそういう企業を誘致することだって可能ではないのですか。その点を私は聞いているのです。

○助役（大塚利男君） 今、原議員さんからの御指摘、こういった市が借り上げて企業誘致をするのもいかがか、また有効利用を考えていくのもどうかという御指摘でございます。この点も十分踏まえて、今後近鉄本社とも話し合いをさせていただきたい、そのように思っております。

○二十六番（原 克実君） 前向きな答弁を、ありがとうございました。やはりここも

う十数年来、十年くらいになりますか、もう積み残しの別府市の中心市街地の大事なところなのです。もうぼちぼちこちらである程度方向性を出さなければ、やはりどんなに立派な楠港の跡地利用ができたとしても、特に中心街であるあの駅前周辺、このあたりのやはり活性化にはつながらない、このように思いますので、その点をぜひ今後検討していただいて、いい利用方法ができるように近鉄と相談をしていただきたいということをつけ加えておきたいと思います。

あと六分あります。最後に環境問題、私は若干質問をさせていただきます。

本来はこれが主体だったのですがけれども、十七番議員から教育それから環境問題、いろんな面で質問がありました。これはまた次に積み残しにしたいと思います。ただ問題は、循環型社会形成推進基本法、これが平成十二年五月に成立して、関連の七つの法律が整備されました。これはまさにごみゼロ社会への本格的な幕開け、スタートとなったわけですがけれども、きょう、午前中のいろんな論議の中で重複するところは私は避けたいと思います。今回、この法律が施行されるに当たってやはり容器包装リサイクル法、これに基づく地方自治体のあり方というのが、一番問われているのではないかと私は思います。今、別府市の不燃物、それから可燃物、両方合わせてごみの量としては減少傾向にある。あるならば、どの程度の減少傾向なのか、お尋ねをしたいと思います。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

まず、平成十五年でございますが、直営収集と民間企業が収集するのがございますが、総計で五万四千二百八十七トンでございます。同じようにしますと、十四年度が五万五千九百二十六トンで千七百トンほど減っております。

○二十六番（原 克実君） 千七百トンといたしますと、大体全体の何％になりますか。

○清掃課長（伊南忠一君） 約三％になるかと思えます。

○二十六番（原 克実君） 課長の言った三％を、信用しておきましょう。ここあたりですよね。この法律が制定をされました。そして、それぞれの地方自治体が責任を持ってこれを実行しております。要はここあたりの明確な目標が設置されないと、ごみはなかなか減量できない。先ほど、十七番議員が言われましたときに、一世帯から百グラム減らすと言っていましたね。一世帯百グラムといたしますと、世帯数から割りますと二千トンと言いました。これね、一人に置きかえますと十二万三千。百グラムといたしますと、大体キューリー一本ですね。これは、熊本が子供さんの作文からヒントを得て、一人百グラムの減量をしようということで取り組んだ成果がありました。非常に有効的だったと言われております。ですから、大分市も去年ですか、策定をしましたね。おおよそ地方自治体としてごみの量をここ十年間で二〇％削減していくことを言っています。ですから、別府市も今後、この容器包装リサイクル法を基本に置きながら、別府市全体の要するにごみの量、これを全体的に一〇％減らすのか、二〇％を何年度に目標にするのか、三〇％をいつまでの目標

に持っていくのか、そこあたりをやっぱり明確にしなければいけないと私は思っております。そして、やはりこういう目標を持ちながら、最終的には行財政改革の中で清掃業務の民間委託、これも含めて私は大いに取り組む必要があるのではないかなと思います。先進地あたり、四国の善通寺それから東海市、このあたりは三〇%から五〇%のごみの減量化に成功しております。それは家庭から出る生ごみ、市長も収集に対して体験をしたと言われておりますが、あの家庭のごみの中には、まだまだ減量できるものがたくさんあります。一番大事なのは、それぞれ我々の家庭から出る生ごみの中から、どれだけ減量作戦を行っていくかということが、今後大きな行政に課せられた責務であると思います。そういうところが行政になれば、市民の意識も変わりません。それが今、環境基本法に乗せられて、国が制定しました環境教育なのですね。そこあたりもやっぱり教育委員会は考えていただきたい、このように思いますし、また市の行政も取り組みをしていただきたい、このように思いますが、最後にどのような考えかお尋ねして、終わりたいと思います。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

先ほどの件でございますが、今、一日一人当たりの排出量は、別府市では千二百四グラムでございます。これを全国平均値にしますと、約八十グラム程度多いのではないかと思われております。これをとりあえず一世帯百グラムを減量して二千トンの減量を目標に定めているところでございます。（「それを聞いているのではない」と呼ぶ者あり）

○二十六番（原 克実君） 清掃業務課の課長も参事も、今回異動で初めてかわった。ですから、私は逆に言えばこれがチャンスだと思っております。ですから、本来の清掃業務課のあり方、そして基本計画そのものをもう一回見直して、どこをどうすればごみの減量につながるかということ、職員挙げて研究をしていただきたい。それができないと、次のやっぱり民間委託に大きな成果としてあらわれたいと思いますので、その点をよろしくお願いして、終わりたいと思います。

○二十八番（浜野 弘君） 今、二十六番議員から楠港のことにつきまして、御質問がありまして、私も正直申しまして、順序を変えて楠港の質問をしたいのですが、時間の関係で、副議長、三時にはやっぱり休憩するのでしょうか。

○副議長（松川峰生君） はい、休憩いたします。

○二十八番（浜野 弘君） それでは、先に観光のことについてちょっと御質問申し上げたいというふうに思います。

浜田市政になりまして、もう一年が経過をいたしました。浜田市長も、ついこの前、五月二十三日ですか、一周年ということで市民と語る会というのを盛大に行いました。あのときに市長のいろいろな今別府に対する思いも聞かせていただきました。当然今から申し上げるまでもありません。観光は別府の命ですから、これはやっぱり最重要課題として位置づけられるということになるかというふうに思います。そういう中で観光戦略会議と

かまちづくり推進室とか、いろいろなことをつくられたという気持ちはよくわかります。ただ、私がここでちょっとお聞きをしたいのは、だれの責任でもありませんけれども、全国観光地というような形の中で、今、日本じゅうどこに行っても温泉は出るというような形の中で、私から見ると、この戦後何十年かの間の中でいろいろと観光動態が変わってきて、今が一番、そういう意味では別府の今から先をどうやっていくのかという市長の方向づけが一番必要なときになってきたというふうに考えております。

よく例に出されるのですけれども、湯布院はすばらしいとか、山の方の温泉がすばらしいとか言うけれども、私どもも随分全国各地を勉強させていただきましたけれども、正直言いまして、ああいう程度の人口のあるところだと、例えば二十軒なら二十軒が集まって露天ぶるなら露天ぶるで変わったものをするとか、それはもうそれだけでも全国的に有名になったりする。ところが、悲しいかな別府は、ある意味では普通の都市でもありますし、十何万という人口があって、一口で言うと特徴がなくなった。駅をおりましても、当然よそでしたら、ああ、温泉に来たなという感じがするのでしょうかけれども、別府駅におりても温泉に来たというような感じにはなりません。

そういう中で、私が一番考えておりますのは、かつて別府があれだけにぎわった。これは油屋熊八翁初め先人の皆さん方の努力があったということはもちろんのことでございますけれども、最近になっていろいろなところで聞くのは、「浜野さん、別府はどういう方向に行くのですか」と。それは今言うように、確かに表現的に言いますと、別府はこれだけ広いのだから統一したものは難しい、確かに別府八湯という形の中でいろいろなことがありますから。しかし、その中でもう一つ大きな問題として、私はこの前、あるところで観光に携わる方からの御意見を聞かせていただいたのですが、「浜野さん、別府、そんなに難しいこと考えることないではないですか。なぜあれだけ別府にたくさんのお客さんが来ておったのか。その原点が何だったのかということやちゃんと考えたら、何ということはないではないですか」というお話があったのです。確かに言葉の上で大変簡単なことです。「どういうことですか」とお聞きをしたら、「とにかく昔から別府があれだけやったのは、別府に行ったら楽しい、別府に行ったらおもしろいということだけであれだけたくさんの方が来ておった」。もちろん温泉の問題もあります。しかし、そういうことなのです。

そういう中で私が一番気にしておるのは、今からの別府のまちづくりをどうするかということにつきましては、これはちょっと差しさわりがあったらこらえていただきたいのですが、ついこの前からのテレビを見ますと、来年度にはカジノの法案もできるというような話があります。別府でもかつて会議所の会頭さん初め皆さん方が、カジノの誘致をと。同じようなことがすぐお隣の宮崎でも随分言われております。それもまた一つのまちづくりだとは思いますが、そういう意味では、どういうまちにするのか、それが今一番どうし



ても基本設計といいますが、基本計画を立てねばならない時期に来ておるといふふうに思うのです。それによつてはまちづくりは全然変わってきますから、その中の一つとして楠港の位置づけというものも必ず問題になってくるというふうに思うのです。そういう意味で別府をどういう方向の観光地にするという考えがあるのか、それをちょっと聞かせていただきたいのです。

○観光課長（溝口広海君） お答えいたします。

二十八番議員さんの御指摘のとおり、観光地は、行って楽しく見て楽しく、そしていやされる、何かそういうほのぼのとしたといいますが、満足感を与えてやはりお客さんがふえてくるものだといふふうに考えております。

そういう中で昨年の十月、別府観光の中・長期的並びに短期実践的な展開、それから別府観光振興のための指針といいますが、方針づくりのための会議、別府観光推進戦略会議を設置いたしまして、この間数回会議を持たせていただいております。本年の九月には、戦略会議の方からの答申書が出る予定でございます。また、この戦略会議の御提言を受けまして、本年の四月には観光課内にONSEN・ツーリズム推進担当を配置いたしまして、新たな総合的な産業の掘り起こし、都市生活の活性化を図るため、温泉資源をベースとした自然環境型の別府ONSEN・ツーリズム推進プロジェクトを設置いたしましたので、今後は別府観光の再生に向け新しい展開が見えてくるのではないかといふふうに考えております。

○二十八番（浜野 弘君） 私がお聞きしたいのは、そういうことではないのです。今、私も説明不足かも知れませんが、やはりどういう方向の観光客誘致といいますが、目指すのかということが、今からどうしても大変必要なことだと思ふのです。今までは、ある意味ではほたっておつても別府に結構来ておつたという時代もあったわけですが、今はそういうわけにまいりません。だから、それぞれの地域が、皆さんやっぱり一生懸命努力をしています。ただ、今聞きますと、観光戦略会議の方でもそういうものの構想をいろいろ打ち出していくということですが、私がこんなことを言うと皆さんからおしかりを受けるのかわかりませんが、普通どの書物にも、どこに行っても、例えば自然を大事にして文化の何とかかんとかというような、皆そうなのですね、どこへ行っても。同じことです。しかし、文化の施設とかいろいろなもの、歴史的施設とか、そんなものは普通の都市でもみんなどこもやっているわけです。だから観光都市として観光客を誘致するという形の中で、では、というのが一番いいのか、またそのターゲットといいますが、「ターゲット」という言い方がいいのかどうかわかりませんが、何を、どういう層に別府に来ていただくようにするのか、そういうことを、もう今の時代でははっきりさせないと、むしろばらばら、ばらばらしたのでは、やっぱり本当にお客が来るようにはならないといふふうに思います。大きい形で言えば、今夢があるという話で大変いいのですけ

れども、九州という地の中で世界を相手にして国際観光温泉都市別府ということで皆さんに来ていただこうと。これは大変素晴らしいことですが、現実には、そういう形の中でどのくらいの間が来ておるのか。私の記憶では、むしろ関東の方に行っても、何かどちらかという別府の話をして、九州というのとは何か小さな島で、その中に別府があって、隣に長崎があって、その隣に何と鹿児島があるというみたいな、そんな感覚の中で何%くらいの方が来ておるのかわかりません。

私から言わせると、私も商売人ですから、東京から来たお客さんもお客さんですし、福岡から来た客さんもお客さん。あえて言わせてもらえば、大分から来るお客さんもお客さんですね。そういう形の中でやはり、もう少し具体的に客誘致の形をどう整えていくかということが、特に企業の皆さん方にとってはやっぱり大変重要な問題になってくる。そういう中で先ほど申しましたように、では、別府に行ったら遊ぶのは何でもあるのだというようなまちにするのか、いやいや、そんなことではない、自然を大切に、皆さんがただいやすに。普通でいう温泉地、そんなものを目指しておるのか。そんなことをやっぱりはっきり方向づけをしないと悪い時期に来たのではないかなという気がするので、質問しておるわけですから、できたらひとつ市長のお答えが聞かれればありがたいというふうに思います。

○観光経済部参事（山川浩平君） お答えをいたします。市長の前に、ちょっとすみません。

観光振興にかかわるターゲットを絞ってはどうかという、お話でございました。これにつきましては、観光地につきましては、いろんな考え方があるわけですが、まず歴史・文化的なものを背景にした依存型の観光地、それとレジャー産業施設がございますけれども、そういうものに依存した観光地、この二つに大別をされるわけですが、別府市の場合は、温泉資源をベースにしたものがございますけれども、あくまでも分類の中ではレジャー施設依存型の観光地という類型の中に入っております。そのことを考えますと、レジャー施設の年次的なりニューアル等々が活性化につながるの間違いのないわけですが、それともう一つは、私どもが今考えているのは、市長さんが、「ONSEN・ツーリズム」ということでこれを提唱いたしております。この目的は、温泉資源をベースにした観光地づくり。この温泉地が、今どこにでもあるではないかというお話ですが、この温泉を多角的に利用した温泉地づくり、それといわゆる「音の泉構想」というのを市長さんが打ち出しておりますけれども、別府のまち至るところで音楽が聞こえるようなまちと、こういう意味でこの「音の泉」が「ONSEN」という意味につながっておりますけれども、こういう一つの目的がございます。

それで、基本的には、ではどういうものを目指しているのかということになりますと、今、ツーリズムでは観光資源、今まで光が当たってない部分がございます。これの掘り起

こしをまずして、職員間の横断的な意識改革をしていこうというのが、ツーリズムの私どもの役割でございますけれども、一方では、観光行政でやっているもので何かもっと大所高所から大局的に観光振興につながるものが何かあるのではないかとということで、有識者に何か御提言をいただくという目的で観光戦略会議の立ち上げをいたしております。この三者がうまく絡み合ったときに一つの方向性が出てくると思いますが、基本的には今度は誘客の場合に団体客にターゲットを絞るのか、それとも別府に行ってみよう、そういう町並みができたからちょっと行ってみようかというそぞろ歩きの観光客、この二つにまた大別されますので、私どもは、まず地域の八湯という話が出ましたけれども、この八湯一つ一つ、もっと散策できるところがあるのではないかと掘り起こしを今いたしておりますので、こういうまちづくり系を中心としたそぞろ歩きのできるようなまちをつくっていくということで、これは私どもの責務と思っておりますので、これは現在やろうと思っております。

それで、話は戻りますけれども、大局的な方向については戦略会議で九月に提言をいただくようになっております。その中で戦略本部の方に投げさせていただいて、方向性がある程度は出ると思っておりますけれども、基本は、まとまったお客を誘致するためには、目的としては、私は基本は、修学旅行が欠かせない要素になっているのではないかと考えております。そういうことで目的をいろいろ定めておりますと、難しい状況が発生しますので、今言われましたように、一つの方向性というのは、今後観光戦略会議で出たもの、ツーリズムで掘り起こしをしたもの、観光行政で今やっているものを一本化した上で、九月以降にその辺の集約をしていくという段取りになっておりますので、いつかの時期にまた御報告できればと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

今、ツーリズム担当の参事が詳しくお話をしたとおり、私の思いでございます。ただ、観光戦略会議、さらにはまちづくり推進室、私は観光にとっては全く素人でございますから、これからの別府の戦略、観光戦略として観光再生はどうあるべきか、中・長期的にやはり御示唆をいただきたいという思いで観光戦略会議を立ち上げましたし、また、まちづくり推進室の新設も、別府八湯を生かしたまちづくりが、必ずや観光再生に結びつく。その過程がまさにツーリズムでございます。まず別府八湯を生かしたまちづくりというのは、いわゆるそれぞれ八湯の今市民の皆さんが、元気に立ち上がっていただきまして、その町々の八湯の特色を生かしたすばらしい財産を発見していただき、そして、その地域に住む人が、基本は住んでよかった、この地域でよかったな。浜脇なら浜脇に住んでよかったな、本当に誇れるまちづくりを市民の皆さんが立ち上がってやったときに、そこにお客さん来てください。市民憲章の「お客さまをあたたかく迎えましょう」という心が、その市民の中に芽生えて温かく迎える心ができるのではないかな。だから、住んでよかつ

た、そして訪れてよかった。ああ、よかったまちだ、もう一遍行ってみよう。こういうまちをつくるというのが、私の夢、「夢」と言ったらおかしいのですが、基本にあるわけでごさいます、そのためには、これまでのかつてのにぎわいをどうして取り戻すのか、この視点に立ったときに、「国際観光温泉文化都市」という大変すばらしい名前をいただいていますから、これにふさわしいためには、世界にやはり情報発信ができるもの、それはこれまでの「観光」という言葉、これは物見遊山的な見る観光だけで終わってはならないのだ。いわゆる総合産業として受けとめて、宿泊産業あり、交通産業あり、またグリーンツーリズムあり、農林水産課もあり、いろんな形の中でこの別府市の職員全体が観光職員、いわゆるツーリズム職員としての意識づけ、意識改革が必要であろう。そして観光立市の職員である以上、全員がツーリズム職員となってお客さんに来ていただく、温かく迎えよう、そして別府に住んでよかった、そういうまちを職員みずからつくっていこうという体制をこの一年かけてやろうというのが今の私の気持ちでごさいます、来年、機構改革できるかどうか、今一生懸命頑張っていると思います。全職員、今毎週勉強会をやっております。

そういう意味で「観光ONSEN・ツーリズム」という概念を「元気なべっぴ」という目標に向かって立ち上がろうとしているところでごさいます、その「ONSEN・ツーリズム」、「おんせん」をあえてローマ字であらわしております。これは私は、「ONSEN・ツーリズム」を世界共通語にしたい、「ONSEN」という言葉を世界共通語にしたいという思いでごさいます、その中には、「ONSEN」は先ほどちょっと参事からお話がありました。「音の泉」と書いても「ONSEN」ですね。だから「ONSEN」はホットスプリングだけではありませんということをしっかりと世界じゅうの人たちにやはり認めていただきたい。そして別府からこのONSEN・ツーリズムを発祥し、国が今観光立国、そして観光立県としていろんな意味で観光に力をいただいておりますから、そういう意味で別府が元気になるということが、大分県が元気になっていくだろう、そして国が元気になるのだ。そういう思いで、今別府はONSEN・ツーリズムの概念で「参加・協働・再生」に向けて頑張っていくというのが、私の目標でごさいます。よろしくお願ひします。

○副議長（松川峰生君） 休憩いたします。

午後三時 四分 休憩

午後三時二十一分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○二十八番（浜野 弘君） それでは、楠港の埋立地について御質問を申し上げたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたけれども、この楠港埋立地、将来の別府にとっても大変重要な

位置にあるというふうに考えておりますので、原点に立ち返って御質問を申し上げたいというふうに思います。

まず、この楠港の埋め立ての経緯について説明をいただきたいというふうに思います。

○都市計画課参事（村山泰夫君） 都市計画課から、埋め立ての経緯を御説明いたします。

楠港の埋め立ての目的は、港湾計画からすると交流拠点としてなっております。また、そのときの具体的なことを申し上げますと、埋め立て動機は、別府市中心市街地活性化に沿って北浜地区の活性化を図るとしております。また、埋め立て理由は、大きな吸引力を有する施設の導入により、市民観光の振興及び中心市街地の活性化を図るとあります。その具体的な交流施設を構成する業種の内容といたしましては、さきの二十六番議員さんに申し上げましたとおりでございます。この業種の内容が基本となっております。さきの議会で交流施設なのかという質問に、資料の中にそのような記述がありましたが、これは港湾計画の全国的な運用の資料をそのまま載せたもので、別府市では、その中で今申しましたように交流施設にするということでありまして、経緯といたしまして、埋め立て免許願書の中の業種の内容でございますということでもあります。特に民活がやる場合、地域が利用できる施設でもよろしいですよということで、埋め立てを考えております。（発言する者あり）

○二十八番（浜野 弘君） もうちょっとね。今の答弁、大変いただけないのですが、何と今、「全国的な運用の資料をそのまま載せたもので」、別府市の考え方は載ってないのですか。まあ、それはいいです、もうそんなことを一々聞いてもしょうがないので。ただ、私が心配しておりますのは、当時、脇屋さんから中村市長になったときだと思うのですが、あの辺の問題について私もかなり詳しいというふうに自負しておりますけれども、あの問題は、当然かつてあれだけ栄えた棧橋、あの周辺は、あそこに関西からたくさんのお客が見えて、あれがやはり当然観光都市別府にとっては、あの港では大変だということで、あの観光港に移るという経緯の中であの土地ができたわけです。それで皆さんがやはり、県も心配をなさってあそこを埋め立てるということによって、周辺を活用してもらいたいということから当然起こった。それで、もう皆さん御存じのとおり二十億もの金を県が出していただいて、九億何がしかを市が出すという形で、三十億近い金をかけてあそこを埋め立てて、周辺の皆さんのために活用してもらいたいということであったというふうに私は理解をしておるわけです。そのときに、当然その施設といいますか、誘致するに当たってどういうことがあそこに好ましいかということについても、当然その内容についてまで協議をなされておるといふことなのですね。それで私が、今の形の中で最初の経緯を踏まえて、その施設が誘致をされようとしておるのかどうかということについて、たくさんの方からの疑問があるので、内容がまだはっきりしないうちに皆さんが反対、反対というようなことが起こるといふような結果につながっておるのではないかなというふうな気

がしてなりません。

そこでひとつ。その公有水面を埋め立てるときに別府市が県に出した資料、それに基づいて実は最初からどういう業種の内容・性格でそのようなものがあつたのか、それをお示しいただきたいと思います。

○建設部参事（松岡真一君） お答えいたします。

楠港埋め立ての一番最初の経緯というふうに認識いたしますが、まず、この公有水面埋め立て免許の願書を出したときでございますが、このときに一応この敷地につきましては、明確に譲渡という形で県の方に入れております。その中の譲渡といたしましては、別府の経済の発展に寄与する意思及び能力のある方に譲渡をする、そして別府市中心市街地活性化に賛同し、別府市の方針に従う意思のある方に譲渡するという、こういう状況でございました。これはすべて今まで議論されておるといふようなところでございますが、そのときに、この埋め立ての一等最初のとときに譲渡をするときの公募の方法などということも、当時の市の中では議論されております。その中には、公募の方法としては、市政だより及び報道機関等を通じて選定基準、譲渡条件、埋立地における規則等の概要、その他必要な条件を広く知らしめる、そういうふうにして公募をする。それで選定方法につきましては、基本的な考え方は中心市街地であるというようなことまで含めて、当時埋め立てた段階で、今おっしゃいました先の市長様の時代に、こういうようなことを踏まえましてこの土地の埋め立てが完成したということでございます。

そして、目的ということでございますけれども、このときに、先ほども二十六番議員さんのときに申しましたけれども、このときの目的といたしまして、先ほど申しました数項目がございましたが、基本的に言うとカルチャーやアミューズメントの多目的ホールとか、それからコミュニケーションをとったウォーターフロントであるとか、大まかに言いますと、そういうことでございますが、今回その中にやっぱりウォーターフロントということを入れているけれども、そういうことを歴史的には本当は一番最初の埋め立てのときにやった経緯があるということでございますので、一応以上でございます。

○二十八番（浜野 弘君） 何かわかったようなわからんような感じがするのですが、市の書類の中でもその経緯についてと、それから今言いますように、この目的を達成するためにどうするべきかという位置づけというのは、ちゃんとあるのですね。今、説明があつたとおりです。その中の主体は、先ほど説明があつた多目的ホールとか交流施設だとか、それから温泉施設だとか飲食店とか、それから、この下の方には金融機関とか医療施設まであるね、温泉プールだとか、いろいろなものを主体にして、その中の一つとしてショッピングセンターもありますよという位置づけがなされておるといふふうに私は理解しております。しかし、これはもう当時、平成二年のことですから、よしとして、その後、平成十二年に今説明のあつた中心市街地活性化基本計画の策定ということで、宇野先生が中

心になって、その中の一員として私も加えさせていただいたのですが、そのときに中心市街地、それから南部地域のためにどういう施設が好ましいのかというのが、いろいろと話し合いがなされたということでございます。

それでは、その中心市街地活性化の中での話し合いの、あそこをどうすべきかという内容について、御説明をいただきたいと思います。

○観光経済部長（東 昇司君） お答えいたします。

先ほども当該参事が話しておりました。港湾計画や総合計画、それまでにいろいろ経過がありまして、確かに公民館とかそういう港湾計画の中にはありました。そういう港湾計画や総合計画、全部を平成十二年度に見直しまして、中心市街地活性化基本計画というのを十二年に策定しております。その中には駅前通り商店街、やよい商店街、八つの中心市街地商店街の皆さんやトキ八さん、マルシヨクさんなどにも入っていただきまして、策定したところであります。その策定した中に、この埋立地には外国人観光客も受け入れられる国際ホテル、ウォーターフロントガーデン、ショッピングプロムナード、アミューズメント施設等の複合施設を誘致するとされております。

○二十八番（浜野 弘君） そのとおりですね。ところが、今なぜその中心市街地を中心とする皆さん方が反対しておるのかということ、せっかくあれだけ日数をかけて皆さんが協議をして、今お話のあったとおり、今、大型施設でありますトキ八もマルシヨクもみんな入って、商店街もみんな入って、そういうものが一番好ましいという形で決めたわけです。それはもう事実だと思いますよ。今、部長が説明するのですから、そのとおり。ところが現実にあそこでなぜ問題が起こっておるかということ、そうではなくて、内容までまだ明らかになっていないうちから、皆さんがどうもこれは八〇％商業施設、物売り場でないかということから反対が起こっておるというふうに私は理解をしております。ただ、悲しいかな、これだけ関心のある問題について、それぞれの企業の中身が一つもはっきり説明をされておらないということにも問題があるので、ひとり歩きでしようけれども、みんなが、いやいや、これはもう八〇％が物売り場になる、そうすると既存の大型店を初め周辺商店街、これは大変なことになるというようなことから、私は反対をしているのではないかなというふうに思います。

今一つ。その中で先ほどもちょっとお答えがありましたけれども、別府からの客の流出を防ぐ。これは当たり前のことですが、では、私はお聞きしたいのですが、あの地に商業施設ができれば、別府からの流出が防げる、逆に大分からお客さんが見えるのだというふうに考えますか。どうですか。ちょっとそれだけはお答えいただきたい。

○観光経済部長（東 昇司君） 県が出している資料によりますと、最寄り品といいまして、これは食料品、日用雑貨につきましては、その土地で買うパーセントが多いのですけれども、買い回り品といたしまして、ショッピングの楽しさを感じる衣料品、靴、鞆など

の商品につきまして、統計が出ております。別府市民は、三十数%大分に行っているという数字も出ております。国東方面の市町村は、ほとんど大分にやはり二〇%、三〇%行っている状況は、この数値に載っております。そういう中で、たしか別府は中心市街地にあります。大分の郊外の大型商業施設と異なるのではないかと考えております。中心市街地にありますので、車がなくても別府の高齢者の方も行けるでしょうし、市の職員また別府の若い方も、大分まで映画を見に行ったりしております。そういう中で、何でバス賃を使って大分まで行くのか、そういうメールを何度もいただいております。そういう中で、先ほど市長もお答えいただきましたが、一社選んでいただければ、そういう市民の方々の要望を企業に伝え、そういう形で別府市に来ていただくという施設はできるのではないかと私も考えております。

○二十八番（浜野 弘君） どなたの考え方わかりませんが、私に言わせると商売をしたことがあるのかなという気がしてなりません。恐らくお役所の人にはわからんと思うのですが、私がなぜこれを言うかといいますと、かつて、浜田市長さんも当時市議会議員でおられたという中で、北浜の再開発。これはもう大変な市を挙げての問題になりました。市長室のドアが壊されるというぐらいの問題になったのですね。その反省も含めてこの話は後ほどしたいのですが、私が一番心配しますのは、その内容によって、やっぱりそれはだれが考えても、仮に企業が来たときに、百億の計画か二百億か知りませんが、ただ三〇%の人の仮に流出が防げたとしても、大分からのお客が来るということは、私に言わせたら考えられません。私も大変気になるので、大分の施設は、今あらゆるそういう関連の施設の視察をしまいいりました。はっきり言って皆一万坪から上の施設、大変な施設です。これが地元にあるのに、大分の人が、それなら六千坪の別府の土地に来るのかということになると、私はもうほとんどそれはゼロに近いものだと思います。それから、かつての北浜開発のときに何回もお話したのですけれども、わかっただけなくて、反対側では杵築とか宇佐のお客さんがみんな来るといようなことで、これは昔から御存じのとおり、あの辺は豊前という国ですね。豊前、豊後の昔からあちは必ずといっていいくらいほとんどの方が中津から北九州の方に買い物に行く。これはもう事実です。そういう中で、こういう時代ですから、確かに地元の若い方々は、より大きいまちにということで大分に行くでしょうし、もうほとんどの方が、ちょっと気の効いた買い物をするのには、今でもほとんど皆博多に行っております。私は、北九州でちょっとお話を聞いたとき、北九州の百万都市でさえ、もう何ぼあれしても、みんな買い物は博多に行くのですと。これは、私は今の一つの時代の背景も含めまして、やむを得ない事態。だから、全国どこに視察に行っても商業の問題については、皆さんが頭を痛めておるといことも事実です。

それで私が心配しますのは、そういう中で今言うように、仮に三〇%の流出が防げたとしても、百億であれば七十億、二百億であれば百四十億の消費が、今低迷しておる別府の



この中で食い合いになるということなのです。私は、それでいいのだろうか。そういう意味では、最初の計画は違うのですね、商業施設ではないのです。商業というのは、ごくわずか。あとは今言いましたように多目的ホールを先頭にしてという、これはなぜかといいますと、これもかつて先人の市長のことを言うつもりはありませんけれども、観光会館を崩した。そのために北浜でも皆さんが分宿して、あそこで今度、会議ができておったのができなくなったというようなことも含めまして、いろいろな会議の中でイの一番に、あそこにはそういう多目的なホールが欲しいと、当時、古い言葉で「公会堂」というか、公会堂が欲しいというようなこと、集まる施設が欲しいということであったわけです。しかし、考えてみますと、企業ですから、もうけないことはしません。だから、本質的に言いますと、計画そのものが最初からやっぱり矛盾しておったのではないかというところもあるのですが、違うのですね。企業はやっぱりもうけなければいけませんから、どうしても物売り場をふやさんともうからないということになる。しかし、所期の目的は、あくまで地域の皆さんの交流の場所が欲しいということから始まっております。

だから、私は、市長さん個人にもちょっとお願いをしたと思うのですが、私は、これは反対だとか賛成だとか言う前に、やっぱり企業を選ぶときに最初から、市はこういう考え方です、企業としては大変でしょうけれども、こういうものが受け入れられますかという形の中で応募をするべきであったというふうに思います。ただし、これも市の責任ではありません。先ほど説明のありましたように、あらゆる企業を募集した。十七も来た。その中にはホテルもあったし観光業者もあった。ところが、たまたま不幸なことに残った五社が全部商業施設ということになったということから、どれが出ててもそういう問題が起こるのではないかということ、中心市街地の皆さんはやっぱり心配をしておるといことだと思っております。だから、私は、市長にもちょっと部分的にお願いしましたけれども、何とかその辺の計画変更というのですか、仮にどの企業が来るにしても、そういうものができるのだろうかということが一番心配になったわけです。あえて私がそれを言ったのは、先ほども申しましたように、五月二十三日の市長のごあいさつを聞いておって、先ほども言いましたけれども、市長の考え方とむしろ私なんかの考え方の方がまだ合っている。海の方に向かって、海を生かして、市内の皆さんやら観光客の皆さんが、皆あそこで集う場所が欲しいと。全く私もそのとおりだと思っておりますよ。だから、あの立地条件からしましても、ウォーターフロント計画の中の位置づけとしても、ただ物売る場所が多くを占めておるといのは、これはむしろ別府のために私はならないのではないかという気がしてならないのです。

だから、これはちょっと例になるかわかりませんが、そういう話の中である人が、「浜野さん、今度、大分の新川にできたあそこを見てみよ」ということで行って来ました。そうしたら、あそこは、皆さんも行ったことがあると思うのですが、三分の一が物売り場、

三分の一がいろいろ食べたりする飲食、あとの三分の一が何というのですか、遊び場というのですか、そういうようなものをしているのですね。それならまだ理解ができないことはないのです。ただ今言うように、全体の中の八〇％が物売り場というのは、あらゆる意味で今言いましたように、百億近い、そういうところが売れば売ればほど、皆さん方に影響を及ぼす。ところが、別府は悲しいかな、役所を除いては大きな会社がありませんから、ほとんどが商店やらにつながるところに勤めておる人がたくさんおります、観光業者。だからこそ私が心配をしておるのは、中心市街地はもちろんのこと、ホテルや観光協会の理事会がみんな反対というのは、どこにその問題があるのかというのは、いま一度やっぱり考え直してみなければいけないのではないかなという気がします。

それからもう一つ。先ほどちょっと私触れましたけれども、これだけの問題ですから、私はすべてオープンにすべきだというふうに考えます。そうしませんと、本当の意味での市長の真意も皆さんに伝わりませんし、その中でやっぱり論議をしていかなければならない。

それと今一つ。これも私は委員にさせていただいているので、大変申しわけないのですが、この委員会のあり方というのは、私はあくまで意見具申を市にするという考え方であろうというふうに思っております。それに基づいて市長が当然どういう決断をするかをして議会で諮り、議会在それを決めるということになると思います。そうしませんと、その委員会の中でだれがいいかを絞るなんかという話をしますと、私は、その委員会の人も大変ですけれども、もう難しい問題になります。しかし、これは市がやっぱり市民のために責任を持ってするとすれば、どういう形であるかというのを決めなければならぬわけですから、あくまで委員会は意見を聞くということだけにとどめるべきで、後は当然議会側とも話をしながら、その関係の皆さん方ともよく話をして、では、どういう企業を誘致するかというのをやっぱり決めていかなければならないというふうに思うのです。

要は、先ほどもお断りいたしましたとおり、たまたま五件が五件とも商業施設しか残らなかったというところに問題があったというふうに思います。私は、決して企業誘致に反対ではありません。前にも申しましたとおり、何とかあの寂れた棧橋周辺のためにも、あそこには何とかみんなが喜んでいただける施設をとというふうに思っております。しかし、本来ですと、我々は、常に地域の方々に御意見を聞かせていただいて、市長にも御無理を言って、何とかこの地域、こういうふうになりませんかというお願いに行くわけです。当然それをしていただいたときに、皆さんが、市長のおかげでここがよくなったというのが、これが当たり前の形だと思っておりますけれども、今のように、まだ内容も決まらないうちから皆さんが反対、反対、反対なんか。では、何のために反対するところになぜするのかというふうに言われるようになると、これは私は一つも好ましいことではないというふうに思うのです。これは私の考え方が間違っているのかどうかわかりませんが、私も親

子五代別府で商売をさせていただきまして、当時のあの周辺のことも随分わかっておりつもりでございます。そういう中で私は、先ほども触れましたように、観光別府のことも含めまして、あの位置づけというのをどう決めていくかというのは、別府の将来にとっても大きな問題になるというふうに考えておりますので、その辺について御説明をいただければ、お願いをいたします。

○議長（清成宣明君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

先ほど議員さんの方から、市街地、大分市の方から買い物に来るか、そういった御質問もございました。今回の企業誘致では、先ほどから説明いたしましたように、中心市街地活性化基本計画の中に位置づけられた企業の誘致をしたいということで募集をいたしております。この原因というのが、やはり中心市街地が非常に今疲弊しております。そういったことで中心市街地、楠港に核となる施設を呼んで別府市の観光再生、また中心市街地の活性化につなげたいという思いで、今回公募に踏み切ったわけでございます。以前からもこの活性化について、活用について、議会でも御指摘を受けていたところでございますが、いまだに企業誘致が実現できなかった、企業の方の応募もなかったというような状況でございました。昨年の五月ごろから企業の方から問い合わせがあり、今回の公募に踏み切ったわけでございます。

公募の結果を見てもおわかりだと思いますが、別府市の中にこのような大型商業施設がないというのも一つの原因であろうかと思えます。私ども、大型商業施設だけを誘致したわけではございません。この位置づけの中にあるということで企業の方も応募いたしたわけでございます。そして内容についても、物販施設だけでなくやはりカルチャー施設、アミューズメント施設、そういったのを含めた複合施設で、私ども、プレゼンテーションを受けて、議員さんも委員の中でそういった内容をプレゼンテーションの中でお聞きしていると思っております。この反対が多く出ているというのは、物販施設というのが余りにも先に出ているのではないかというような気がいたしております。私どももこの内容についてお知らせしたいのですが、これ、やはり企業の方からの要望でございます。企業秘密にかかわる件でございますので、この審査が終わるまで、終わるまでというより決定するまで出たくない、そのような意向でございます。企業秘密があるということで、私どもも企業に相当公開についてお願いいたしましたが、新聞紙上または市報でお知らせするその程度だけしか情報が出せないという状況でございます。

したがいまして、私ども、今後審査に入って、議員さんの御指摘では、委員会の方から意見具申をするというようなことで、最終的には市長の方で選んでいただきたいという議員さんのお考えというのを今述べられましたが、別府市の方としては、この五社の中から

一社をいろいろな角度から審査をしていただく。この点については、また選定委員会の中でどういった審査をしていくのかというようなことを各委員さんにお諮りして、最終的にはどのような選定をしていくのかということになるかと思えます。別府市の考え方といましては、一社に絞っていただきたい。それを市長の方に答申していただきたい。また市長はそれを受けて、また委員会としても最終の段階で委員さん方の御要望などをお聞きして企業に協議していきたい。また市長は市長なりの市民の皆さんや、また商店街の皆さんから聞いた意見を企業に提案していきたい、そういった考えを持っております。

そのようなことで、別府市としては、今のところ審査をしております。そういった御要望が出ておって公表できないというのが非常に残念でございますが、これは企業の方からの申し入れで、公募というのは、企業誘致の際、非常に難しいということも聞いておりました。全国でも企業誘致の公募というのは、余り例がないそうでございます。そういったことで提案させていただく前、企業を一社に絞ったときには、私ども、選定企業を決めるわけですので、これは大いに市民の皆さん、議会の皆さんにも情報を明らかにして、いろいろな面からお声をお聞きしたい、そのように思っているところでございます。

○二十八番（浜野 弘君） ありがとうございます。今、助役さん、あなたがそう言うことで、私もそれをわからなくはないのです。わからなくはないけれども、そういう中で企業のいわば進出の中の、計画の中の内容がわからない。それと、今ここにおられる議員さんでも、では、どんな企業で、内容はどんなものが来るのかわからん。ましてや市民の皆さんは全然わからんわけですね。でしょう。それを、では内緒にしたままどんどん絞って行って委員会の中で決めた。決めた後から報告して、どうなるのですか、それなら。大変失礼だけれども、議員さんたちみんな、それで納得するのですか、決めてしまってから。

○助役（大塚利男君） 先ほどから御説明いたしておりますが、選定企業が決まって、その企業をすぐ決めるということは申しておりません。私どもも情報を流して、また市長は市長の思いを企業にぶつけて、そういった条件が整いまして議会の方に提案して、最終的には議会の場で御審議をいただきたい、このように申しております。まだその段階まで行ってないという状況でございます。したがって、この企業誘致、先ほどから申しておりますように、公募の場合はこういった手続きになるかと思えます。企業が一社だけであれば情報が全部出せるのですが、企業がそれぞれ五社が出てきております。またその五社の企業でも、別府市だけでなくほかにも進出計画を持っております。そういった面でなかなか出せない。私どもも企業に相当お願いしておりますが、今の段階ではその程度の情報しか出せない。したがって、私どもは、選定委員会の中で審査をいただいて一社に絞っていただく。その一社を公表して、皆さんに知らせていきたい。そして、私どもは最終的にはその一社を、話し合いの結果、合意に達すれば議会の方に御提案して御審議をいただきたい、そういう考えでございますので、よろしく願いいたします。

○二十八番（浜野 弘君） 私はそんなことを言っているのではないのです。今言うように、では仮に一社に絞って話をするというときに、例えば委員の皆さんも大変だと思うのは、十何人かのわずかの人でそれだけ大きな問題を決めてしまう、結果として。それで、その一社の人に後から、例えば変更ができるとかできんとかいうことも含めてすると、こう言うけれども、現実の問題として、では、それならあとの、一つ選んだとき四つの人は、もうその時点でだめと。私が今言うのは、そうではないと。やっぱり明らかにそういうような、こういう企業も、こういう企業も、こういう企業もありましたよ、賛否両論いろいろありました。その中で、ただ、もう絶対に商業施設はだめなのかどうなのかも含めて、皆さんにもう少しそのあり方を示すべきではないかなというふうに思っておるのです。さっきも触れましたように、例えば、ではそれなら最後に一つだけ聞きます。

では、皆さんがこれだけ商業施設については反対という中で、今は全部そうです。その中で私は無理だと思うのだけれども、計画変更なんか言っても、企業はもうからないようなことはしませんから、だから、いやいや、こんな集会施設やら何やらはできませんと言うときには、もうゼロ、該当者なしということもあり得るのですか、あり得ないのですか。それだけをちょっと聞かせてください。

○助役（大塚利男君） この審査については、選定委員会の中で選定をいただくわけでございます。委員さん全員が項目ごとの審査をして、ゼロ点であれば白紙というようなことになろうかと思えます。したがって、私ども、この選定委員会の審査の方法についても、まだ委員さん方と協議はいたしておりませんが、別府市の考え方としては、それぞれの項目ごとに得点をつけていただき、その合計点によって順位が出てこようかと思えます。その中で、また委員さんの御審議をいただきたい、そういう考えでございます。最終的には、その一社に対して条件を付して、条件をのんでいただければ、企業誘致できないということも考えられると思っております。

○二十八番（浜野 弘君） 大体の考え方はわかりました。それでは、いわば学識経験者とか、そういう関連の商工会議所とか商店街とかの皆さん方の意見を聞くということですから、では、その中に我々も含めて役所関係者が半分おりますが、これはそういう審議には加わらないというふうに理解してもいいのですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

審議の場には、十九名の委員さん全員入っていただく、そのように私どもは考えております。

○二十八番（浜野 弘君） そうですか。そうすると、市の代表者、市の職員の方々もそれに入るということですね。

○助役（大塚利男君） 市の職員につきましても、選定委員の方にいたしておりますので、それぞれ審査に加わっていただきたい、そのように思っております。

○二十八番（浜野 弘君） わかりました。それでは最初から聞いても一緒ですから、いろいろ言いません。

最後に一つだけお願いします、時間もありません。私が一番心配しますのは、先ほども触れました北浜開発。はっきり言いまして、その結果が回遊どころの騒ぎではない。近鉄も撤退しましたし、コスモピアも、皆さん御存じのとおりでございます。三つの起点が、あのときもずっと皆さんが回遊すると、大変偉い学者の方もそう言いましたけれども、私は、そんなことはない。結果としてありませんでした。商店街もかなりあれからたくさんの方がおやめになりました。私は、その二の舞にならないように、ぜひ慎重にこの話は進めていただきたいなというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いをします。

○十番（平野文活君） では、通告に沿って質問をさせていただきます。

まず、市長の政治姿勢について三点お伺いをいたします。

第一点目は、トルコ・クシャダス市長からの手紙についてということでございますが、浜田市長になって、市長が市民との対話ということを非常に重視をされておまして、一階に市長室をとというのはできませんでしたが、「ふれあい談話室」というような形で定期的に市民と話をする時間をとられておる。また今回、最近新聞で見ましたが、「お出かけ懇談会」ですかね、何かそういうような形で積極的に出て行って市民との対話を分け隔てなくやっていこう、こういうことを言われております。この対話の姿勢というのは、非常に私としても高く評価をしております。ぜひ対話市政が実りがあるように、一層の努力をしていただきたいというふうに思います。

同時に、この一年ぐらいの中で私自身もかかわらせていただきました一、二の事例の中でちょっと疑問も生まれましたので、その点についてお伺いをしたい。その第一が、トルコのクシャダス市長からの手紙についてということであります。

昨年十月十五日に、トルコからAPUに留学してきている女性の留学生がおりまして、知人を通じて市長に会いたいということなので、市長との面談ということを紹介議員という形でお世話をさせていただきました。十五日に面談があったわけでございますが、別府に来て自分のふるさとクシャダスに別府は非常によく似ているということで、向こうにお帰りになった際に別府の紹介を現地の新聞なんかにしていまして、それがでかかど報道されている新聞記事などを見せていただきましたが、大いに別府の宣伝をしていただいておりますね。そこの市長さんの親書を預かって別府にまた帰ってきたということでもございました。その面談のときに、その親書を浜田市長に手渡したわけでありまして。トルコ語は当然私も読めませんから、その女性の翻訳した内容が、翌日の今日新聞に出ていましたので、向こうの市長の親書の内容は、こんなふうなことを書いておる。

「別府市在住の本市出身学生の紹介により、貴市と本市が観光面においても、歴史的・社会的にも大変興味深い共通点があることを認識しています。ぜひ別府市と交流の関係を

結びたい」、こういうふうなことでございまして、「本件についての貴殿のお考えをお伺いしたいと思います」というふうに結んでいるわけでありまして。あわせて当日の面談の席でその留学生から、一年に一遍四月二十三日に現地では「子供の日」ということで世界じゅうの子供たちを招待して一週間程度のイベントをやっている、こういうことであって、ぜひ別府からも参加できないか、こういう口頭での要請などもありました。無事懇談が終わって帰ったということでございまして、それから半年たった四月の中ごろでしたか、この女性から、「あのときの招待の件はどうなっていますか」というふうにまた私に問い合わせがあったわけです。私は、市長公室に問い合わせしますと、返書を出していないということがわかりまして、非常にびっくりしたわけでありまして。なぜ半年もこの返書が出されなかったのか、その経過についてまずお伺いをしたいというふうに思います。

○市長公室長（亀山 勇君） お答えをいたします。

ただいま議員の御指摘の点についてでございますけれども、これにつきましては、御指摘後、早速私ども、この留学生とお会いをする中で、一つは本市の友好交流といいますが、これを推進するに当たっての基本的な考え方というものを御本人に申し上げました。あわせて留学生が別府市とのパートナーシップを構築されるということを望まれているという中で、交流を推進したいという思いに対しまして、市長の親書がおくれたということに対しましては、素直におわびを申し上げたところでございます。

なお、本市の国際交流の推進、とりわけ友好・姉妹都市交流促進の基本的な考え方につきましては、御理解をいただきたいと思っておりますけれども、国際観光温泉文化都市として現在、海外六つの国と姉妹・友好都市また国際交流都市を締結している事実がございます。そうした本市の特性から、他の国の市等から姉妹・友好都市交流の推進を図る目的で親書等をお受けするケースが多々ございます。ただ、相手方の御要望に応じまして、すべての国・市と同等の交流を推進することはなかなか困難というふうに私どもも考えてございますので、その点につきましては御理解のほどをよろしくお願い申し上げたいと思っております。

○十番（平野文活君） 私は、相手側の要望をすべて満たすべきだ、姉妹都市の要望があればそれにこたえるべきだというようなことを言っているわけではありません。また、四月二十三日の「子供の日」ですか、だれか送ってほしいというけれども、ぜひとも別府市の世話でだれか子供を送るべきだというようなことを質問しているわけではありません。市長の親書をいただきながら、忘れたわけですね、言うなら六カ月間もその返書を。これは国際交流都市宣言をしている別府市としては、私は非常に失態だというふうに思うのです。しかし、過ぎたことは、言うなら取り返しがつかないわけで、こういうことが起こったときに後の処理についてどうされたかという点で、私はちょっと疑問があるわけですね。つまり職員の方がすぐ謝罪に行った、当然返書も出したのだろうというふうに思うのです。しかし部内では、市役所の中あるいは別府の中では、担当職員がどうだとかいうふうなこ

とでいるんなこの原因といいますか、おくれた原因を分析することはできますが、相手との関係では、市長にきた手紙が、返事がないということで半年過ぎているわけですから、私は、やっぱり市長自身がこういうときには率先して動くべきではないか、別府市としての対応について率直にやっぱりおわびをする、そして「災い転じて福となす」といいますか、別府市にその女性も招いて市長自身がやっぱり遺憾の意を伝えながら後のきちんとした対応をしていくということが要るのではないかと。四月の中ごろこういうことがわかって、もう六月でしょう、一カ月半か二カ月近くたつのですが、ぜひ市長、対話市政の一つの方向として、こういうときにはやっぱり市長自身が動くという、直接会われて話をするということが、一番誠意が伝わるのではないかとというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

この件につきましては、大変申しわけという気持ちでいっぱいでございます。私も早速そのお話を聞きまして、直接会いたいということで本人にお会いをさせていただきました。そして、本人にお会いしました。お会いをしまして、おわびを申し上げ、そして四月二十三日の「子供の日」の問題も含めて話をして、こちらではお休みでない、向こうでは「子供の日」が四月二十三日ですか、こちらは五月五日という国の事情とかいろいろありまして、また国際交流のあり方につきまして基本的な考え方、先ほど室長が申し上げたこともお話を理解をいただきましたし、しっかりまた握手をして、これから交流をしっかり図りましょうという話をしました。

市長の親書については、おくれたことをおわびしまして、親書も送らせていただきましたので、御理解をいただきたいと思えます。

○十番（平野文活君） 私がずっと何回も打ち合わせをさせていただきましたが、今、市長が会われたというお話は、今初めて聞きました。何月何日にお会いしたのですか。それは打ち合わせのときには、なぜ私には言っていただけなのですか。

○市長公室長（亀山 勇君） 私の方から議員さんにその話をしなかったということでございますけれども、実際会われましたのは、先週の時点でございます。

○十番（平野文活君） わかりました。この議会で言われる前にといいますか、打ち合わせのときに、早速行動していただいて、その行動力には敬意を表したいというふうに思います。

こうした問題が起こった、それは人間のすることですから、あると思うのですよ。そういうとき、あってはならないようなことですがけれども、しかし、こういうときにはやっぱりきちっと市長がけじめをつけるというのですか、こういう姿勢で市民、これは外国との関係でしたけれども、ぜひ市民との関係でもそうした行動力を発揮していただきたいということをお願いをして、次に移ります。



第二点、市民ギャラリーの改善要望への対応についてということですが、これもある絵かきさんのグループ――幾つも市内にはあるのですが――から私は相談を受けました。私が相談を受けるというよりは、直接今の市長さんは気軽に市民の皆さんと会ってくれるから、こういう「ふれあい談話室」なんかもあるからということで、ぜひ皆さん方が直接市長と話したらどうかということをお勧めたわけでありました。そうしたところが、市内にあるたくさんさんのグループに声をかけて、各代表者の方の連署で陳情書をつくって、ことしの二月ですけれども、「ふれあい懇談会」に申し込んで市長と懇談をいたしました。

中身は別にして、陳情書を事前にお渡しもして、当日本式のやつをお渡しして、二十分ぐらいですかね、市長との懇談、雑談みたいなことをするわけですね。終わって、ああ、市長と直接話ができたと大変喜んでおるわけですよ。市民ギャラリーというのが――私もよく知らなかったのですけれども――中央公民館の隣の文化会館の三階にある、これの改善についての要望だったのですけれども、その陳情書を出しているから、いずれ返事があるだろう。二十分間ぐらいですか、あの中でこれをするのかせんのかというような詰めた話をする必要もないし、あのとき美術館の話なんかも市長なんかもしてしまして、それこそ懇談で終わったのです。終わった後、なかなかその返事が来ん、返事が来ん、こう言うわけですよ。私が担当課といえますか、問い合わせしますと、「市長がその場で返事をしたはずですよ」、こういうことですね。相手は、それは幾ら待っても返事が来ないはずですよ。ですから、私はこういうすれ違いというものをなくすために、一年間やってきたいいろんな事例があったのかもしれないけれども、文書で申し入れなり陳情があった件については、簡単でも文書で回答するといえますか、その程度のことはやっぱりやるべきではないか。そうでなければ、市の方はもう返事をしたつもり、当事者はいつまでも待っておる。こういうことはやっぱりあってはならんのではないかなと思うのですが、その点はどうでしょう。

○広報広聴課長（宇野榮一君） お答えいたします。

「市民ふれあい談話室」でございますが、これは市長が、市民の目線に立った市民政治の実現、これを目的として昨年七月二十三日からスタートいたしております。現在までちょうど百組、二百二十二人の市民の方と対話をしてまいりました。

なお、この実施に当たりましては、各種さまざまな相談内容など広範多岐にわたるため、申し込みと同時に申し込み者と相談の内容などをお伺いしてございます。その後、市長と関係各課において相談内容についての現状、課題、さらにはこれが実現可能かどうかなど十分協議いたしました上で「ふれあい談話室」当日、市長より市民の方へ回答する、このような形式を行っております。したがって、今まで市長との対話の結果、これを改めて文書で回答するというようなことは行ってございませんでした。しかしながら、来月で当談話室を開設し一年が経過します中で、今まで以上のよりよい「ふれあい談話室」づくり、これ

を目指して現在内部でもろもろ協議してございます。その中で、ただいま議員さんから御指摘のありました件につきましても、改善に向けて見直しをしてみたいと考えております。

また、「ふれあい談話室」において市政に対する多くの貴重な御意見・御提言をたくさんいただいております。現在、これら御意見・御提言につきましても、進捗状況の把握はもちろんでございますが、今後、各種の施策や事業に生かすため内容を分析中でございます。なお、この分析結果の概要につきましては、市報さらにはホームページ等で市民の皆様へ可能な限り公表してみたい、このように考えてございます。

○十番（平野文活君） 一周年を記念に総括をして、改善すべきは改善したいということでございますので、ぜひよろしく申し上げます。

この市民ギャラリーの改善の要望の内容ですね。私が聞いた範囲ではもっともなことだな、しかも大したお金もかからんと思ったのですが、その担当課がおっしゃるには、できないというような返事をしたということなのですが、こういうことなのです。今、いろんな民間のギャラリーが市内にたくさんあったのですけれども、やっぱり今の不況の影響もあったり、あるいは文化芸術とかいうのは余りお金にならないという面もあるでしょうね、次々閉鎖されて、いわゆる展示ができるような場所がだんだん少なくなっている。残っているのは非常に小規模、あるいはスペースなんかも狭くて、小品は並べられるけれども、一定の大きさといいますか、大作なんかは無理だというふうなことで、市民ギャラリー、大分老朽化しているのですけれども、そういう事情もあってニーズが高まっているわけです。しかし、そういう雰囲気、もう古びて雰囲気が悪い。せっかくそういう立派なスペースがあるのだから、もう少しきれいにしてくれ、こういうことなのです。私も初めて行ってみましたけれども、確かに二階から三階に上がるギャラリーのところの防火シャッターが、常時閉まっているのですね。入れんようになっておるわけですね。裏から入りなさいということで、裏に階段がついているわけです、裏から直接。その階段も非常にさびついて確かに古い感じ。ですから、言うなら芸術家の皆さんが自分の作品を展示して、市民の皆さんが来て交流するというふうな点での雰囲気としては、確かに余りよろしくないなということを私自身も感じました。ですから、どれくらい利用されているかといいますと、資料をとってみましたけれども、十四年度で開いていたのは一年間で七十二日、二百九十三日が閉まっています。十五年度は百四日、二百六十一日が閉まっています。ですから、これはこういう現状の中でもっと人の出入りするような施設として活用したいという積極的な提言ではないかというふうに私は思います。見積もりしてもらったわけではありませんけれども、そんなにそういう防火シャッターを常時開けるとか、外からの階段をきれいにするとかというようなことにそんなに大金がかかるわけではないわけで、ぜひこれは要望にこたえていただくべき問題ではないかなというふうに思うのですけれど

も、どういうわけで市長との「ふれあい懇談会」の席で、これはちょっと難しいというようなことをおっしゃったのか、よく意味がわからないのですが、たぶんすれ違いなんかがあったのだろうというふうに思うのです。ぜひこれは改善していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

ギャラリーの改善については、二月二日に要望が出されました。それで担当課としましては、すぐギャラリーの方に出向きました。その中で、改善の要望が二点あったと思います。一つは、作品の搬入口の問題ですが、大きな作品については会館内の階段を使うように利用者をお願いしているところでございます。ギャラリー入り口にあります防火扉は、すべて開くようになっていきますので、搬入する場合には支障はないと思います。もう一点の照明のことですが、調査に行った段階でちょうどギャラリーを使用していた利用者にお聞きしたところ、そんなに不都合はないということでした。また、市民ギャラリー別府は、昭和四十六年に旧文化会館内に美術館として設置され、その後改装しギャラリーとして転用したもので、利用上不便な点もあるかと思えます。根本的には改善は困難な問題でもありますが、改善できることについては、できる限り要望にこたえ、市民の皆様によく利用していただくように努めていきたいと思えます。

なお、先ほど言いました階段、外から上がる部分については、うちの方が調査して、至急改善できる分には改善するように指示しております。

○十番（平野文活君） だから市民の皆さんがいろんな要望に来る、「ふれあい談話室」に来る。どういうことをおっしゃりたいのかということ、やっぱりよくよく聞いて、できるものはやっぱり実現するというか、基本的にやっぱりそういう姿勢で対応していただきたいというふうに思います。

時間もありませんので、次の問題です。

タクシーの客引き問題です。

一昨年六月に客引き問題を提起をいたしました。当時の井上市長の英断により、悪質な客引きは排除すべしという立場から、このときは条例で対応するという事も考えていかなければいかんというようなことまで言われました。その答弁どおり二カ月後には対策協議会というものが、市長が会長になって設置をされまして、十一月には別府駅に警告看板、さらには監視カメラ、こういことが設置されました。長年の懸案が解決に向かって動き始めたなというふうに非常に歓迎をしたわけです。その後、市長がかわって、また六月にお伺いをしたところ、駅構内にタクシー協会の案内所を設置することで、言うならああいう客引き行為というか、たむろ行為をなくすという方向で今協議中だということが答弁されまして、その六月議会で浜田市長から、私の方から二カ月ぐらいで解決してほしいということをお願いしたということが答弁されました。ですから、市長がかわってもこ

の協議会の趣旨といたしますか、目的に向かって努力をしてくれているなというふうには私は非常に思ったわけでございます。

ところが、九月になっても十二月になっても、また三月になっても、この協議中、協議中というのが、ずうっと続いている。二カ月以内にとというのは、とっくに過ぎているわけですね。これはどういうことなのだろうか。やっぱり市長の方から期日まで提案しているわけですから、もうそろそろこの問題については解決のけじめをつけるのでしょうか、そういう時期ではないかなというふうには思っておりますが、現時点でどうなっておるのか、今後の見通しも含めて御答弁いただきたいと思っております。

○観光課長（溝口広海君） お答えいたします。

平成十五年の第二回定例会、第三回定例会、第四回定例会で、十番議員からこの問題につきまして御質問を受けております。その中で、ＪＲの方にタクシー協会と観光協会の方の合意がございまして、観光案内所の中にタクシー協の方を一名入れていただけないかというお話がございました。現在の駅構内の観光案内所は手狭でございまして、一名入れることは非常に難しいという状況下の中で、新しい案内所を現在あります観光協会の案内所の横に設置させていただきたい、増設をさせていただきたいというお願いをいたしまして、本年の二月にその図面を書いてＪＲの方に要望と申しますか、お願いをした経緯がございます。しかしながらＪＲ側といたしましては、その増設の施設につきましては、現在客引き行為を行っていることを認めたことになるので、増設につきましては非常に難しいという感触でございました。しかしながら、この問題につきましては、長年の懸案でございますし、私どもも模索してございましたが、本年の五月に別府駅の北名店街のリニューアル問題が起こりまして、ボランティア団体でございます別府外国人観光案内所が、北名店街の方に入っております。その移転問題も含めまして、ステーションセンターの方に別府市の総合案内所と申しますか、観光協会の案内所とそれからタクシー協会からの案内、それに外国人観光客の案内所を入れた総合的な案内所について御検討いただけないかというふうなお願いと、現在協議をやっております。ＪＲの方もある程度前向きに検討に入っておりますので、今後別府市としても協議をしながらお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

○十番（平野文活君） いろいろまでにそういう決着をつけるつもりなのか、市としての姿勢を示す必要があると思うのです。本来なら案内所ができないから、その問題で合意ができないから今までどおりずっと客引き行為が続いておると、こういう……。それができたらやめるといような、本来ならそういう取り引きといたしますか、案内所ができようができませんが、客引き行為自身が不当なことなのだからやめていただくということだってあり得ると思うのですよ。しかし、案内所ができて、タクシー協会の職員を配置すればということで先方というか、当事者もそういうことで話に乗ってきているわけだから、あえて

私はその案内所云々ということに反対はしませんけれども、しかし、ずるずるいつまでもこの問題を解決しないということではいけないのではないかと思うのですよ。そこら辺の見通しね、市自身の姿勢、そこら辺をもう一回お聞きします。

○観光経済部参事（山川浩平君） お答えを申し上げます。

この件につきましては、観光立市であります別府市にとって、もう長年の懸案だったわけですが、その都度JRさんと協議しながら、前向きに検討していただくということで協議を進めてまいりました。その結果、先ほど課長が申しあげましたように、北名店街のリニューアル、その中で観光案内所の移転の問題等も出ておりますので、一応タクシー協会さんとお話しする中で、その案内所に常駐員を一人入れられるのであれば、もうオーケーですよという話もある程度固まりつつありますので、それを受けてJRさんも、ではそれでよかろうというお話になりつつありますので、そう遠くの時期になるということはないと思っておりますので、なるべく早い時期にこれが解決するように私どもは願っておりますし、先ほど市民憲章のお話が出ましたけれども、陸路の表玄関のこの辺の「お客さまをあたたかく迎える」ということが実現しなければ、観光再生に向けてなかなか前進ができないという状況がありますので、ぜひこれは解決を早期にしたいと私どもも思って、今一生懸命努力しておりますので、どうぞ御理解のほどをよろしくお願いします。

○十番（平野文活君） 具体的な期日といえますか、それは言えないのかもしれませんが、いずれにしてもそういう経過でするずるなっておりますので、やっぱり強い姿勢でこの問題を解決するということをお願いしたいと思えます。

あわせて、これは井上・前市長が最初の答弁で言われたのですが、もし案内所の問題を解決して実際客引き行為が駅前からなくなったということが実現したとしても、いつまたぶり返すかわからんという心配もあるのですよ。やっぱり条例でこういうことはきちっと取り締まりができる、そのための条例化するというのも、やっぱり引き続き検討課題ではないかということも申しまして、次に移りたいと思えます。

大きな二つ目は、消防力の強化の問題であります。

昨年十一月の火災以来、過去三回質問してまいりました。今回で四回目でございます。装備については、一定の改善措置がとられ始めております。人員の問題が、今後の課題となっているというのが、過去三回の議論の経過であります。その中で人員については、国の消防力の基準は一隊五人というのが基準であります。別府市の現状は、本署で四人、出張所で三人という体制でありまして、三人では機能しないということを私は強く指摘してまいりました。消防当局からも、最低でも一隊四人にしたい、こういう答弁があったというのが、これまでの経過であります。

私ども共産党で五月に政府に対して、国に対して来年度予算の要望ということで何項目かお願いをしたのですが、その際、これは総務省消防庁にも足を運びまして、その幹部の

皆さんにお願いして話をしたのですが、消防力の基準、五人ですね、そのときの政府の方の話では、消防力の基準というのは目安である、だから五人なければならんということではなく、市町村の裁量にゆだねているというようなお話をしておりました。しかし、一隊三人では機能しない。これは私どもも、そう思うということは明確に言われました。ですから、これまでのこの議場でのやり取りの中で消防当局も最低でも一隊四人にしたいというのは、これはやっぱりぜひ実現すべき課題だなということを再確認をしているわけでございます。今、百五十一人ですね、条例定数が。現状の職員は百四十一人なわけですが、これは百五十一人という定数の中ですべての隊が最低四人確保するということができるのでしょうか。もしできるとすれば、またいつぐらいまでに実現をするつもりなのか、御答弁をいただきたいと思います。

○消防署長（安部 明君） お答えいたします。

三月議会におきまして、出張所消防隊の三名体制を四名体制に持っていきたいと答弁いたしておりますが、一気に採用というわけにもいきませんので、四名体制を整えられるよう人事当局と協議してまいりたいと考えております。

また、今年度、来年度合わせて三名が定年退職する予定となっておりますので、この間に一人でも多くの職員を採用し、これをカバーするよう引き続き協議してまいりたいと考えております。

目標達成年度が何年かという質問につきましては、非常に難しい問題であり、はっきりした年度が示せないのが現状でございますが、少なくとも現在より戦力的に弱体することがないように人員の確保を図っていきたいと考えております。

○十番（平野文活君） 議長にお願いですが、資料をお配りしたいので許可していただきたいと思います。

○議長（清成宣明君） はい、どうぞ。（資料配付）

○十番（平野文活君） 市長や消防長にも届いておると思いますが、こういう人員の年齢別構成というのが、資料をいただきまして、グラフにしてみました。これを見ておわかりのように、五十代の方が主力で、特に二十代後半から三十代、四十代前半ですか、非常に人数が少ない、非常にアンバランスな状況であります。政府交渉のときにもこのグラフを見せたら、「ちょっと極端過ぎますね」というのが感想でありました。これはどういうことを意味するかというと、この十年ぐらいはどんどん退職者が出る、大量の退職者が出るということの意味しているわけですね。しかし、退職者が十人出れば十人採用しなければ、どんどん戦力ダウンになってしまいますから、消防力の強化どころではないわけですね。ですから、十人なら十人せねばいかんと思うのですが、しかし、また同じように新卒者を十人と、こうやっておくと、また若い人ばかりというようなアンバランスが生まれてくる、こういうことですよ。ですから、同じ採用するのでも、同じ十人採用するにしても全部新

卒者だけではなくて、二十代後半とか、あるいは三十代とか、こういう年齢の幅と申しますか、それを持たせた途中採用というか、そういう採用の仕方もしないと、本当に戦力ダウンになってしまうのではないかと。財政の事情もあるでしょうから、むやみに総定数をどんどんふやすというわけにももちろんいかないでしょうから、そこら辺の採用のあり方というか、これはやっぱり検討しなければ大変な事態になるのではないかなと。消防力の強化と言うけれども、弱体化になるのではないかとということに非常に危惧しておりますが、いかがでしょうか。

○消防本部庶務課長（荒金 傳君） お答えいたします。

これまで初級職を主体に十代及び二十代の職員を採用してきた経緯がございます。平成十七年度の採用につきましては、上級職の消防士を若干名採用する予定となっております。上級職の採用は、平成六年度に実施したのみで、今回が二度目の実施となるものでございます。平成六年度の年齢制限は二十四歳でございましたが、今回の採用の年齢制限は二十八歳ということで、御質問のアンバランスの解消につながるのではないかと考えております。

今後、中途採用等もあわせて、人事当局と協議してまいりたいと考えております。

○十番（平野文活君） それは今回に限らず今後のあり方としてぜひお願いしたい。三十代まで広げられるということは、検討されますかどうか、もう一度お答えください。

○消防本部庶務課長（荒金 傳君） 三十代までは可能と考えておりますけれども、三十を過ぎますと、消防の業務としての体力的な面で問題が出てくるかなということで、年齢的には上限は三十が上限ではないかと考えております。

○十番（平野文活君） この資料を見て、本当にアンバランスなわけですが、特に三十代から四十代も若干含めてですけれども、幹部政策上同じ年代の人が二、三人しかいないというようなことでは、幹部政策上も行き詰まるのではないかなというふうに私は思うのですけれどもね。ですから、体力の問題はどのぐらいが限界かということもあると思うのですが、できるだけこうしたアンバランスは解消するという方向で、ぜひその辺は柔軟に考えていただきたいというふうに思います。

市長、何か感想があれば言ってください。

（答弁する者なし）

○十番（平野文活君） はい、それでは次に移りたいと思います。

車いすマラソン用の、車いすの問題であります。

御承知のように大分県の車いすマラソンは、もう二十三回ということで国際的にも高い評価を受け、県内でも定着をしております。別府市在住の障害者の皆さんも毎年これに挑戦するというふうなグループがございまして、そういう方々からの要望が寄せられました。一つは、仕事を終わって練習をするので、夜練習するということになるので、練習場がな

いということで、亀川の公設市場内の道路か、ああいうところで練習しておっただしいのですが、トラックにぶつかりそうになるとか非常に危険なことがあったらしいのです。陸上競技場がアンツーカーになった、車いすも走れるということで、ぜひあそこを夜使わせてほしいというような要望がありました。健常者の方だったら階段をおりて、上がいつもあいていますから、夜も使えるのですが、車いすの方は横から入らんといかんといいますが、そこがかぎが締まっておる、そういうふうなことがあったのですが、これはスポーツ振興課や管理している振興センターの御配慮により「いつでもどうぞ」ということになって、当事者の皆さんも大変喜んでおります。

もう一点。今不況も、そういう障害者が仕事をしている業種なんかはかなり限られていますけれども、そういうところにも及んで、やっぱり給料が減るとか仕事が減るとか、そんなふうな実態もあるようで、車いすマラソンに一年に一遍挑戦するというので毎日毎日練習するというので体力的にも健康でおられる、そういう点では医療費の抑制にも自分たちは役立っておるのだというようなことを言うておりましたが、やっぱり競技用車いすが非常に高いというわけですね。全部もう個人負担でしなければならん。車いすバスケットをされている方々には、日常使う車いすとは別にもう一台、二台目の言うならバスケット用車いすが支給されておるのに、どうして車いすマラソンの我々にはその支給がないのかと、こういう相談だったのですよ。いろいろお願いをしてきた経過があるのですが、そういう要望に対してはどのようにお考えになりますか。どうかよろしくお願いします。

○障害福祉課長（安部 強君） お答えいたします。

三月の議案質疑でもお答えいたしました。現在の補装具の交付の制度というものにつきましては、国が定めております事務取り扱い指針という中で、障害者の失われた身体機能の補完・代償する用具ということで、日常生活に使えるものということで交付しております。今、御質問の車いすマラソン用の車いすにつきましては、日常生活に使用できないということで交付の対象から外れているところがございます。県の見解につきましても同じく、現在の補装具の交付制度の中では交付することは難しいということで聞いております。

○十番（平野文活君） 現在の制度の中では非常に難しいということで、これも政府の要望活動の中で要望書を出してみました。いわゆる厚生労働省に対してではなく文部科学省に要望書を出しました。といいますのは、福祉行政としての車いすの支給ということで、バスケットの場合は若干拡大解釈して、日常生活に使えるという拡大解釈で支給されているようですが、車いすマラソンのやつは特殊な構造をしています。見るからに日常生活に使えるというふうには言えませんですね。そういうこともあって、これは新しい制度が必要ではないかというふうに考えて文部科学省に要望書を出しました。そのときの回答が、スポーツ青少年局の竹内さんという係長さんがこのように回答してくれました。「車いすの支給というのは、従来は福祉の観点からだけ対応してきました。しかし、障害者スポー



ツの普及などニーズが多様化しているというふうに認識しております。ですから、障害者スポーツについては、厚生労働省と文部科学省で連絡協議会を設置しており、要望事項についてはそこで協議・検討したい」、こういう回答でございました。文部科学省がこういう回答をしたわけで、つまり今までの福祉行政としての観点では、非常にやっぱり無理があるわけですね。ですから「できません」と、こうなるわけですけれども、もう二十三回も大分県で車いすマラソンをやって非常に定着している。別府市内の市民の皆さん、あるいは当然大分市内の人たちとも思いますけれども、もう常連さんがあるわけですね。ある意味では次から次へとその常連さんがふえていくということが望ましいわけで、福祉行政というと同時に障害者スポーツの振興、こういう角度からぜひ、そういう次々若い人もどんどん車いすマラソンに挑戦するという人がふえてくるように、障害者スポーツの振興になるような新しい制度を県とも協議して、ぜひ大分県から、国もそういう形で検討すると言っているわけですから、ぜひ大分県からそういう制度が始まるように、別府市が働きかけたらどうかというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

スポーツ振興という観点から車いすマラソン用の車いすへの補助について、県との協議の結果はどうなったのかという御質問と思います。スポーツ振興課といたしましては、三月議会後に県教育委員会と協議をし要望もいたしました。現時点では個人への補助は難しいということでございました。別府市では、平成十四年度から別府市スポーツ大会等開催補助金制度を立ち上げ、主催者に大会運営への補助をしております。この補助金は、車いす購入には利用できませんが、大会開催につきまして、大会運営に利用していただければと、このように考えております。

○障害福祉課長（安部 強君） お答えいたします。

別府市独自のそういうふうな新しい制度ということだけでなく、県を通じまして国などにそういうような制度の創設要望をしていきたいと考えております。

○十番（平野文活君） なかなか難しい要望かもしれませんが、御本人たちにとっては非常に切実で、障害者スポーツという一つの振興という柱を行政の中に打ち立てるとということは、私はこれからどんどん必要なことになるのではないかなというふうに思いますので、問題提起としてぜひ受け取っていただきたいと思います。

最後の質問で、学校図書室の問題でございます。

子供の読書活動の推進に関する法律というのが、十三年十二月に制定されております。ごく短い法律でございますが、第二条で、基本理念のところこういうふう書いていますね。「読書活動は、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができない」というふうに子供の読書活動というものを位置づけております。こういう法律をつくって、国も当然その法律

に基づく読書活動推進計画というものを策定する。県も、そして各市町村もそういう計画をつくりなさい、国は財政上の措置をしますと、こういう簡単な法律なのですね。県は、この法律に基づいて推進計画をつくったというふうに聞きました。資料をいただきました。それを読んでみますと、こういうことを書いていますね。計画策定の趣旨という柱のところで、「情報化が進むと、断片的な情報を受け取るだけの受け身の人間になってしまう。自分でものを考える必要があるからこそ読書が必要なのである」、こういうような位置づけを県もしております。

今回の議会で子供の殺害事件でそういう子たちが問題になったりしておりますけれども、刃物をどうするかとかいろんなことも議論になりました。私は、やっぱりいろんなそういうことについて具体的な対処方針を追及していくということは当然必要なことだと思うのですが、やっぱりより根本的に子供を育てる環境を整備していかなければ、やっぱり私らが子供のころと今の子供の置かれている状況というのは随分違う。子供のストレスというのは非常に大きいというふうに思うのです。読書活動の推進というのは、そういう子供を本当に大もとから育てていく上で大きな力を発揮するのではないかというふうに思うのですが、別府市の推進計画はどうなっているのでしょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

議員御指摘の法律につきましては、「各都道府県、市町村は、その基本理念にのっとり各市町村で子供読書活動推進計画を作成するように努めなければならない」というふうに書かれております。県が推進計画を平成十六年二月に作成しまして、それが三月に送付されてまいりました。読書活動の重要性につきましては教育委員会としても十分認識しておりますので、別府市でも策定計画を今、策定までには至っておりませんが、今後関係課、関係者と協議しながら策定に向けて努めていきたいと考えております。

○十番（平野文活君） その際、現場の司書教諭、あるいはPTAやお母さん方が読み聞かせの会というのを各学校でやっているところもあります。そういう実践の現場におられる方の何人かの代表もその計画策定の委員会か何かつくるかわかりませんが、そういう際にはぜひ加えていただいて、いわゆる行政マンだけではない、現場の方々の意見もぜひ取り入れた計画をつくっていただきたいというふうに思います。

次に、学校図書館の冊数ですね、どういうふうになっているかということでございますが、これは平成五年、もう十年前に、こういう学級数の学校にはこれくらいの冊数が必要ですよという基準が示されたわけでございます。平成十四年時点で別府市は、その基準に照らしてどういう現状にあるか、わかれば御答弁ください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

平成十四年度末の状況調査では、国の標準である標準冊数に達している学校は、小学校では十六校中五校、中学校では八校中三校で、まだ十分整備されているとは言えませんが、

現在の別府市の財政状況の中で関係課と協議しながら図書費、図書購入費の増額に努めているところでございます。今後も、学校図書館の充実に向けまして、できる限りの努力はしていきたいと考えております。

○十番（平野文活君） 不足の冊数は、小学校で二万冊を超えています。中学校でも一万五千冊近くが不足ということになっているわけです。そういう現状でありながら、現場の図書室、ずっと幾つかの学校を回ってみましたけれども、やっぱり一見して古い本ばかり、こういう印象であります。足りない上に古いわけですね。ある学校では、余りにも古くなって書架に飾れない。だからもう撤去して倉庫に直しておるといふような学校もありました。そういうもう倉庫に直しておるといふような本も含めてあるようになっておるわけですね。それを数えてもなおこれだけの不足ということですから、この現状というのは、やっぱり非常にひどい状況だということを確認していただきたいというふうに思います。

今回の法律の制定に当たりまして――これは十三年にできたのですね――十四年度から十五年度までに六百五十億円という国が特別措置をしてこの図書、読書活動推進に役立てるといふことで予算化しているわけです。この十四年から十八年まで五年間を学校図書館図書整備五カ年計画というので六百五十億円の予算をつくっております。かつてこの図書の基準をつくった平成五年の際、やっぱり五年から十年までですか、五年間で五百億の特別枠で、この基準を早く満たすようにという特別枠の予算をつくりました。しかし、残念ながら、私はそのときの資料を調べましたけれども、そういう国の特別措置といいますが、別府市は活用してないのですよ。大いに申請してそのあれをとってくるというふうに余りしてないのですよ。だから今回は、何か地方交付税措置をしているということで、なかなか難しい面はあるのかもしれませんが、国が措置されているこの五年間の分は、地方交付税というのは一般財源だから、何の名目で来ようと、何に使っていいというようなことらしいのですけれども、こういう趣旨でふやされた予算については、現状が現状だけに図書の整備のために大いに活用してほしいというふうに思うのですが、そこら辺は財政課長さんも含めて御答弁をいただきたいというふうに思います。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えします。

図書購入費の予算額及び執行額でございますが、平成十三年度から十四年度にかけて増額、十四年度から十五年度にかけて増額、十五年度から十六年度にかけては変化がございませんが、十三年度から予算の方を若干ふやしていただいて購入に充てております。

○財政課長（徳部正憲君） お答えをいたします。

地方交付税の中に算定されているということでございますが、一応計算上は事業の中に算定はされてくると思います。ただ、地方交付税は需要額と収入額の差で幾ら入ってくるか。これは用途は一般財源でございますので、それについてまた当該課と協議してまいりたいと思います。

○十番（平野文活君） いや、国が五カ年計画をわざわざつくって六百五十億という金額まで示しているわけですから、それが別府市の図書費の増額というふうに反映しないというのはおかしいと思うのですね。そうしたら、幾ら国がそういうことで決めても、いつの間にか途中で消えてしまって何の効果もないということになるので、やっぱりそういうことにしないでいただきたいというふうに思います。

最後に、もう時間がありませんので、別府市においても学校に専任司書が必要だというふうに思うのです。これについての考え方を御答弁いただきたいといます。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えします。

学校図書館の充実、学校における読書活動の推進には、専任司書の配置がとても重要であると認識しております。教育委員会としましては、十二学級以上の学校に配置している……（発言する者あり）

○議長（清成宣明君） 答弁は、簡潔にお願いします。

○教育委員会次長（杉田 浩君） 司書教諭は、各学校の図書担当者が、その職務にでき得る限り専念できるようにするために、教科等の指導時間を軽減するよう学校を指導し、そのことも含めて環境の整備に努めてまいりたいと考えております。今後、専任の司書につきましては、財政状況もございますが、知恵を絞り、いろいろな方法がないか検討する中で、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午後四時五十九分 休憩

午後五時 十六分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○五番（麻生 健君） （発言する者あり）議員席の大きな期待を受けながら、ラストから二番目の質問をしていきたいといます。

人事についてということでございますが、私が昨年の九月議会で同じ人事について質問をさせていただきました。以来、定例会もちょうど一巡したわけでございますが、そこで、四月に行われました今回の人事異動でどのような人事がなされたか、検証しながら質問をしていきたいといます。

昨年、私の人事に対する考え方を前の課長に述べさせていただきましたが、現在の別府市の定年制度でいきますと、ほとんどの職員の皆さんが、大体四十年前後市役所に勤務するような形になります。この四十年という長い間、勤務年数の間において満足のいく人事がその職員にとってなされたかどうか、あるいは何度満足するようなことが行われたかということはその人の、勤労者、サラリーマンの人生の満足度についても、それぞれ大きく異なったものになってくるのではないかと思います。もちろん人事というのは、一人を異動させるためには、やはり最低でも一人が異動するというものが人事でありますので、そ

して、なおかつ別府市役所におきましても、相当数が一回の人事異動で動くわけですから、一回の人事ですべての皆さんを満足させることは到底できるものではありません。しかし、できるだけ多くの職員の皆さんが、別府市役所に勤めてよかったと思って定年を迎えていただけるような人事をしていただけるという思いを込めまして、今回の人事について質問をしてみたいと思います。

質問通告に従いまして、まずことしの四月の人事異動の基本の方針ということについて職員課長に伺いをしたいと思います。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

本年四月の定期異動におきましては、別府市の現状、そしてまた将来を見据えた緊急課題であります観光と行財政、この再生を考慮しながら一人一人のさらなる能力発揮、そして職場の活性化、こういうものを主眼に適材適所に配置をしたということで実施したところでございます。

○五番（麻生 健君） 四月の人事異動の基本的な考え方ということで伺いましたが、それでは、毎年毎年行われる人事異動の基本的な考え方、ダブる面もあると思いますが、お答えをいただきたいと思います。（「適材適所」と呼ぶ者あり）

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、人事異動の原則といたしましては、適材適所主義でございますが、（笑声）若い職員の方におきましては三年以上を一定の基準としながら、人材育成の観点から異なった部門を経験していただくということに今しております。また、中堅職員以上につきましては、行政経験を職務に反映させることができることを念頭に置きまして、本人からの自己申告書そしてまた所属長のヒアリング、また勤務評定等を参考にしながら実施していく。

○五番（麻生 健君） 基本的な考え方を述べていただきましたが、四月に異動した職員はその課における在課年数、今、三年以上とかいうことを申されたわけですが、異動された職員の在課年数がわかれば、お聞きをしたいと思います。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、市長事務部局での人事異動数でございます。同一課での昇任また昇格等を除きますと百六十七名でございます。在課年数の内訳につきましては、一年未満が三十七名、また一年以上二年未満が二名、二年以上三年未満が三十四名、三年以上が九十四名となっております。

まず、一年未満の三十七名のうち三十四名につきましては、係長職以上ということでございまして、主に三年以上で配置がえという形をとったところでございます。

○五番（麻生 健君） 今お答えをいただいたわけですが、職員が仕事になれ、その能力を発揮してもらうには、今三年という一つの基本的な考え方が述べられたわけですがけれども、やはりローテーションとしましては三年から五年が望ましいのではないかと、私もその

ように考えます。そして、今後においても、職員がそれぞれの分野でその精いっぱい能力を発揮できるよう、また職員のやっぱりやる気、士気高揚となる配置を望みますけれども、その考え方についてお聞きをしたいと思います。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、配置がえの基本原則につきましても、事務事業等を考慮した適材適所主義でございます。職務の遂行能力また適正な能力分析のもとに行うものと考えております。配置がえの一貫性そしてまた継続性が、安心して職務に専念できる体制づくりになるよう努めてまいりたいというふうに思っておりますし、組織の活性化等を十分生かせるような形で努めてまいりたいと考えております。

○五番（麻生 健君） 先ほどの質問でお答えをいただいて、その資料の中に、三年以上の在課職員が約五六％、六〇％近くを占めている。やはりこれは人事の改善がなされてきたあらわれではないかと思いますが、やはり今言われたのであります。特に若い職員の人事については、専門職を除いて若いうちに計画的にいろいろな職場を経験してもらって、だんだんと自分に合った職場に終息していく、これが適材適所への人事配置の第一歩ではないかと私も思います。例えば年齢で考えますと、市役所に就職してから約三十歳、これが一つの目安になるかと思いますが、この間にやはり三つないし四つの職場を経験していただくということがよろしいのではなからうか。そして、やはりだんだん年齢が高齢化するに従って、自分の得意の分野に終息をしていく。ただ、やはり職員数も二十年前の半分程度になっておりまして、一人一人の任務分担もふえておりますので、大変な状況であろうと思っておりますし、またいろいろな情報が飛び交い、いろいろな市民の要求の複雑化、多様化して、対応処理も大変ではないかと思いますが、このような時代こそ職員一人一人の力を最大限に発揮するような人事を行っていただきたいと思っております。

それから、行政として住民のニーズに合った細やかなサービスの提供が、今申し上げたように求められております。これを満たすには、職員の資質の向上が不可欠であり、職員研修、こういったものに対してどのように取り組んでおられるか。最近は大分よくなったと言われますが、特にあいさつ、それから接遇の研修をどのようにとられているか、お聞きをしたいと思います。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず職員研修につきましては、地方自治に関する専門的な研修を含めまして、職階別に年間計画で実施をいたしております。あいさつ、また接遇につきましては、新採用職員研修初めマナーアップ推進委員会での取り組み、こういう部分に取り組んでおりますが、市民の目線から依然厳しい意見もいただいているというのも現状でございます。公務員として一人一人の資質が問われる時代ということでございまして、みずから私人から公人への意識改革をしなければならないと考えております。今年度、人材育成計画を策定いたしま

す。この中で研修制度の見直しを初め、新たな制度導入をしたいというふうに考えております。

あいさつや、また窓口対応等については、改めて研修するまでもない社会人としての基本でございます。職場において所属長の指導で徹底をはかるよう、四月二十六日に所属長あてに通知をいたしております。今後、状況を見ながら、また所属長の方に通知をしたいというふうに考えております。

○五番（麻生 健君） はい、わかりました。研修とか申しまして、やはり予算を伴うものでありますし、最近の予算編成を見ておりますと、各課においての職員の研修という予算がかなり、私が職員であった時代もかなり削減をされておるとい状況であります、やはり「研修」という名の勉強は絶対に必要ではないかと考えるわけであります。

皆さん御承知のように、近年では生涯学習、リタイアしてもやはり死ぬまで勉強を続けるのだという言葉がよく使われます。そうであれば、やはり現役時代に研修を積む、研さんを積むということはなおさらのことではないかと思えます。進んでみずから勉強しようとする職員に、やはりやる気があるということで研修を受けてもらい、仕事に生かし成果を出していくということは大いに奨励すべきことではないかと思えます。もちろん私も職場で行う研修だけを考えておるわけではありません。みずから日々いろんな場所で研さんを積むという心がけも必要ではないかと思えます。そして、やっぱり生涯こういう考え方で向上心を持ちながら仕事に打ち込む、あるいはそうではないのと比較すれば、その人の将来、ひいては別府市にとって火を見るより明らかな結果が出るのではないかと、このように考えます。

少し話が大きくなりますけれども、本田技研の創業者・本田宗一郎氏の本を読んだときに、死ぬ直前の病院で、長年苦勞をかけた奥さんにおんぶしてもらって、病院を一周してほしいということを奥さんに懇願されました。そして、そのやせ細った本田宗一郎を奥さんがおぶって病院を一周しました。そして自分の部屋のベッドに戻ったときに、やはり一言、「ああ、いい人生であった」ということを述べられて、それから間もなくして息を引き取られたということが書いてありました。人それぞれ生き方が違うわけではありますけれども、このようにたとえ別府市の職員、一人の公務員でありましても、大満足をしていただいて人生を終えていただくことを望むわけではありますが、やはり日ごろの努力によってこの満足度が変わってくるのではないかと思えます。

それでは次に、先ほど申し上げましたように接遇、研修ということで、市民に対する対応といったもので私の個人の考え方では、見ておる限りかなり以前より改善されたと思えますが、まだまだの面もあるのではないかと正直言って思えます。基本的にはやはりまずあいさつ。そして、まず相手が職員であるとか市民であるとか、そういったことに関係なくやはり朝昼晩一日の時間の流れに従ってそれに応じたあいさつを励行していただければ、

自然に市民にとっても職員にとってもいい環境になっていくのではないかとこのように思いますが、ほめたついでにもう一点あれなのですが、特に改善されたと思うのは、電話の対応、これではなかろうかと思えます。まず役所に私どもが電話しても、「課です」と課名と氏名を名のって言うことが、現在は確実に実行されておると思えます。

(「実行されてない」と呼ぶ者あり)もちろん一番大事なのは、それからの対応でございますが、これはやはり相手の気持ちになっていただいて、自分がどうやってほしいという気持ちで相手に接していただければ十分な対応ができるのではないかと思えます。

先ほどの職員課長の答弁の中で、所属長の指導で徹底を図るということですが、やはり特に若い職員に関しては、各家庭の中で朝起きたら、当たり前のことなわけですが、「おはよう」、家に帰ったら「ただいま」、こういうことを言うのと同じことをすればよいのではないかとこのように考えるわけでありまして。何はともあれ市民に対しても、職員同士の間でも快適な職場づくり、環境づくりに努めていただきたいと思います。

それでは、続きまして、私どもの同じ会派の高橋議員が質問いたしました。男女共同参画社会の実現に向け、本市においても取り組んでおられると思えますが、女性職員の職域拡大といつも言われておりますが、管理職への積極的な登用を進めるべきではないか。できましたら、現在の係長以上の職階ごとの職員数と、男性職員との比率がおわかりでしたら、教えていただきたいと思えます。

○職員課長(阿南俊晴君) お答えいたします。

四月一日現在の職員の総数でございますが、これはすべての市の職員ということで千二百名ちょうどでございます。内訳といたしましては、男性八百六十六人、女性三百三十四人、女性の比率は二七・八%でございます。職階別では、係長級の職員五十四名、率にして二九・三%、課長補佐級二十九名、率にして一九・三%、課長職においては一名、率にして一・七%でございます。次長、部長職においてはおりません。

管理職への登用ということでございますが、平成十一年度に応募制、また十五年度に推薦制度が導入されました。ぜひこういう部分を積極的に活用していただいて、女性の能力発揮ということに努めていただければというふうには思っております。

○五番(麻生 健君) ここにいただいた資料で男女の比率が出されておりますが、やはりちょっと少ないのではないかと、女性の登用については言えるのではないかと思えます。先ほど十番議員が、学校図書館の専任司書ということで話をされましたが、同様に私もその件につきまして、もう一つの案件で東京の西東京市というところを視察させていただいたわけですが、そこで職員とは違いますが、議会で女性職員が三十六名中十一名を占める、約三分の一という話をお聞きしまして、やはり東京の方、都会の方が進んでいるのかなというふうに思ったわけでございます。係長以上の女性職員で補職名が――改めて質問をさせていただきますが――補佐兼係長あるいは係長職、いわゆる部下を持ってい



る係長職以上の女性の人数と男性との比率がわかれば、お教ををいただきたいと思ひます。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、補職名で係長という職員は、二十名でございます。うち女性については二名、率にしまして一〇%でございます。また課長補佐級兼係長につきましては、七十二名のうち、保育所の所長等については部下を持っているという職員であります、ここで言う課長補佐兼係長という部分については、女性は六名、率にしまして八%でございます。

○五番（麻生 健君） 係長が二名で一割、それから課長補佐級の係長職が六名で八%ということで、率で言うと八%とかいうような数字が出るわけなのですが、全体から見るとやはり余りにも少ないのではないかと思われまひます。先ほどの答弁で課長級では一名で一・七%のことということでありましたけれども、採用状況から見ましても、女性職員の採用の比率が増加しており、女性職員の登用を積極的に前向きに考えてもらいたいと思ひますが、再度方針をお聞きしたいと思ひます。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

女性職員の登用ということ、昇任・昇格を含めてということでございますが、まず、女性、男性を問わず職務へ取り組む姿勢そしてまた意欲、こういう部分を十分判断させていただく中で、女性職員の昇任・昇格に取り組んでまいりたいと考えております。

○五番（麻生 健君） これにつきましても、ここに年度別の採用の内訳をいただいておりますが、ここに出ておる数字を確認しますと、その年の採用によって比率は変わってくると思ひますけれども、どの職を採用するとか、そういうことで変わってくると思ひますけれども、やはり全体の三四%ぐらいを女性が占めておるということでございますので、ぜひ今後女性の登用を考えていかないと、人事の根底が狂ってくるということも考えられると思ひます。

最後になります、自己申告書を提出していただいておりますということで、その中で異動希望先を書いてもらって提出させていただいております。その中でやはりいつも問題になる、どの程度の職員の異動が希望どおりになされておるか、率的にわかればお教ををいただきたいと思ひます。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず自己申告書につきましては、実施に当たっての参考資料ということで参考にさせていただいておりますが、希望どおりの異動になったかということにつきましては、私どもも率的な部分については算出をしておりませんので、御理解をいただきたいと思ひます。

○五番（麻生 健君） 希望どおりの人事がなされたかどうかにつきましては、今後提出された自己申告書を精査し、人事異動の結果と突き合わせれば、どの程度希望にかなった人事がなされたかというのは判断ができると思ひます。

先ほど、今年度中に人材育成計画というのを作成するとのことでありましたけれども、

ことし採用されました新入の職員と話している中で、「OJT」という言葉が出まして、

「オン・ザ・ジョブトレーニング」ということらしいのですが、勤務中に仕事のやり方を聞きたくてもなかなか、先ほど言いましたように、一人一人の任務分担が多岐にわたっておりまして、聞きにくい。そして、教えてくれる人についても、やはり自分の仕事の手いっぱい、なかなかやっぱり教えにくい、聞きにくいのだということであったと思います。

そこで、私からの提案ではありますけれども、新入職員の皆さんが仕事のやり方がわからない、困っている。昨年も申し上げたと思うのですが、市役所というところは、一般事務職で就職しますと、どういうセクションに配置をされるかというのがわからない。そして、配置された後、ああ、私はこういう職務を遂行するのだということになるわけで、新入職員の皆さんのためにも、やっぱりその職員が、一日も早く新しい戦力となって、今の少ない人材の中で職員全員が一丸となって職務に精励できるようにやはり指導してあげるか、あるいは今OJTということで申し上げましたけれども、課内の研修、その課でないとその課の仕事がわからないということが多くあるわけですので、ぜひそのような取り組みをしていただくというふうをお願いをしたいと思います。日本全国で今やはり行財政改革ということが叫ばれておりますけれども、昨年の九月議会でも申し上げましたように、人事はお金がかかりません。ただでできる行革であると思います。人事を行う職員課はもちろん、一人一人職員も再度気持ちを引き締めてもらって、この行財政改革の難局を乗り切っていただきたいと思います。市長におかれましても「行財政改革は永遠のテーマです」と常々言われておりますし、私も常にやはり自分の職務に対して改革を加えていくというのは重要なことではないかと思えます。

そこで、今申し上げましたOJTを含めまして、私の提案につきまして職員課長、何か御意見がございましたら、お答えをいただきたいと思えます。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

新採用の職員につきましては、職員研修を四月一日から五月十四日まで、この間公務員としての研修をしております。配属された部分で非常に苦労しているという部分はあるかと思えます。人材育成の観点また職員の有効活用の観点から、新採用職員への適正な研修・指導につきましては、所属長を通じまして指導を徹底するようにしたいというふうに考えております。御提言ありがとうございました。

○五番（麻生 健君） それでは、この項の質問を終わりにして、通告に従いまして観光行政についてお尋ねをしたいと思います。

それでは、観光課長にお聞きをしたいと思います。非常に財政的に厳しい折ではございますけれども、今、別府市で行われております観光宣伝事業等の予算、それに伴います主な事業内容について御教示願いたいと思えます。

○観光課長（溝口広海君） お答えをいたします。

人件費を除きまして総予算額が三億六千六百七十万円でございます。主な事業といたしましては、別府市民の船事業が五百十五万。本年度は奈良・鳥羽市民の船と柳井市の船の事業を計画してございます。別府観光促進協議会負担金事業といたしまして二千二百三十一万円。内容は、誘客促進事業、マスメディア情報発信事業、国際観光ミッション事業などの実施を予定してございます。温泉まつりや夏まつりに対する別府まつり協会補助金事業でございますが四千百十五万円、クリスマスHANA B Iファンタジア負担金事業が一千五百万円、コンベンションビューロー補助金事業が一億四千五百万円でございます。また、観光情報推進に要する広告料二千万円、福岡P R イベント開催事業といたしまして三百九十九万円でございます。

○五番（麻生 健君） よく言われております別府市の国際観光温泉文化都市としての予算としては、特に広告料あたりの二千万円というのは、二千万円だけを見ますと、かなりの額というふうに思われますが、私も観光課におった関係でコマーシャルを打ったりいろんな作業をしたときには、満足のいく金額ではないかと思えます。やはり別府市を周知、知らせるためには、マスメディアを使って周知を図っていくのも一つの方法ではないかと思えますが、最近、私が観光課に在籍していたときもそうなのですが、テレビや映画の取材等があると思えますが、別府観光のP Rのためにも、私は相手がやってくれるという観点から見ましても、大きな宣伝効果があるのではないかと思えますが、そういった取材、撮影等に対しての別府市の対応の現状についてどうなっておるのか、どうやっておられるのかをお聞きしたいと思います。

○観光課長（溝口広海君） お答えをいたします。

観光課に申し込みがございましたのが、大体年間五十件を超える取材の申し込みがございます。主にテレビ、新聞、雑誌等でございますが、そのほか観光協会と関係団体における取材の申し込みもございまして、かなりの取材件数があるものと推察いたします。

現在、観光課で申し込みを受けますと、関係の施設やボランティア団体の方に協力をお願いしているのが現状でございます。昨年、中央公民館の屋上で撮影をいたしましたモスバーガーのC Mの撮影や、本年の六月二十五日放送予定でございますが、天童よしみさん主演によります「金曜サスペンス」の「歌姫探偵2」という録画も春先にございましたが、この収録には三十名近くのスタッフが見えまして、宿泊施設やエキストラの確保、それから車両駐車場の確保など非常に苦労した状況がございました。

○五番（麻生 健君） そういった面はなかなかないところもありましょうし、私も経験した覚えがあります。ロケ隊とかテレビ放映について、そこに来ればやはり見に行きたいという人もおりますが、撮影についてはちょっと難しいところもございしますが、今申しましたロケ隊が来るとか、あるいはテレビの放映について、いつの日か放送し

ますよと、そういった市民への情報の提供、こういったことですから、市民だけに知らしめるのではなくて、やはり観光という面から見たら県外・市外の皆さんにもお知らせをしていただきたいのでありますけれども、とりあえず市民への情報の提供についてはどうされておるかということについてお聞きをしたいと思います。

○観光課長（溝口広海君） お答えをいたします。

ロケ隊につきましては、特段広報は現在いたしておりません。娯楽番組や映画、ドラマの撮影によりましては、内容を検討した上でホームページや市報、町内放送などで広報いたしております。最近では、映画「コスモス」はホームページ、市報で紹介しております。テレビ番組の「世界ふしぎ発見！」は、ホームページと庁内放送で紹介いたしております。最近の状況はそういうことでございます。

○五番（麻生 健君） 私自身もそういったことがなされておっても知らないということが、かなりあるわけなのですが、映画やテレビドラマ、今も出ましたモスバーガーのCMなど、映画制作やロケーション誘致を積極的に図るため、私もインターネットで調べてみたら、映画撮影等の「フィルムコミッション」という言葉が出てきまして、各地で大分行われておるようなのですが、フィルムコミッションの組織を御存じであれば、その組織を立ち上げて別府の観光宣伝に使ってみたらどうかということなのですが、いかがでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

○観光課長（溝口広海君） お答えをいたします。

フィルムコミッションにつきましては、映画やテレビドラマ、CMなど映像作成やロケーション撮影を誘致したり、ロケをスムーズに進めるため制作全般を支援いたします非営利の公的機関でございます。地域の活性化、知名度向上による観光客の誘致や観光産業の発展に期待できるものと考えております。

○五番（麻生 健君） それでは、そのフィルムコミッションの加盟数とフィルムコミッション自体設立した団体がどういうことをしておるかとか、そういった実態についておわかりでしたら、教えていただきたいと思います。

○観光課長（溝口広海君） お答えをいたします。

現在、国内では六十四カ所で組織が立ち上がっております。市単独で十七カ所、県が実施しておりますのが十カ所、観光協会が五カ所、商工会議所が七カ所となっております。そのほか、市と合同であったり民間団体同士での組織であったりという組織化がございます。この組織も各種の事情によりまして、さまざまな構成で組織化されております。

事例でございますが、市単独の場合、一つ北九州市のフィルムコミッションがございますが、事務局は北九州市の広報課の方で行っております。なぜ広報課と申しますと、市のイメージアップを図るために広報課で設立をしたというお話を聞いております。専任の職員を配置しておらず、広報課の職員三名で対応しているということでございました。平

成十五年で五十八件の受け入れをしたという話を聞いております。平成十六年度予算では八百八十万円の予算で旅費、ホームページ費、パンフレット、ビデオの制作費等に充てているというふうに伺っております。

続きまして、県が事務局を持っている例でございますが、愛媛県の観光課が事務局を持っております。ここには専任の職員三名で対応をいたしております。年に一件は映画やドラマの撮影があるというふうに聞いております。件数については、まだ十分把握をしてないということで確認がとれておりません。平成十五年度の予算でございますが、環境づくりや誘致事業、支援事業などで六百三十万円の予算措置がされております。

次に、観光協会が事務局の場合でございますが、これは天草の観光協会でございますが、専任の職員が一人に対応している。平成十五年には七件の受け入れがございまして、NHKの大型ドラマ「武蔵」における厳流島の決闘シーンなどを撮影したというふうに聞いております。十五年度予算では百九十万円で、パンフレットの制作費、ホームページの作成費等に充当しているということでございます。

○五番（麻生 健君） きょう、私がフィルムコミッションということを申し上げたわけなのですが、もちろんフィルムコミッションを組織することによって、全国への別府市の情報発信効果とか経済波及効果ということが得られるのは当然のことだと思っておりますが、さらには地域の活性化、やはりそういった九州に芸能人が来ているんな撮影がなされるということで、活性化にも効果があると考えられますが、今お聞きしたように、やはり予算を伴い、専任職員を配置したり、あるいは他の団体と連携をとったりということでございますので、十分に立ち上げについては協議をしていただいて、やはり観光別府のためでありますので、ぜひ立ち上げはしていただきたいわけでありましてけれども、その点十分協議をなさっていただいてスタートしていただきたいと思っております。

私が、きょう今、フィルムコミッションとかそういったものを申し上げたのは、やはりいろんな宣伝、コマーシャルの方法がいろんな先進地あるいは都会でなされておるということをお願いしたかったわけで、今後につきましても、やはり特に今インターネットを使えばいろんなあらゆる情報がキャッチできるということでございますので、ぜひそういった面におきましても、新しい機材を使って情報をキャッチして、観光別府の再生に向けて努力をしていただきたいと思っております。

これで、観光行政のこの項についての質問を終わります。

最後になりましたけれども、「泉都別府まちづくり支援事業」につきまして、お尋ねをしたいと思います。

それでは、お聞きをしたいと思います。まず、平成十五年度と十六年度の「泉都別府まちづくり支援事業」、応募状況と審査状況についてお尋ねをしたいと思います。

○企画調整課参事（平野芳弘君） お答えします。

平成十五年八月に第一回「泉都別府まちづくり支援事業」を募集しましたところ、三十二事業の応募がありました。書類審査を通過した二十四事業による公開プレゼンテーションが行われ、八人の学識経験者などから成る審査委員の厳正なる審査を経まして、最終的に協議会で十七事業が承認されました。審査委員には、地域貢献度や公益性など十項目について五点満点で採点していただき、平均点以上を獲得しました十七事業に対して補助金を交付したところであります。その結果、各地域でさまざまな活発なまちづくり事業が展開されまして、その十七事業の成果発表会を平成十六年四月十八日に実施したところであります。

平成十六年度の第二回目につきましては、昨年度を上回る三十九事業の応募がありまして、六月一日に書類審査を通過した三十六事業による公開プレゼンテーションが行われたところであります。審査結果に基づき協議会で承認をいただきまして、今月の六月二十二日に補助金の交付を行う予定であります。

○五番（麻生 健君） はい、わかりました。それでは、支援事業の補助額については、補助率は事業費の五分の四以内で、補助金限度額については一事業当たり六十万円以内となっておりますが、その事業費総額については五百万円で、単純に計算していくと六十万円であると八団体ちょっとということになるかと思いますが、実際十五年度はどのような配分になって、十五年度の補助団体につきましては、十七団体で一団体当たりの金額としては要望額よりかなり少なくなっているということですが、補助を受けたまちづくり団体が、当初の事業をなし遂げるのに支障が出ているのではないかと考えられますが、その点につきまして対応策等がありましたら、お答えをいただきたいと思っております。

○企画調整課参事（平野芳弘君） お答えします。

審査委員会では、みずから汗をかいて継続性が期待できる事業に対しまして、できるだけ広く事業を支援するという姿勢で厳正に審査選考を行っているところであります。

平成十五年度の補助事業につきましては、十七事業で十万九千円から最高三十九万四千円の範囲で、要望額に対しまして約五七％で補助を行いました。補助金額につきましては、要望額を下回っておりますが、今回応募のあったまちづくり団体は、すべて仮に補助金が少なくとも、ぜひともまちづくり事業を実現したいという自主性とやる気を持った団体でありまして、今回の事業経過につきましても、十七事業すべてにおいて予想を上回る成果を出しております。

平成十六年度の応募事業数は、昨年の三十二件から三十九件に増加しております。また六月十九日には、市内外のまちづくり百団体以上、個人が参加しております。「泉都まちづくりネットワーク」の第二回交流会も開催されることになっております。

これからもたくさんの自主的なまちづくりグループが出てきて、この「泉都まちづくり支援事業」を積極的に活用していくようPRしていきますので、引き続きよろしくお願ひし

ます。

○五番（麻生 健君） ありがとうございます。輪がだんだん広がっておるということで非常に結構なことではないかと思いますが、やはり実のある事業に今後育てていただきたいと思います。

それでは、最後に私の考え方を述べさせていただいて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

昨年、浜田市長が誕生以来、別府観光再生宣言を公約に観光行政に取り組んでこられたことは、私どもも周知の事実として受けとめておりますが、特にまつり・イベントに対する補助金の割り振りの大幅な変更によって、今後行われるすべてのまつり・イベント、とりえず温泉まつりが終わっておりますけれども、市民はもとより観光客の皆さんにも大いに喜んでいただけるものと期待を寄せているのでありますが、今年度からは、伺ったところによりますと、まつり・イベントが、そのイベントに従いましてそれぞれ実行委員会形式をとり、そのすべてのまつり・イベントを観光協会が統括をするというような形でお聞きをしておりますが、ぜひそれぞれのまつり・イベントが全力を尽くしていただいて、そのまつり・イベント同士が競い合って、市民及び観光客の皆さんが、やはりどのまつり・イベントが一番よかったか。一番議員が、きょうの一番の一般質問の中で、ワイワイ市とか火の海まつりの呼称の復活ということで待望しておったという意見が述べられたわけですが、ぜひすばらしい結果の報告をしていただきたいと思います。

そして今、参事が申されたように、ことし二回目が開催される「泉都別府まちづくり支援事業」であります。さまざまな形でさまざまな事業が開催され、いろんな成果が上げられたのではないかと思います。その地域に住む人たちが――やはりこれも一番議員の中にありましたが――やっぱり参加する、積極的に。参加することによって今まで同じ地域に住んでいた人も声をかけ合い、言葉を交わし合って地域の発展を願うという一つの目的が達成されるのではないかというふうに考えられます。その点につきましても、そしてその地域が、地域と地域がつながり合ってやはり一つの別府を形成していく。そして別府の発展に結びついていく、このようになってほしいと思います。しかし、やっている自分たちだけが満足するような事業であってはならないと思います。そして、そういった中から温泉まつりであるとか、火の海まつりであるとか、HANABIファンタジアであるとか、そういった別府を代表する、そしてお客様も来ていただけるような事業が一つでも残っていただいて、今後別府の発展に貢献していただけるということになれば、これ以上に喜ばしいことはないというふうに思います。

それから、九月に提言がなされるということで、浜田市長が肝入りで設置されました「別府観光推進政略会議」であります。今言いましたように九月に提言がなされるということで、ぜひともすばらしい提言をいただき、去年の九月議会で私が述べましたように、

やはり従来の観光事業、そして「泉都別府まちづくり支援事業」、そして今申し上げました「別府観光推進戦略会議」の提言が、きちりと整合性を持ちまして、別府観光が大きく発展することを念願いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○十五番（堀本博行君） 大変御苦労さまでございます。最後になりました。もうしばらく、お時間をいただきたいと思っております。

最初に、通告に従いまして楠港の問題について若干やり取りをさせていただきたいと思っております。先輩議員が質問をされておりますので、重複を避けながら、私の思いの一端を述べさせていただきたいというふうに思っております。

今回のこの問題については、新聞紙上で我々はどうかがい知ることしかできないわけでありませぬけれども、その中で特に浜田市長のコメントに非常に興味深くといいますが、読ませていただいておりますが、実は私は食料品の流通業界に二十年余りおりましたので、非常にこの問題については私なりの思いもありますし、また私の周りにもいわゆる食品の流通業のOBの皆さん方から、今回の問題についても、県下にいろんな先輩も、現役を卒業されたOBの方々の御意見も多くいただいております。そういった中で、私なりの思いを述べていきたいと思っております。

この問題の一つは、五社というふうな形で名前も、いわゆる業者の名前ですな、これも浮かび上がってきているような状態でありませぬけれども、私もこの業者の中の数社、いろんな以前おつき合いとか取引きとかいうふうな形で親しくおつき合いをさせていただいた何社かも入っております。その中で別府市としての今回の取り組み、それからこれまでの経緯、流れの中で、私は三月の議会の折も申し上げました。別府市内の、いわゆる同じパイの中で客を取り合うというふうなことがあっては絶対ならない。これはそういうふうには私どもは思っておりましたし、現実、市長それから助役の答弁を聞いておりましたけれども、どうも市長それから助役の答弁のような形になるのかなというふうな一抹の不安もあるわけでありませぬ。

私は、先般七、八年前にしつこく南部の問題で松原住宅の店舗部分を口が酸っぱくなるほど「どうするのですか」と。私もそれなりに自分なりにいろんな努力をしてきましたし、何とかあそこを再生したいというふうな思いもありました。ところが、もう七年、八年たっても一向に解決の道は浮かび上がってこないわけでありませぬけれども、当初から私も言っておりました。松原住宅のことについても、行政の方々が店舗展開、いわゆる商売に対する展開といいますが、これは基本的に私は無理だと思っております。できません。簡単に言えば、例えばあの管轄は当初から建築住宅課の皆さん方が一生懸命やっていたいただきました。建築住宅課の皆さん方が一生懸命やって、本当に一生懸命努力しておりました。その姿も私は見ておりますが、現実的に要するに店舗展開とかいうふうなものについては、技



術屋さんではこれは無理なのです。だからどうせ本当にやるのなら、どこか専門のいわゆるコンサルタントの方々にきちっと委託をなささいよというふうなことも言ってきました。事実私もまずコンビニというふうな非常に頭がありましたので、その筋の――「その筋の」というのは変な言い方ですけれども――方にも役所に来てもらって、あの現場も見てもらいましたし、そういうふうな形で非常に努力もさせていただいたつもりでありますけれども、やっぱりどうしても行政の方々とテンポがやっぱり合わないのですね。テンポが全然合わないというか、そういうふうな気がいたしております。

その中で今回、商工会議所の方々を筆頭に反対。私もいろんな方とお話をさせていただきますが、「これは堀本さん、いいぞ。いいではないか」というふうな意見の人が、やっぱりいないのですね。やっぱり「ちょっと厳しいのではないかと。楠港跡のあの場所に別府の市民の財布を当てにした企業が来られたら、あそこは例えば何階の建物になるかわかりませんが、商業複合施設が来た。あそこはにぎわうでしょう。その弊害が必ず市内に出ます、これは。だからそういう意味では、何で商店街の方々が反対をしているのか。これはもうわかりきっているのです。商業複合施設というのは、いろんなものを置いています。商店街というのは、例えば食料品、雑貨、日用品、日配品、生鮮産品、この商店街の方々というのは、それを全部単品で置いて、いわゆる大分弁で言えば「いのちき」をしておるわけです。そこに大きな施設がぼんと建ち上がると、それを、簡単に言えば総論賛成・各論反対という、そういうふうな形になるわけでありまして、そういうふうなものの思いがあるのです。だから、現実、大塚助役が、企業秘密で出せないというふうなことをおっしゃっていました。何が来るかわからないようなまぼろしの建物が来ますよと。それはもう戦々恐々とするのは、これは当たり前です。だから、そういう中で大きくあそこに進出をしてくる。

答弁の中で、「ゼロ回答もあり得る」と大塚助役がおっしゃっていました。それで安心しました。もう一つ市長の答弁の中に、「急いでいるわけではない」というふうな答弁もあります。安心しました。私は、今回の浜田温泉の問題にしても、この楠港跡地の問題にしても、市長はえらい急いでおるなという気がしておりました。これは新聞紙上で見る限りです。私は、親しく市長と余りお話をする機会がないので真意がわかりませんので、新聞紙上だけで見させていただいておるわけでありまして、そういった意味では例えばあそこに複合施設が来る、そういったときに市独自で例えばいわゆる市場調査、コンサルタントに委託をして、あそこに複合施設が来たときに、どういう施設になるかわかりませんが、物売る施設が来たときに、どういう別府市内の展開になるのかというのは、これは市独自でぴしっと調査をするべきなのです、これは。そうして、その報告書をもとに、「いや、実はこういうふうな形であそこに店舗が来ても、別府の経済はしっかり持ちますよ」というふうなものの裏づけがあればそうですけれども、さっき言ったように、行政の

方々がやっぱり商売のことについて、ちょっと無理があるなというふうな気がしております。特に旅館組合の方々それから商店街連合会、いろんな経済団体の方々が反対をしています。あの場所に――どなたかが言っていましたけれども――あそこ、いろんなものが来たときに、要するに商店街、また料飲組合の方々が、ああいうものが来てよかったなというふうなものを我々が誘致を、「我々」というか、執行部の方々が誘致をしないと、行政の我々の仕事というのは、やっぱり地域の方々がいわゆるもうかるといいますか、お金を産むシステムをつくっていくのが行政の仕事だと思うのです。そういう意味ではいろんな複合施設云々というふうな形になっておりますけれども、市長の思いはすごくよくわかります。何とかしたいという思いはわかります。みんなそうだと思います。ところが、やっぱりあそこに上物を持ってくる、建物を持ってくる。これは極端な言い方をすればバブルの時代の発想です、これは。今、あの土地に上物を建てたときに、やっぱり一度建ち上がってしまえば、これはやり直しはききません。それはいいものができて、市長がおっしゃるようなにぎわいが戻って、回遊性が戻ってというふうなことであれば、それが一番いいのしょうけれども、市長の思いというのはわかるのでありますけれども、やっぱりどうしても……悪いけれども、変な、非常に厳しい言い方ですけれども、やっぱり素人の域を出てないなという気がします。

そういう意味では、ここの問題については、別府を今後大きく左右します。私も、いろんな人と話をする中でそういう思いがいっぱいありますし、多くの方々がやっぱり心配をされているというふうに申し上げておきたいと思います。だからそういう意味ではいつの段階、これからどういうふうな展開になるかわかりません。また一店舗、一社を選定するというふうにおっしゃっていましたが、今の状況の中で選定委員の方々が一社、市長が若草かどこかの後援会か何かに行かれて――これも新聞紙上でね――おっしゃっていました。選定委員が一社か二社かとおっしゃっていましたね。私は、それは正解だと思うのです。選定委員の方々が一社だけ選ぶというのは、これは非常に難しい、このような状態の中で。こんな反対の声がある中で、一社を選ぶというのは難しいなというふうに私は思っています。だから二社選んで、私は選定委員にはなっていないのですけれども、やっぱり二社というふうな形で市長に答申をして、市長がそれを政治判断で決断するというふうな形になるのではないかなというふうな気がしています。だから、そういう意味でこれから先どういうふうな形でどういう展開になるかわかりませんが、私は、今回のように別府のまちづくり、ましてや今回のこの楠港跡地の問題で、これだけ議論が噴出したこともかつてなかったと思うのです。いろんな意味で「何とかせよ」というふうな言葉はそういうふうなことはありましたけれども、これだけまちづくり、いわゆる商業拠点のあそこは必ず扇のかなめ、拠点になることは間違いのないわけにありますから、そういう意味でやっぱり私は、もう一回カウントをゼロに戻して、そしてやっぱりいろんな人の意見をもう一

回聞き直して、それで市民のコンセンサスをきっちりと得た上で展開する、それが一番の方策だと思っていますし、市長がおっしゃるような、今回これをやめたらいつ来るかわからない、「空洞化」という言葉をおっしゃっていましたが、それは絶対ありません。それは市長は、だから私は焦っているなという気がしておるわけです。だからそういう意味ではもう一回カウントをゼロに戻して、いろんな人の話を、いろんな人に入ってもらって、あそこをどういうふうに生かしていけばいいのかというふうにやったらどうかなと思うのですけれども、いかがですか。

○観光経済部長（東 昇司君） お答えいたします。

同じパイの取り合いということも今言われました。私どもは、そういうことは全く考えておりません。そういうものであればいけないなという感じでは、とっております。ただ、今の時点で、先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、すべてまだ公表されておられません。そういう中で企業がそういう選定委員会で選ばれば、それから企業として話をしてどういうのをやると、皆さんに、市民に知らせるのはそれからだと今は考えております。よそからも来れない、いわゆる物販の面積もまだはっきりしておりません。一〇〇%物販面積というのはもちろんないのしょうけれども、アミューズメント、娯楽施設がかなりあるのだと私らも思っております。その中で、専門店の店がかなり入ると思います。その店によって、十日ほど前ですか、鹿児島県のデパートにある有名ブランドが一軒入ったら、宮崎県、熊本県からも随分来たという新聞に、十日ほど前だったですか、載っていました。そういう中で、いわゆる専門店によっては県外からも、市外からも見えられるのではないかと、私どもはそういう期待もしております。そういう中で選定された後は、市民の皆さんに公表して、要望等をお聞きしてまいりたいと思っております。

○市長（浜田 博君） 大変な御心配をいただきまして、ありがとうございます。御指摘のとおり、全く私は素人でございます。だから素人が今そういう楠港開発についてどうこうという問題を言えないという部分ではないと思うのですね。市長という立場で、今、十一年間この企業開発ができてなかった状況、そして、急いでいるわけでは全然ないわけでございます。今私がなぜ楠港開発かということも、これまでお話をしてまいりました。ただ、私と堀本議員さんの見解が少し違うのは、この機を逃したら、私は、この六千坪の中に望む観光施設が来るのかなというのは、本当に不安でございます。必ず来るというあなたの理論と、私は不安な部分があって、今しかないという部分で公募をした。公募した中に入っていた部分が、やはりクリアできない部分でおりていった。そして残ったのが五社。その五社が、今総合物販を中心とした複合施設であるということで、いろんな意味で御心配が出てきたというふうに思います。

ただ、選定方法につきましても、私が一社か二社ということを確認に若草町の懇談会でお話ししたのは事実でございますが、一社を選んでいただきたいと別府市はお願いしてい

ます。しかし、先ほども選定委員の問題で市が入っている問題とか議会の代表が入っている問題とかいろいろありました。しかし、これは市民の代表を、皆さんで市民の目線でこの選定をしていただきたいという思いで選定委員会をつくっているわけですから、その結論が出るまでは、私はその内容等々について、これは言う立場にはないと思います。ただ、選定を多数決で決めて、一社これにしますという多数決で強行することは、私は望ましくないだろうという思いは持っています。だから、そのことは選定委員の選定方法について関与することになるから余り言えませんが、私としては、評価をしていただいて点数をつけて順位をつけていただければ、一社か二社、一位、二位と順番に私は別府市の思いを伝えていきながら、物販だけではだめですよと。私も同じ思いですから、表が全部流川の方を向いちゃって、全部物販施設が入ったのでは、私は交流にならないだろうというふうな気持ちは、個人的には持っています。

さらに、楠港の開発は、一つの実験都市としていわゆるリゾート都市としての復権を目指したいというのが、私自身の思いでございますから、そういう意味では楠港はどうあるべきかと自分の夢はしっかり持って、公募に踏み切りました。中身に余り触れますとまた介入になりますから、今の時点では言えません。決まった業者の中に私の思いをしっかり植えつけていきたい。この地理的景観、先日の海辺の開発等々も相当国の直轄事業の中で変わってくるわけございまして、全体の中でこの観光再生に結びつくこの海辺の空間、楠港のあり方はどうあるべきかということ、しっかり踏まえていきたいというふうに思いますし、別府が大分と同じであってはいけない、都市間競争に勝とうなんて思っておりません。そういうことよりも、私は、この別府が別府ならではの観光再生、観光都市として生き残りをかけるのであれば、ここでまず核にして、このまま実験リゾート都市としてやらせていただきたいという思いがいっぱいございます。

だから、楠港まだ待て、このままほっておけ。十一年ほっといて、まだ待てと言われる筋合いがどこにあるのかな。そこに私は、ここを核として今この開発をしなればおくれをとるといいますか、観光再生への核となる部分はどこに求めたらいいのかなという部分で少し迷いが出る感じがいたします。そういう意味で、今楠港開発を急ぐわけではありませんが、十分市民の皆さんの声を聞いた中で一社に決まったら、また一社か二社に決まったら、その中でしっかり私の思いを言わせていただいて、どこまで譲っていただけるか。また全然話にならないということであれば、助役が答弁したとおりゼロ回答ということが選定委員会の中で出れば、もう一遍公募し直して、もう一遍やり直そうという思いになるかもわかりません。今の時点では、選定委員会の中で真剣にそういう別府市の思いもしっかり言っていますから、そういう中でどれだけ生かして業界の企業の皆さんが努力をしていただいているか、その段階でございますので、今はこれがいい、悪いということは、私の口では言えない。だが、楠港開発は今しかないという思いは間違いなく自分ではあるつ

もりでございます。

○十五番（堀本博行君） 市長の思いは、よくわかります。一社か二社選定をされて、選定委員の方々がゼロ回答ということであれば振り出しに戻すというふうなことで御答弁をいただきましたが、ゼロ回答ではなくて一社選定で例えば市長の手元に上がってきたということになれば、これはもう実施に移っていくわけでありましようけれども、その時点で、市長も先ほど答弁の中でおっしゃっていました、一社上がってきた時点でいろんな要望を付していく、その時点で要するにその業者が対応できないということになればゼロ回答もあり得る、こういう理解でよろしいのですか。

○市長（浜田 博君） 選定委員会が、一社だけであとはだめですよという段階の場合は、そうなりますね。しかし、評価の基準で一位、二位という順番がついた場合は、一位が私たちと折衝する中で、一位の業者が、ああ、別府の言うことは聞かれないと退散した場合は、二位の人としっかりやっていきたい、こういう思いですから、その五社が全部だめだということになった時点でゼロ回答ということでございますから、そのところから白紙に戻って新たな公募ということも選択肢としてはあるということでございます。しかし、五社の中を真剣に今選定していただいている中では、本当に選定委員の皆さんが頑張っていると思いますので、私は別府市の思いが入っていただけのではないかなという思いがあります。

○十五番（堀本博行君） ちょっとすみません、ちょっとわかりにくいのですが、審査委員の方が一社を選ぶ、例えばA社を選んだ、市長に答申をする。当然答申書みたいなもので点数をつけて、「市長、こうですよ。A社に決まりましたよ」と、それからA社に決まったその業者に、こうしてくださいよ、ああしてくださいよと言ったときに、「いや、これはうちは受けられませんね」というふうになったときには、それは二番目の業者に移るということですか。今そういうふうにおっしゃっていましたよね。そして、例えば二番目が、「いや、うちもそれは無理ですよ。そういうふうなことではできませんね」といったら、三番目に移るという、こういう理解ですかね。

○市長（浜田 博君） まだ仮定の話ですからね、一社に決まるか二社に決まるか、一、二、三と順位をつけて、この三社の中で付帯意見を付して、「こういうことですから、市の方で選んでください」という答申であれば、そういう形をとるとことの例えでございますので、一社だけに絞られた場合は、その一社と真剣に論議をいたします。そういうことでございます。

○十五番（堀本博行君） すると、その一社が、「市の要望にはちょっとこたえかねます」ということになれば、ゼロに戻るという理解でいいのですかね。

○市長（浜田 博君） 一社が選ばれるということは、市の思いも含めてある程度入っているわけですから、私が全然違うことを要求をどんどんしていったら、それをだめにすると

いう方向の気持ちはありません。しかし、一社が私の思いも少し入れてくれるとか、別府市の思い――私の思い、個人ではありません、別府市の思いもしっかり入れていただいた中で、やはり選定委員の皆さんが選んだ企業ですから、そのくらいの腹を持って私は対応していただけるというふうに思っております。

○十五番（堀本博行君） 私たちには、その選定の仕方がちょっと不明瞭なのでわかりにくいのですが、五社選定されて市報にも出てきました、文言だけですけれどもね。どういうふうな形になるのかわかりませんが、我々市民にとっては、どういったふうなものが建ち上がるのかというのは、全く見えてきません。その中で例えば一社、盛んに今までの経緯の中で執行部の課長、部長、出たときに、「一社選んでください」、「一社選んでください」、こういうふうに言っていました。「一社選んでくださいよ」というふうな形で言っていたその一社の中に、市長が今おっしゃったような別府市の希望がもう全部入っているのですよというふうな言い回しに聞こえるのですが、全部が全部、例えば軒並み五社に別府市の要望を言っているのですよ、先般プレゼンもあったのですよと。ありましたよね、プレゼンテーションがありましたよね、五社の。この中でどういうふうな判断をされているのかわかりませんが、いやいや、市長の言葉では、もう要望が入っているのですよと。その上で一社決まったら、私の市長としての要望は受けて入れてくれるのならば、受け入れていただきましょうかというふうな言い方なのですが、そういうことですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

今回の応募には、応募条件を付しております。その中に施設として別府の自然景観に調和したウォーターフロントを構成できる施設、まず一点目。二点目に、市民や観光客などの交流を深める拠点となる施設、三点目に、中心市街地の活性化に貢献できる施設、四つ目に、地域のまちづくりに寄与した地域との調和を保てる施設、こういった条件を付して、それともう一点は、既存の市内の事業者と共存共栄できる施設、そういった点を示して、それぞれこの項目ごとにプレゼンテーションを出していただきました。したがって、採点についてもこの項目ごとに採点を、このプレゼンテーションが、この一のウォーターフロントを構成できる施設としては何点かというようなことで点をつけていくわけでございますので、それぞれの企業もそれぞれそういったうちの投げかけた条件に対して配慮して施設のプレゼンテーションをしておりますので、先ほど市長の言われた市の思いはある程度通ってきている。その点数を審査委員の方がつけるわけでございますので、ある程度の思惑というのは、企業というのは得点の高い企業については、そういった点をクリアしているのではないかと思います。

また、企業誘致というのは、最終的にはそれぞれ企業と市の思惑というのが大事かと思えます。この意見がやはり一致しないということについては難しい面があるのではないかと思います。この点については十分その選定された企業に対しまして、私どもは要望を

お願いいたしまして、そこの協議の中で判断をさせていただきたい、そのように思っているところでございます。

○十五番（堀本博行君） プレゼンテーションの折に、例えば見取り図、平面図、それからパースといったふうなものが出たのですかね。出たのですね、それぞれ。わかりました。その辺の……（発言する者あり）、どうぞ。

○助役（大塚利男君） 失礼します。

プレゼンテーションの内容については、それぞれ企業がパースからそれぞれの、私ども、項目を示しておりましたので、応募条件の中に示しております。それについて全部お答えを企業用に用意してプレゼンテーションをいたしております。その書類については、当日全委員さんにお配りして、皆見ていただいております。そして、その分については企業からの要望により全部また回収した、そういうことになっております。したがって、委員さん方は全員そのパースから何から企業の、小さいことまで言いますと、購入価格まで予定、自分のところは何ほで買いたい、そういった金額まで提示していただいております。

○十五番（堀本博行君） わかりましたというか、これぐらいにおさめておきたいと思いますが、これからどういうふうな展開になるのか、また、できれば五社のパースとか、一日も早く我々市民に公開をしていただきたいというふうに思っておりますし、これは市長が急いでないということでもありますから、じっくりと見させていただきたい、このように思っております。

次に移りたいと思います。

次に、リサーチヒルのことについて、先般も特別委員会の方で説明会がありました。その中で、平成七年でしたか宅地造成が終わって、いろんな県からのたがが市にはめられているというふうなことでありますけれども、中野課長とお話しする中で、IT関係の業種で十年間ほど頑張ってくれというふうに言われているというふうなお話も聞き及んでおりますが、いわゆるたがを県との交渉の中で外すことができるのかどうか。あの土地というのは、私も個人的にいろんな知り合いがありますが、「あのたがを外してくれんかな」というふうな、あれがなければ、それこそ楠港ではないですけれども、応募すればどんどん来ると思いますし、その辺は、県との折衝はどうなっていますか。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

このリサーチヒルにつきましては、準工業地域となっておりますが、さらにその上に内蔵松田地区計画を設定いたしております。この地区計画の内容につきましては、頭脳立地法に基づく特定業種のうちソフトウェア、それと情報処理サービス、機械設計業などの事務所また研究所を誘致するというふうになっております。

このリサーチヒルにつきましては、十年経過しております、いろんな形で確かに議員さんが言われるように経済状況が変わっております。この地区計画を外して例えば宅地と

か、そういう形ではどうかという御提言だと思っておりますけれども、この地区計画を外すにはいろんな条件があります。当然、都市計画審議会の承認も必要ですし、このリサーチヒルの造成につきましては、県からも頭脳立地法に基づく業種の企業を誘致するというで一億一千万ほど補助金を受けております。この補助金につきましては、また県とも返還するのかどうかということで協議も必要でございます。さらに、現在五一%セイコーエプソンが買っておりますが、このエプソンもそこに研究室が来るということで自分も来ておりますので、このセイコーエプソンとの協議も必要かと考えております。しかしながら、議員さんがおっしゃいますように、ソフトウェアの業種ということの企業誘致が難しいという現状は事実でございますので、先月、宅地販売価格の引き下げを承認していただきましたので、これに今、完売努力しながら地区計画を将来的に外すということにつきまして、また県や市内部と協議を進めてまいりたいと考えております。

○十五番（堀本博行君） 先ほども申しましたように、金を産むシステムをつくるのが行政の仕事だと私は思っています。そういう意味では借り受けの一億一千万を返すことによってどれだけのいわゆる見返りがあるのかという、そういうようなこともしっかりやっばり精査しながら判断をしていただきたい、このように思います。

次にまいります。

次に、教育行政で若干項目を上げさせていただいております。特に小中学校の職業意識の向上ということで上げさせていただきましたが、全国に四百万人と言われる若者のいわゆるフリーターという、こういう若者がたくさん今ふえておるわけであります。そういった中で国段階でもいろんな形で職業意識の向上を目指した取り組みというのが、これからまたなされようとしておりますけれども、とにかく子供たちは、要するに小学校、中学校でどんどんエレベーターのように上がって行って、結局高校を卒業して、例えば別商とかそういう子供たちが、さあどうする、二年、三年になって、さあどうするかというふうなことになるわけで、例えば大学に行っている子供たちならば三年、四年の時代ときになって、さあどうするという、こういうふうな将来どうするのか、卒業したらどうするのかというふうなものを突きつけられるのが現状であります。そういう中でやっぱり...、ちょっと度忘れしましたけれども、「十三歳のハローワーク」という本があるのですけれども、（「村上龍」と呼ぶ者あり）村上龍――失礼しました――が書いた本、書いたというか、非常に興味深く読ませていただいたのですけれども、やっぱり十三歳、中学校に上がるか上がらないか、上がって一年生というこういう年代の時期に多くの職種を子供たちに提供する場がないのではないかなという気がしております。そういう意味では現実、市の中でそういう取り組みが何かあったら、簡単に教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

別府市は、六年前からすべての小・中学校で生き方フォーラムを実施しております。こ



の事業では、地域で活躍している人や、その道一筋で長年努力している方々を講師として学校に招き、子供たちが自分自身の生き方を問い直し、自分の姿を振り返り、将来の夢や希望をはぐくむとともに、保護者の方々にも参加していただいて、家庭や地域の教育力を高めることも目指しております。今後とも、各学校が工夫をして、より有意義なものになるように指導してまいりたいと思っております。

そのほか中学校では、進路指導の一環としまして、職業調べや上級学校調べ等も行ってあります。さらに進路意識、職業意識を高める取り組みとしまして、多くの学校が職場体験学習を行っております。市内のさまざまな機関や事業所に出かけまして、働く方と直接触れ合い汗を流すことで、自己の生き方を振り替えるとともに職業意識を高めるきっかけにもしております。外部の方を招いて、その方の生きざまから学ぶ授業というものも行っております。例えば北小学校では、道徳の時間に消防士の方を講師に招いた授業で、命をかけて誇りを持って働く様子をもとにした授業がありました。また青山中学校では、六十人もの外部の方を年間十五回以上にわたりお招きして物づくりの講師としてプロの方から技術を学び、生きざまを学ぶ総合的な学習の時間を展開しておりますが、これも職業意識を高める一つの手だてになっていると考えております。

今後、さまざまな学習を通して職業意識を高めるための取り組みを行うよう取り組んでいきたいと思っております。

○十五番（堀本博行君） よくわかりました。生き方フォーラム以外はすばらしいと思います。生き方フォーラムは、こなす形になっています、今、学校によっては。もう一回見直してください。現実、生き方フォーラムがどういうふうな形でやっているのか。前も言いましたけれども、繰り返しませんけれども、一回見直してください。ああいうものをこなしてもしょうがない。PTAのお母さん方が居眠りをするようなフォーラムをして、子供に「起きておけ」というのは、無理な話です。だから、きちっとそれをもう一回見直してください。よろしいですか。

では、次に行きます。

次に、中学校の部活について。これも何度か私も触れさせていただいておりますが、この部活についても先生の、これはどうしようもない問題なのでありますけれども少子化、それに対する先生の数の少なさといえますか。部活そのものが成り立っていかない、もう限界に来ているのではないかというふうに思っております。その中で、中体連が先般ありました。そういう形で一生懸命子供たちは頑張っているのでありますけれども、私はずっと野球のことばかりで申しわけないのですが、例えば野球の一つ試合をとって見ても、試合をするわけですがけれども、片や野球をわかった監督、先生だけれども監督が、「バントだ」、「ヒッティングだ」と、こういろいろサインを出す。片や野球がよくわからん、「ちょっとなってくれ」と言うからなっておるといふ監督でやっぱり試合をするわけ、現

実的には。そうしたときに、これは悪いけれども、試合にならんというふうなことも考えられるわけです、今から。そういう意味では部活、例えば柔道、剣道、これは例えば地域の剣道場なり柔道場に行って、我々の中学校の時代には柔道部もあれば剣道部もありました。私は浜中だったけれども、八クラス、九クラスあったときに、あの狭い体育館で柔道と剣道と卓球と、皆やっていたから、昔はそうだったけれども、今は要するに地域の道場に行って、中体連となったら、例えば山中に通っている子は山中の代表として剣道の試合に出ている、中体連に出ているという。柔道でも同じようなことが言える。そういうふうな中で非常に、指導は外部の人に教わって、中体連となったら学校の代表として出ていくという、こういう現象がありますよね。例えば前も言いましたけれども、今、山手中学校は私の校区、今、校長がノックしておる。校長先生、大変だなと言っておるのだけれども。そういう中でやっぱり外部のそれなりの指導者というのはいるわけですから、そういう人たちをやっぱりきっちりお願いして、もちろんテリトリー、範囲というのはいくらあると思うのですが、そのように仲立ちの方向づけもしていかななくてはいけないと思うのですが、いかがですか。

○学校教育課長（利光弘文君） では、お答えいたします。

議員御指摘のことにつきましては、現在、市内の中学校には延べ百三十三の部活がございます。その中で空手やバドミントンなど四十二の部活が、社会体育活動として学校外で教員以外の方が指導していただいております。校内での外部指導者の活用は、現在十一名でありまして、そのうち四名の方は県の外部指導者活用事業で派遣されております。これらの外部指導者は、顧問や保護者の要請を受け、校長が体育協会等をお願いして探しております。校長は、外部指導者に対しまして学校の指導方針を御理解していただき、協力してもらっております。

なお、外部指導者は、大会等でベンチ入り認められるよう、県中体連に外部指導者登録をしてもらっているところであります。

今後も、生徒が減少し教員数も減少していくことが予想されますので、外部指導者の活用はとても重要になると認識しております。今後は、関係団体等に人材発掘を働きかけていきたいと考えております。

○十五番（堀本博行君） しっかり進めていただきたいというふうに、強くお願いをしておきたいと思います。

次に行きます。

職員の採用についてということで触れさせていただきたいと思いますが、この問題については、以前も何回か触れさせていただいておりますが、昨年の、これは時間の関係でもう私一人でしゃべりますが、例えば上級試験があった、受験者数が――もう資料をいただいております――四百四十三名、一次試験が三十四名合格、最終合格者が十三名というふ

うになっています。それは中級、初級も消防も同じようなことなのでしょうけれども、手法が同じだと思うのですが、いわば成績第一主義、まず一次試験、四百四十三名の方々が受けて三十四名、大半の方が一次試験でいわゆるふるいで落とされていくという、成績至上主義みたいなところがあるのですが、今、各自治体でもいろんな採用の仕方、非常に工夫をした、いわばこの不況の折、いわゆる人材、これは普通の会社でも同じですけれども、買い手市場といえますか、いい人材をものすごく採用しやすい時代です、こういう時代ですから。そういった中で例えば年齢制限を撤廃しているとか、役所の採用試験でもそういうふうになっています。だからそういう意味で、こういうやり方が果たしていいのかなという、これは一つの御提案として聞いていただきたいのですが、この三十四名、最終的には面接とかあるのでしょうかけれども、私は、そのひな壇に座っている三役の方々、それから部長以下十人ぐらいこちらに座っていますけれども、こういう方々が、例えば四百人応募者があれば、一人十人ずつぐらい、何サイクルかわかりませんが、とりあえず一遍面接してみたらどうなのかな。そういう中でこの役所に対するいろんな思い、一遍しゃべらせる。市長以下がそれぞれ班に分かれて、十班に分かれれば四百人ぐらいすぐこなせますから、やっぱりそういうふうにして受験資格を与えとかいうふうなやり方、それは一芸に秀でた云々というふうな採用の方法もあるのはある、存じ上げておりますが、そういういい人材が、ただただ成績だけでまず一次で落としてしまっというふうな形で、非常にいい人材がその中にたくさんいるのではないかなというふうな気もしますし、特に聞き及ぶところによりますと、公務員学校に行った子供たちが入ってきているという実態もあるようです。それなりに試験の仕方、面接の仕方、セオリーどおり教えられて入ってくるみたいなところもあるやに聞いております。そういう意味では、やっぱりもう一つ角度を変えた採用の仕方を考えたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

職員の採用試験につきましては、今年度採用試験を行うことで、現在募集中でございます。昨年までにつきましては、一次、二次試験という形で、今は二次は面接を主に行っております。今年度におきまして、今、議員さんが言われましたように、非常に市の職員として求められる全体の奉仕者としての心構えも大切ですが、やはり個性と主体性を持った、そしてまた柔軟な発想力、そしてまた人間性のあふれる職員の確保が必要というふうに思っております。こういう中で、今年度採用の試験につきましては、これまでの二次試験から三次試験まで拡大をするということで、これまでの一次試験の合格者をふやすということによって多くの人材を二次試験の面接で人物重視の選考をしたいというふうに考えております。そういう中で、今御提言をいただきました部分についても、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思っております。

○十五番（堀本博行君） その答弁を了といたしまして、次に移りたいと思います。

最後になります。かなりはしょって時間短縮に、といっても、もう十分しかありませんが、消防の救急車両について若干お尋ねをしたいと思います。

先般、私が宇佐の方にちょっと用事があって行って帰っておるときに、たまたまこの所管の救急車かわかりませんが、高速道路を走ってきました。ずうっと走ってきて、それで混んでいました、かなり混んでいました。ピーポピーポといいながら、その救急車はどういうふうにするのかと思えば、その混んだ列の一番最後尾につきました。どうなっておるのかな。私はぱっと見て、おいおいというふうな思いだったのだけれども、ETCをすっと通り抜けていけば行けるのですが、あら、ETCを搭載しておらぬのかな、どうなっておるのかなと思って、実は消防署、別府の署の方に、高規格救急車も導入しておりますが、「どうなっておるの」と言ったら、「搭載していません」と。「何で搭載せんのか」と言ったのだけれども、高速道路に例えばよく別府でも、別府・湯布院間で事故があった、救急車が飛んでいくという、こうしたときに、あの高速道のインターチェンジ、どういふふうに通っているのでしょうか。

○消防本部予防課長（伊南重伸君） お答えをします。

当市では、高速道路における救急車等の緊急車両については、ただいま御指摘のETC専用レーンでなく、一般レーンを使用しております。

○十五番（堀本博行君） ETC一台搭載、設置をする、工事費込めて幾らか御存じですか。どのくらいかかるか。

○消防本部予防課長（伊南重伸君） お答えをします。

一台につき約二万円程度と聞いております。

○十五番（堀本博行君） そうなのですよ。それはふだん、普通――ちょっと答弁をいただけなかったのですが、普通は混んでないときは素通りでぱっといいのです。ところがゴールデンウィークとか特に連休とかなったときに、すっと通れないときは逆のレーンを「すみません、通ります」みたいなこともおっしゃっていましたが、そうではなくてETCをさっと通って現場に急行するというのが、これはもう当たり前のことだと思うのですけれどもね。早急にETCをつけていただけますか。どうですか。

○消防本部予防課長（伊南重伸君） 御指摘のとおり緊急車両は、一分一秒でも迅速に災害現場に赴くというのが使命でございますので、道路公団ともETCの件も含め、最良の方法を協議していきたいというふうに思っております。

○十五番（堀本博行君） 最良の方法は、設置をすることです。人命がかかっています。このことをしっかりお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次の本会議は、明日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後七時 二分 散会